

平成27年12月 9 日
午前10時00分開議
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（17名）

1 番	伊 藤 勝 巳	2 番	川 瀬 知 之
3 番	鈴 木 みどり	4 番	那 須 英 二
5 番	三 宮 十五郎	6 番	早 川 公 二
7 番	平 野 広 行	8 番	三 浦 義 光
9 番	横 井 昌 明	10番	堀 岡 敏 喜
11番	炭 竈 ふく代	12番	山 口 敏 子
13番	小坂井 実	14番	佐 藤 高 清
15番	佐 藤 博	16番	武 田 正 樹
17番	伊 藤 正 信		

2. 欠席議員は次のとおりである（1名）

18番 大 原 功

3. 会議録署名議員

13番 小坂井 実 15番 佐 藤 博

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（33名）

市 長	服 部 彰 文	副 市 長	大 木 博 雄
教 育 長	下 里 博 昭	総 務 部 長	伊 藤 好 彦
民生部長兼 福祉事務所長	伊 藤 久 幸	開 発 部 長	竹 川 彰
教 育 部 長	八 木 春 美	総務部次長兼 財政課長	渡 辺 秀 樹
総務部次長兼 秘書企画課長	山 口 精 宏	総務部次長兼 危機管理課長	橋 村 正 則
民生部次長兼 十四山支所長	松 川 保 博	民生部次長兼 児童課長	村 瀬 美 樹
会計管理者兼 会計課長	山 守 修	監 査 委 員 長 事務局長	平 野 宗 治
総 務 課 長	立 松 則 明	庁 舎 建 設 準備室長	伊 藤 重 行
税 務 課 長	山 下 正 巳	収 納 課 長	鈴 木 浩 二
市民課長兼 鍋田支所長	横 山 和 久	保険年金課長	佐 藤 栄 一
環 境 課 長	伊 藤 仁 史	健康推進課長	花 井 明 弘

福祉課長	宇佐美 悟	介護高齢課長	半 田 安 利
総合福祉センター 所 長	村 瀬 修	農 政 課 長	安 井 耕 史
商工観光課長	羽 飼 和 彦	土 木 課 長	山 田 宏 淑
都市計画課長	大 野 勝 貴	下 水 道 課 長	小笠原 己喜雄
学校教育課長	水 谷 みどり	生涯学習課長	安 井 文 雄
図 書 館 長	山 田 淳		

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	三 輪 眞 士	書	記	浅 野 克 教
書	記	伊 藤 国 幸		

6. 議事日程

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	一般質問

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開議

○議長（佐藤高清君） おはようございます。

会議に先立ちまして、報告いたします。

西尾張CATVより、本日より明日の撮影と放映を許可されたい旨の申し出がありました。よって、弥富市議会傍聴規則第9条の規定により、これを許可することにいたしましたので、御了承をお願いいたします。

なお、大原功議員から本日の会議の欠席届が出ておりますので、報告いたします。

質問、答弁される皆さんは、努めて簡潔・明瞭にされるようお願いをいたします。

ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤高清君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、小坂井実議員と佐藤博議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 一般質問

○議長（佐藤高清君） 日程第2、一般質問を行います。

順次、発言を許します。

まず平野広行議員、お願いします。

○7番（平野広行君） おはようございます。

7番 平野広行。

通告に従って質問します。

早いもので、きょうが1期目最後の一般質問となりました。この4年間で3回もトップでの質問ができることに大変感謝し、また運の強さも感じております。

今まで行ってきた一般質問の中で提案しました施策が、採用されたものもあれば、採用されなかったもの、いろいろありますが、1期目最後の議会に臨み、いま一度原点に戻り、地域の課題について質問したいと思います。

平成21年3月に、弥富市の今後10年間のまちづくりの指針として第1次弥富市総合計画が策定され、それに基づき本市の将来像や土地利用を明らかにすることを目的に、都市計画マスタープランが機会の議決を経て定められました。計画の期間としては、平成21年度からのおおむね10年間を計画期間としておりますが、土地利用や都市計画にかかわるさまざまな情勢の変化、市民のまちづくりに関する意向の変化等を考慮しながら、見直しを行うこととなっております。

弥富市都市計画マスタープランは、都市全体の将来像や土地利用及び都市施設のあり方を示す全体構想編と、地域ごとの将来像やまちづくりの考え方、取り組みの方策等を示す地域別構想編で構成されますが、きょうは弥富市を北部、中部、南部の3つの地域に区分した地域別構想に沿って質問いたします。

マスタープランの策定に際し、市民ワークショップ会議が開催され、それぞれの地域のまちづくりの課題と解決策を検討し、整理しました。まず北部地域ですが、北部地域は、鉄道や幹線道路、主要な公共施設が集中し、住居系の市街地を形成し、本市の約75%の人口を占める地域であります。市民ワークショップ会議における課題としては、まず第1に駅前整備が上げられており、J R、名鉄、近鉄弥富駅の統一本化、弥富駅周辺の整備、周辺生活道路の整備等が上げられております。しかしながら、駅前整備については、以前市が行った試算では三十数億円という予算が必要であり、中期財政計画のもと、一度は凍結するとの方針が示されました。ところが、ことしの9月議会において、住民の皆さんの利便性を考慮したJ R・名鉄弥富駅の自由通路及び橋上駅舎化の整備を平成32年度末完成に向けて取り組むとの方針が示されました。非常に喜ばしいことですが、ぜひ実行していただきたい事業であります。先回、財政上の問題から凍結した経緯からして財政上問題点はないのか、順次質問いたします。

まず最初に、予算が三十数億円から20億円前半の金額になったと聞いておりますが、これは事業内容がどのように変更されたことによるものなのか、まず伺います。

○議長（佐藤高清君） 竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） おはようございます。

平野議員の御質問に答弁申し上げます。

弥富駅周辺整備計画につきましては、平成22、23年度に、J R・名鉄弥富駅北口広場から中央駅前広場、そして近鉄弥富駅南口広場を自由通路で結ぶ弥富駅周辺整備基本構想（案）を策定いたしました。平成24年度には、この基本構想のうち、事業効果を早期発現するため、J R・名鉄弥富駅自由通路及び橋上駅舎化整備を先行する形での基本計画を概算事業費三十数億円で進めておりました。本年9月議会でお示しした整備方針では、20億円前半の事業費として説明させていただいております。

見直した内容としましては、自由通路及び階段部の幅員を狭小化、駅舎部面積及び通路部の狭小化、エレベーターを自由通路と駅舎で共用することによる減数、仮跨線橋及び仮ホームを必要としない計画、通信施設等の影響を極力抑えた施設配置等により、全体的にコンパクト化したことにより事業費が変更となったものでございます。以上です。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 今、部長から説明がありましたように、ざっと大まかに言えば、コン

パクト化したと、それに基づく事業費の減少ということによろしいですね。

次に、財政上の問題について順次質問します。

まず起債についてですが、この事業は合併推進債を利用することはできるのかできないのか、まずこの点について伺います。

○議長（佐藤高清君） 渡辺財政課長。

○総務部次長兼財政課長（渡辺秀樹君） お答えいたします。

合併推進債の利用についてでございますが、本事業につきましては、合併推進債の利用はすることができません。駅の自由通路につきましては道路に該当いたしますが、道路に関しましては、その要件が合併の対象市町村相互間の道路・橋梁等の整備事業となっており、弥富市内にあるＪＲ・名鉄弥富駅の自由通路に関しましては対象とならないためでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○７番（平野広行君） 今、課長から答弁がありましたが、この事業は合併推進債を利用することができない、そういう事業であるということですね。

そうしますと、財源はどのようになるのか、その内訳を伺います。

○議長（佐藤高清君） 渡辺財政課長。

○総務部次長兼財政課長（渡辺秀樹君） お答えいたします。

財源の内訳につきましてでございますが、自由通路に関しましては、国の交付金であります社会資本整備総合交付金の活用を予定しております。また、その交付金対象経費で交付金以外の市負担の部分につきましては、充当率90%の公共事業等債という起債の充当を予定しております。そのほか交付金の対象とならない駅舎部分等につきましては、ＪＲの負担金を除き、充当率75%の一般単独事業債という起債で充当し、起債で充当できない部分につきましては、基金を活用していきたいと考えております。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○７番（平野広行君） 起債で充当できない分については、財政調整基金を活用していくということですが、金額的にどれぐらいの金額を予定されているのか、伺います。

○議長（佐藤高清君） 渡辺財政課長。

○総務部次長兼財政課長（渡辺秀樹君） 総額が20億円前半ということでございますので、起債の充当率から計算いたしますと、4億円以上は取り崩しが必要になると想定しております。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○７番（平野広行君） 本市の場合、財政調整基金は約20億円で、ここ数年推移しております。この先、財政調整基金の積み立てということは難しいと思います。今後の新庁舎建築も視野に入れて、なるべく基金を取り崩さないような財政計画を要望し、次の質問に移ります。

次に中期財政計画ですが、この自由通路整備事業が行われることによって、平成26年に作成された中期財政計画、これは平成27年から31年にかけての5年間のものですが、これとはかなり違ったものになってくると思います。26年の中期財政計画では、市債の借入れ最高額が29年度におきまして27億8,890万円、公債費の支出は31年度におきましては12億7,770万円とありますが、27年に作成される中期財政計画では、これらはどのように変わってくるのか、お伺いします。

○議長（佐藤高清君） 渡辺財政課長。

○総務部次長兼財政課長（渡辺秀樹君） お答えいたします。

今後の予想でございますが、借入れにつきましては、平成30年度に約32億円の借入れがあるのが最大となり、公債費につきましては、平成29年度に約12億円となるのが最大となる見込みでございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） そうしますと、新庁舎の建築の時期との関係もありますが、現状では平成30年度で5億円ほどアップするわけですが、自治体の財政の健全化を示す指標の一つであります実質公債費比率ですが、ことしの9月議会で課長から説明されたときは、平成26年度は7.0%でした。これが28年度以降、最大でどれぐらいになると予想されているのか、伺います。

○議長（佐藤高清君） 渡辺財政課長。

○総務部次長兼財政課長（渡辺秀樹君） お答えいたします。

単年度の数値でいきますと、平成29年度に最大で7.3%になる見込みでございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 7.3%と課長は今お答えになりましたが、私はもう少し高い値になると思っておりましたので、ちょっと安心をいたしました。

近隣市町村の実質公債費比率がホームページ上で公表されておりますが、平成25年度において愛西市が5.4%、あま市が6.4%、津島市が10.8%、稲沢市が8.0%、蟹江町が6.4%、飛島村が1.8%、そして本市とよく似た規模の岩倉市が8%、高浜市が6%となっております。本市の場合、平成21年度が6.9%で、26年度が7.0%ということで、ずっと横ばいの状態で順調に来ております。今後、新庁舎の建築もありますが、最大でも7.3%ということで、近隣市町村と比較しても問題はないと思われます。したがって、JR・名鉄弥富駅の自由通路整備事業は、財政上問題ないということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 財政計画につきまして中期計画を策定しておるわけでございますが、この平成27年という中で見通したときの修正版を今議会の中で、全員協議会等でまたお示し

させていただきたいと思っておりますのでございます。

財政の健全化というのは、大きく指標といたしましては2つの指標があるわけでございます。1つは公債費、いわゆる借金、元本をどうきちっと返していけるかということに対する公債費の比率が1つでございます。そして、社会保障と言われる医療、介護、福祉、そういったような扶助費、義務的な経費に対する経常収支、こういったものに対しての数字をしっかりと押さえていくということが大変大事だろうと思っております。公債費の比率が15%以上になったら黄色、赤信号であろうと思っておりますし、それから経常収支が100%を超えるというようなことがあってはならないという中で、しっかりと財政計画を見詰めながら、さまざまな事業を推進していくということが正しいと思っております。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 市長から答弁をいただきまして、財政上問題ない、そういったふうに理解しておきます。

計画に異を唱えるつもりは全くありません。あとは限られた財源の中で、利便性のある自由通路整備事業に向けてしっかりと取り組んでいただくことを期待し、次の質問に参ります。

次は中部地域についてであります。

中部地域は、全域が市街化調整区域であり、人口は約17%を占め、圃場整備により整備された農用地を初め、本市の地場産業である金魚の養殖地と緑豊かな土地利用が広がっております。全域が市街化調整区域であるとともに、農業振興地域に指定されております。また、三ツ又池公園、海南こどもの国等、市民の憩いの場となる広域的な公園が整備されており、ワークショップ会議では、無秩序な開発の抑制、計画にない開発の規制、これ以上の道路整備の抑制、金魚養殖池の維持等が上げられております。住宅地としての静けさ、雰囲気、自然、緑の豊かさ、美しさが満足度の上位を占め、開発抑制の考え方が多数を占めている地域であります。

私は、この地域の発展には、この地域に農業の6次産業化の拠点を設けてはどうかと思います。そこで、まず6次産業というものはどんなものかといって少し説明させていただきます。

1次産業である農産物の生産だけでなく、それを加工し、販売する2次産業、そして販売や観光農園のような地域資源を生かしたサービス等の3次産業に踏み込むこと、当初はこの1次、2次、3次を足して6、あるいはまた掛けて6になるということから6次産業と名づけられました。

2010年に6次産業化法が成立し、6次産業化が1次産業の振興や地域活性化を図る方策として進められており、また6次産業化はTPPに屈しない日本の強い農業をつくるためにも必須だと言われております。農家レストラン、農産物直売所、体験農園等、6次産業化が大

きな流れになっております。目的は、農家の経営を多角化し、収益率を高めることにあります。6次産業化を進めるに当たっては、メリット・デメリット両面があるわけですが、その点についてどのように捉えてみえるのか、まず伺いいたします。

○議長（佐藤高清君） 竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） お答えします。

最初に6次産業化のメリットでございますけれども、まず収入が安定するということが考えられると思います。まず、1次産業であります農業の収入は、農作物を市場に卸すことで得られますが、天候不順により不作になったり、豊作過ぎて生産調整を行わなければならなくなったりというように、自然と市場原理に収入のほうが左右されるということだと思えます。

しかしながら6次産業の場合は、農作物をそのままではなく、調理、加工、パッケージングして販売することができるので、市場への卸価格に左右されることなく安定した収入が得られると思われます。また、コストを削減できることが考えられます。原料の生産・加工・流通までが一本化されるため、流通コストが削減でき、価格が抑えられ、消費者にとってもメリットになります。

次にデメリットでございますけれども、多額の資金が必要になるということが考えられます。工場や店舗を用意し、従業員を雇用するための経営資金、設備投資費用、また宣伝するための費用など、多額の資金が必要となります。それと、また運営していくためには法人化の検討も必要になってまいります。自分の家族、親族だけで運営するのではなく、農作物と商品の品質管理や、工場での製造員や直営店での販売員など、そういった勤めてくれる人の人材雇用ということが必要になってくると考えております。

以上が、メリット・デメリットだと考えております。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 私もいろいろ調べました。メリットとしては、収入の安定が第1ですね。それから、作物のブランド化ができるわけですね。そうしますと、高価格での販売ができる。こういったメリットがあります。

デメリットとしては、今おっしゃったように、1人ではできません、個人ではね。どうしても法人化が必要になります。法人化が必要になれば、工場等いろんな設備投資をしなければなりません。多額の資金が必要と。こういったところがデメリットでないかなあと私も思っております。

このような6次産業化企業の設立に向けて、じゃあ市としてはどのような支援を考えてみえるのか、伺います。

○議長（佐藤高清君） 竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） 現在、6次産業化に向けました取り組みに対する支援としましては、国・県・市それぞれ行っている状況でございます。

国は、新商品の開発、製造、販路開拓、ワークショップの開催等の取り組みや、必要となる加工や販売施設等の整備に対しまして、6次産業化ネットワーク活動交付金という金銭的支援を行っております。

県におきましては、愛知県6次産業化サポートセンターが、6次産業化に取り組もうとする農業者へ6次産業化プランナーを派遣しまして、事業計画の策定支援、新商品開発の助言、経営アドバイス、6次産業化に関する情報提供を行っております。

それで市としましては、国や県のサポートの紹介や橋渡しを行いまして、また市が中心となって地域の農業者、商工業者、JA等が参加する6次産業化推進協議会を設置し、6次産業化に取り組まれた方が6次産業化を推進するために地域ぐるみで取り組める方策を検討できるような場を設けております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） ありがとうございました。

私もこの支援について、ちょっと視察といいますか、先日、鍋田地区の農地防災対策事業協議会と鍋田土地改良区で、米子市にありますポンプメーカーの鶴見製作所の米子工場、ここではちょうど末広第2排水機場のポンプのオーバーホールが行われているところでして、研修に同行したわけですが、そのとき、近くの境港市、ここは先日亡くなられた「ゲゲゲの鬼太郎」で有名な水木しげるさんのふるさとですが、そこにある岡野農場という大根の栽培農場を見学しました。干拓地ですが、大根を90ヘクタール栽培し、加工してローソンにおでん用として販売しているとのことでした。年商6億円ということで、まさに6次産業そのものであります。後日、境港市の担当の方と一度お話をさせていただきましたが、今言われたように、国・県の補助制度をいろいろ紹介して、その活用方法について全面的にサポートをしていると言ってみえました。

本市としても、6次産業を目指す企業に対して全面的なバックアップをし、全国から注目を浴びるような農業法人を育てていくことを期待しておりますが、この点につきまして市長の考えを伺います。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 平野議員に御答弁申し上げます。

農業を取り巻く環境というのは、いつも言っておるわけですがそれでも大変厳しい。そして、TPPへの大筋合意という形においては、諸外国とのこれからの競争に対して大変な厳しさというものがより一層加わってくると思っております。これらにどう立ち向かうかということについては、守りの農業から攻めの農業という形の中での一層の知恵と技術革新とい

うことが叫ばれるわけでございます。

今回、ＴＰＰの大筋合意ということに対して、どのように日本の農業に対して、その政策を打っていくかということに対して、国のほうが政策大綱を示しております。一つは、より競争力の向上を図っていく。一つは輸出の振興を図っていく。品質のいいおいしい日本の食料品というものを諸外国に売っていく。あるいは、先ほどから話がございます６次産業化へということに対する農業所得の安定化対策をしていく。もう一つは、食の安全ということに対して、より一層厳しく取り組んでいく。そういったことが、国の今回のＴＰＰにおける私は政策大綱ではないかなあと考えております。そういった形の中で、６次産業化へのアプローチということについても、先ほども言うておりますように、農業所得の安定化対策ということについては、非常に重要な施策であろうと考えております。

今、私どもは、まち・ひと・しごと地方創生総合戦略というものを、その素案を立てておるわけでございますが、この素案につきましては、現実的な形としては、地方創生の一つの総合戦略としては、来年の２月の下旬に皆様方にもお示しをさせていただきたいわけでございますが、その中で農水産業への振興という状況で、この６次産業化ということについても触れておるわけでございます。現在、弥富市といたしましては、平成26年、ある意味ではその件数は非常に少ないわけでございます。具体的な数字を言いますと、１件ないし２件ということになるわけです。バラを使った素材でドレッシングをつくり、あるいはジャムをつくってみえる、こういった形で６次産業化に努力していただいている農家の方もあります。あるいは十四山地区におきましては、自分たちで契約栽培をされたキャベツ等を加工して製品化していくというようなことがあるわけでございますが、この地方創生の総合戦略の中で、平成31年には、こういったような６次産業化に対して４件か５件ほど、そういったようなものがないかという形の中で、これから努力してまいりたい、あるいは農家の方としっかりと話し合いをしていきたいと思っておるわけでございますが、いずれにしても６次産業化ということについては、そんな簡単なものではない、容易なものではないということを強く思っておるわけでございます。

要するに、私どもの弥富市で生産される野菜、あるいはフルーツ、そういったようなものに対して、その農産物を生かしていただく協力会社という形の中で物をつくっていく、いわば仕様書発注というような形の中で製品化していくことが一番望ましいだろうと思っております。ある種のＯＥＭ手法ということがあるわけでございますけれども、こういった形で弥富の農産物の素材を使っていただくことによって、加工し、生産をしていただく会社に対して契約していく。こういうような形のものが望ましいのではないかなあと考えております。

いずれにいたしましても、６次産業化を進めることによって、農業の可能性を広げたり、あるいは先ほどから言うております農業所得の安定化対策ということについては大変重要だ

ろうと思っております。行政といたしましても、それぞれの皆様方に対して、より一層この辺のところについてもお話を聞かせていただき、そしてまた我々としては補助等の検討もしていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 市長、今おっしゃいましたが、これからやはり守りじゃなくて攻めの農業をやっていかなければなりません。そして、収益の安定、こういったためには、どうしても今までどおりじゃだめですので、6次産業化を進めていかなければならない。そのためには、いろいろ支援ですね、市の支援をしっかりとしていただいて、そういった設立を目指す方をフォローしていただきたい。こういうことを強く要望して、次の質問に入ります。

次に、南部地域について質問いたします。

南部地域は、名古屋港の一翼を担う鍋田埠頭を抱えた臨海工業地帯と農地が広がる田園地帯から成り、市に占める面積は42%ありますが、人口は約7%しかありません。マスタープランの中では、農業の維持や自然環境の保全と新たな物流・製造業の集積を共存したまちづくりが必要であると述べられております。

物流・製造業の集積を目指し、末広地区66ヘクタール、八穂地区35ヘクタールが、ものづくり産業地として位置づけられましたが、まず最初に、この地域をものづくり産業地として位置づけた理由から伺います。

○議長（佐藤高清君） 竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） 南部地域は人口も少なく、豊かな自然や優良な農地が広がる田園地域と、重要港湾であります名古屋港臨海部の工業系市街地で形成されております。また、伊勢湾岸道路を初めとする道路ネットワークを生かした物流・製造業の集積が進んでいることから、さらなる産業立地の拡大などが望まれておりました。

そこで、既存の産業集積の機能拡張・拡充を踏まえ、ものづくりの拠点として、工業系市街地に隣接する地区、臨海部の背後地に位置する地区、先ほど議員言われました八穂地区、末広地区を位置づけしております。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 鍋田埠頭を中心に、流通産業の集積地として開発が現在も進んでおります。そして、また一方では、川崎重工を中心とした航空宇宙産業の進展とともに、企業の集積地としての開発も進んでおりますが、計画から5年が経過した現在、これら今言いました末広・八穂地区の開発行為はいまだに行われておりません。この件については、地域住民の方と考える相違があるように思われますので、今後の見通しについて、具体的な進行手順について順次質問いたします。

まず、末広地区、八穂地区、どちらも農業振興地域内にある優良農地であります。開発行

為を行うに当たっては、県企業庁が示す開発要件をクリアしなければならないと理解しておりますが、それでは県企業庁の開発要件とは何か伺います。

○議長（佐藤高清君） 竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） 現在、企業庁より示されております開発要件は6項目ございます。まず1つ目としまして、地区計画が定められていること、または定められる見込みがあること。2つ目としまして、用地取得の見込みがあること。3つ目としまして、廃棄物の埋設及び土壤汚染がないことの確認がされていること。4つ目としまして、資金計画上支障がなく、かつ採算が確保できること。5つ目としまして、企業立地の確実な見通しがあること。6つ目としまして、市の積極的な協力が得られること。以上、6項目でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 今、答弁がありました6項目の中で、まず1番目に出てくるのが、地区計画が定められていること、または定められる見込みがあることとありますが、じゃあこの地区計画とは一体どのようなものなのか、伺います。

○議長（佐藤高清君） 竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） まちづくりは、都市計画法による区域区分や用途地域、建築基準法等により規制され、まちが形成されています。地区計画は、一定の地区を対象に、さらにその地区の実情に合ったよりきめ細かい規制を行う制度となっております。具体的には、道路・公園といった施設の配置及び規模に関する事項や建築物の形態・用途・敷地等に関する事項を総合的な計画として定め、開発行為や建築行為をこれに基づいて規制・誘導することにより、地区の特性を生かした良好なまちの整備を図ろうとするものでございます。

ものづくり産業地として位置づけた八穂・末広地区は、議員も言われましたように市街化調整区域であります。平成18年の都市計画法の改正によりまして、開発許可制度が見直しされ、市街化調整区域における開発許可等は、地区計画——これは市の決定となりますけれども——に定められた内容に適合する場合に許可できる基準によることとなりました。本地区で企業庁が開発をする場合においても、市街化調整区域内地区計画を定める必要があり、工業系の地区計画を立てることになります。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 基本的には、この地域計画というのは市が定めるものであって、決定権者は市であるということによろしいでしょうか。よろしいですね。

先ほどの答弁がありましたように、住民の合意に基づいて、それぞれの地区の特性にふさわしいまちづくりを誘導するための計画であると定められているわけですが、この住民の合意とは、その地権者全ての合意がなければ、たとえ一人でも反対があればだめということでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） 市街化調整区域内の地区計画を定めるに当たりまして、愛知県との協議の段階で、法定ではありませんが、全ての土地の所有者等の同意が必要となります。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） これは、2番目に言われた用地の取得見込みがあるということに該当するというわけですね。

○議長（佐藤高清君） 開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） 企業庁の開発要件の用地取得の見込みにつながると考えております。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） じゃあ、次に3番目の廃棄物の埋設及び土壌汚染がないことの確認がされていることとありますが、仮に廃棄物があった場合、それは地権者の責任において除去すれば、開発要件を満たすということによろしいですね。

○議長（佐藤高清君） 竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） 土地の所有者等の費用、責任において、それを除去、撤去されるということであれば、要件は満たされ则认为しております。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 次に、例えば末広・八穂地区以外で、地権者が合意して土地の確保ができた場合、その地域において地区計画は立てられるのか、伺います。

○議長（佐藤高清君） 竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） 末広・八穂地区以外でということによろしいですね。

○7番（平野広行君） そうです。

○開発部長（竹川 彰君） 市街化調整区域に工業系の地区計画を定めるに当たりましては、基本的事項としまして、弥富市都市計画マスタープランに土地利用が明示されているということが第1に必要となります。

また、市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域でありますので、地区計画を定める周辺において、いたずらに開発を促進することがないように適切に規制・誘導しなければならないとなっております。

対象地区の要件としましては、高速道路のインターチェンジや幹線道路等の既存ストックの活用ができることや、地区面積が原則5ヘクタール以上のおおむね整形な区域で、道路、水路、緑地等、公共施設整備が確実な区域であること、防災上、これは湛水、津波、高潮等ですけれども、危険な区域や農業振興上開発が望ましくないと見込まれる農用地を含まないというような条件がございます。したがって、地権者の合意のほか、これらの要件を満

たす場合に地区計画が可能となると考えております。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 地区計画というものは、ほかの地域においても、今、工業系ですが、工業系だけでなく、住居系でも建てられるということですが、現状としてはなかなか厳しいということで、現状では計画どおり、末広・八穂地区での開発を優先して順次進めていくということによろしいですね。

○議長（佐藤高清君） 竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） 市としましては、現都市計画マスタープランに沿って優先的に進めていくという考えでございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） それでは、これらの地域において現在どのような状況なのか、進捗状況について伺います。

○議長（佐藤高清君） 竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） 市では、ものづくり産業地のうち、八穂地区の一部を優先的に企業庁による土地造成事業を要望しておるところでございます。現在、企業庁の開発要件のうち3番目に当たります廃棄物の埋設の有無について、11月末より土地所有者及び農作業のオペレーターの協力のもと、耕作の合間に試掘し、順次確認作業を行っているところございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 八穂地区においては、八穂クリーンセンターの建設に際し、地域の方とさまざまなことを協議され、地域の方に大変協力していただきまして建設をされた経緯があります。また、その協議を通じて、先ほど言われましたものづくり産業地としてマスタープランに計画された地域であります。今後の開発の進め方について、今おっしゃられましたが、もう一度開発の進め方について伺います。

○議長（佐藤高清君） 竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） 本年2月の意向調査では、まだ全員の方から同意が得られておりませんが、現在行っています廃棄物の埋設状況確認後の土地所有者の意向を踏まえ、全員同意を得たいと考えております。

また、企業庁には、事業の採算性チェックや企業立地情報をいただき、ぜひとも事業実施の判断がいただけるよう、開発要件を一つ一つクリアしていきたいと考えております。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 順次進めていただくということで、お願いいたします。

最後に、この末広地区、そして八穂地区のものづくり産業地としての今後の取り組みにつ

いて、総括して最後に市長の答弁を求めます。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 平野議員にお答えを申し上げます。

都市計画マスタープランという形の中で、それぞれ弥富市を大きく3つの地区に分割し、それぞれの特色を生かしながらまちづくりを進めていきたいという形の中で、先ほども平野議員からお話をいただいたところでございます。北部地区、そして中部地区、そして南部地区、それぞれの特色を生かしたまちづくりでございます。

南部地区におきましては、先ほど来、私どもの開発部長が答弁しておりますけれども、八穂地区と末広地区にものづくり産業地として指定した理由というのは、大きく2つあるわけでございます。1つは、重要港湾である名古屋港臨海部の工業系の市街地で形成されている、その背後地にあるということでございます。もう一つは、伊勢湾岸道路を初めとする道路ネットワークということに対した、いわゆる利便性の高い産業立地を生かしていかなきゃならないということでございます。

そして、開発の方向性といったしましては、県企業庁との連携により一体的に開発することが望ましいという形の中で、企業庁と御相談を申し上げているところでございます。そして、企業庁の開発要件に見合い、なおかつ工業系の地区計画を定めて開発を進めていくということになるわけでございます。

そういう形の中で、今、9.5ヘクタール、地権者の御協力をいただきながらボーリング調査をさせていただいております。この八穂地区の、仮に都市計画マスタープランに定めた場所が愛知県企業庁の要件に見合わない、または地権者の責任において要件の合わないことを除去していただけないというようなことについて、仮にこれから発生するというようなことが出てきた場合においては、これは企業庁、あるいは地権者、そして我々行政としっかりと都市計画マスタープランということについて協議をしていかなきゃならないだろうと思っております。そういうことのないように、今はこのボーリング調査の成り行きをしっかりと注視していきたい。そして、その結果について具体的にになった場合については県との協議をしていきたい。

また、地区計画においては、最初は弥富市が音の問題は解決していきますけれども、いずれにしても県との協議がないと地区計画、例えば道路であるとか、あるいは農振の除去であるとか、そういったことにはなりませんので、この地区計画こそが県との協議になっていくと思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） ぜひともこの地区計画を立てて、前向きに進んでいただきたいと要望しておきます。

弥富市の基幹税、固定資産税ですが約48億円、そのうち3分の1強が、この栄南学区から出ております。南部地区の発展なくして弥富の発展なしと私は常に思っております。ですから、この地域の皆さんとよく話し合いをしていただいて、開発をぜひ進めていただきたい、こういうふうに思っております。

今回、私は、弥富市議会議員1期目の総括として、市内全域の課題、今後の取り組みについて質問させていただきました。弥富市は大きく分けて、北部、中部、南部と3つの地域に区分され、それぞれの地域の特徴があります。したがって、それぞれの地域に合った施策を進めていくことが大事であります。

弥富市の税収も、微増ではありますが、今のところ順調に増加しております。しかしながら、医療、介護、福祉等社会保障費の増加により、厳しい財政運営が行われております。また一方では、公共施設の老朽化が進み、これらの対策も行わなければなりません。今後は新公会計制度を取り入れ、しっかりとした計画に基づき対策をとらなくてはなりません。そのためには、財政課だけではなく全庁的に問題点を共有し、全職員一丸となって弥富市財政の健全化に向けてしっかりと取り組んで、みんなでつくるきらめく弥富を目指していかなければならないことを申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長（佐藤高清君） 暫時休憩します。再開は11時とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時47分 休憩

午前11時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に三宮十五郎議員、お願いします。

なお、質問に対する参考資料を皆さんのお手元に回覧しましたので、よろしく願います。

三宮十五郎議員。

○5番（三宮十五郎君） 皆さん、こんにちは。

私は、今期最後の一般質問を、通告に基づいて3点にわたって市長中心にお尋ねいたします。

まず最初に、憲法と国民主権、平和主義と民主的な議会制度を回復することについて。また、今の国の状態が、地方自治が必要な役割を果たす上でも大きな障がいとなっておりますので、それを取り除く上でも積極的な役割を果たしていただきたいということについて、市長にお尋ねいたします。

市長はこの間、憲法9条があったからこそ今日の日本がある。安倍総理が国民や国会に説

明することもなく、アメリカに行って一方的に安保法の、私たちは戦争法と言っておりますが、成立を約束してきたことが問題。内閣の解釈の変更でできることではないと。安倍総理は、国民合意のための説明責任を果たすべきだという趣旨の発言を一貫して行われてまいりました。その立場は、中日新聞などで公表されている時々の世論調査を初め、マスコミ各社の多くの調査、憲法学者や弁護士などの専門家や市民、国民の大多数の民意と一致したものであり、市民を励ますものでもございました。

残念なことに、政府と国会は内閣や公務員に課せられております憲法を守る責務を放棄して多数決で強行してしまいましたが、国権の最高機関としての国会が、政府と一体となってこの暴挙にくみし、憲法の定めによる国会の野党各党の召集要求を認めず、国政の重要な課題を国会と国民への説明も行わないままに、また国民的合意をつくる必要な努力も行わない状態のもとで、内閣と与党の意向だけで次々と実行に移すなどは、さきに麻生副総理が行いました「ナチスに学べ」の発言を地で行くものであり、憲法の一部停止ともいう異常事態が作り出されております。

この間、この暴挙に反対し続けてまいりました野党各党と諸団体が10月16日に意見交換を行い、引き続いて協力して暴挙の廃止のために、また憲法に基づいた民主政治が行われることを求めて運動していくことを確認いたしました。

一方で、ママの会だとかSEALDsなどの無党派の皆さんや憲法を守れと活動を続けております各種団体、学者や法律家、原発学者の諸団体、多くの宗教者や全国の労働組合連合会など29団体が共同で、戦争法の廃止を求める2,000万署名を呼びかける「戦争させない・9条壊すな！総がかり行動実行委員会」を発足させました。憲法を守る平和主義と民主的な議会制度を回復し、国と地方の統治制度の正常化を図るという立場からの発信を引き続いて行っていただくことができるかどうか、まずお伺いいたします。

あわせて、ちょっとこの問題だけ質問させていただきます。

30日の中日新聞の報道では、フランスのテロのような事態が日本でも起こるというふうに心配されている人たちが79%にも及んでいることが明らかにされました。アメリカによるイラク戦争がなかったら、ISのような残酷なテロ組織は生まれなかったというのが中東問題の研究者の大多数の見解でございます。民族や宗教問題も絡んで憎しみの連鎖がさらに広がり、テロの心配が国民の間に広がっております。武力でテロをなくすことは、もはやできない。世界中に進出している邦人を守り、無差別テロをなくすためにも、国際的な協力が必要だということは、多くの皆さんが口にしていることですが、今最も日本にとって必要なことは、国際紛争、民族や宗教的な対立の解決のために、戦争や暴力に頼らないという国連憲章や日本国憲法、戦後70年間一貫して武力紛争にかかわらなかったという平和憲法を持つ国としての日本の役割を生かした平和外交であり、発展途上国への援助に軍事費を盛り

込むとか武器を売り込むということではなく、貧困の防止や、異なる文化や宗教を尊重する地道な努力を尽くしていくことが日本に求められている、または我が国が実際にできる最も効果的な国際貢献であり、同時に我が国を守る最良の道であると思いますが、このことについても市長の御見解をお伺いいたします。

さらに、旧弥富町時代に、国の内外で原水爆禁止、平和な世界をとという大きなうねりをつくり出しました広島と長崎からのアピール署名の呼びかけは、当時、町の教育委員長や消防団長を含む多くの公職者の皆さんが署名され、後の平和都市宣言に引き継がれました。その後、さらに弥富市として平和首長会議にも参加をされ、地道な努力が行われておりますが、日本が海外で武力行使をする国になれば、既に行われているように国民主権や民主主義が損なわれるだけでなく、戦争費用の調達によって経済も市民の暮らしも大きく損なわれることが心配されます。少子・高齢化が続き、世界でもトップクラスの借金を抱えている国が戦争への道に踏み出せば、国民の暮らしも、それを支える地方自治も一層大きな困難を伴うことになることは明らかでございます。憲法を守り、平和な日本を。国による異常な大企業、大資産家減税を改め、市民の暮らし、命を守る土台から支える地方自治のために積極的な役割を果たしていただくことが、今、全国の自治体と首長に求められていると思いますが、そのためにも積極的な役割を果たしていただくことを強く求めますが、あわせて市長の御見解をお伺いいたします。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 三宮議員に御答弁申し上げます。

安全保障関連法案に反対の声をということでございますが、その前段として、私ども弥富市は平成11年、平和都市宣言をして、恒久的な平和を願う自治体として宣言させていただきました。また、平成23年6月には、広島・長崎の市長を中心とする平和首長会議に私も加盟させていただき、核兵器の廃絶を願っている一人でもございます。

ところで、私は当初から、この安保法制の柱となる集団的自衛権行使容認、いわば武力をもって戦うことができるとする法案に対しては、憲法13条で保障されておる生命・自由・幸福を追求する権利を尊重するということに対して解釈の改憲であり、あるいは拡大解釈であろうという形で一貫して申し上げてまいりました。

この安全保障関連法案は、60%の国民が反対をされ、なおかつ80%が、この法案に対する説明が十分ではないと言われていたにもかかわらず、あの前の国会の強行的な採決は、決して国民の理解を得るということではないと考えておるところでございます。

戦後70年、戦争放棄を誓い、恒久的な平和を守る憲法9条の存在は非常に重いものがあり、また大きな価値のものであらうと思っております。世界唯一の被爆国である日本であります。二度と戦争は起こしてはならないし、同盟国等に対しても、この憲法9条は守られるべきで

あるということを、この立場を貫いていきたいと思っておるところでございます。

日本の役割という形の中で、先ほど三宮議員は、いわゆる各国との平和外交に徹するべきだということでございます。昨今の世界各地を見ておりますと、テロに対する国民の心配は日ごとに高まっているわけでございます。戦争には一定のルールがあると思われませんが、テロには全くない。無差別で突発的である。現在の世界各地のテロは、いわば新しい戦争の形態であると言っても過言ではないと思っております。このような状況の中で、日本は同盟国等に対してくみすることではなく、あくまでも日本の役割として各国との平和外交に徹していただきたいということを、この場をかりまして強く求めるものであります。

3点目は、地方自治と民主主義を守るために、行政の長として積極的な役割を果たせということでございます。

地方自治と民主主義を守るという観点でございますけれども、今、この基本的な考え方が表面化しているのは沖縄の基地問題であろうと思っております。法廷闘争にまで至っているわけでございますけれども、その争点は、名護市辺野古の埋め立ての承認取り消しの是非だけではなく、日本に地方自治や民主主義はあるのか、沖縄にのみ負担を強いる安保体制は正常か、このことを国民に強く問いかけたいと言われたのが翁長沖縄県知事でございます。この裁判は、まさに注視すべき裁判になっていくであろうと思っております。

私どもは、地方自治を考えると、国と地方の中で地方自治を考えると、その実態は、国が圧倒的な権限と財源を有し、その中には地方自治の精神は実際には具現化されていない場合もあるかもしれません。しかしながら、日本国憲法の問題は、地域の住民により地域のことが決められるという原則を尊重しているはずであります。そういうようなことの中において、中央集権的至上主義であってはならないと思っております。よって、私たちの地方自治、あるいは皆様方の地方の議会という形の中における裁量であるとか地方議会の権限は、非常に重いものがあるということを私は常々お話しさせていただいております。

また、民主主義は多数決主義が原則であろうと思っておりますけれども、その中には少数の意見にも耳を傾けて議論することが正しいと理解しているところでございます。今後もしっかり私自身にそのことを問いかけながら、役割を果たしていきたいと思っているところでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） ただいま、これまでの立場を貫いたきっぱりとした市長の見解を聞きまして、市民の皆様にもこのことを伝え、私たちもふさわしい役割を果たしていくために頑張っていきたいと思っております。

次の質問に入ります。

今、皆様のお手元に、A4、3枚で、頭に浄化剤の散布の鯛浦でやっている一例という

ことで、これは弥生小学校の南側の専念寺さんのところを中心にいたしました約250メートル。緑で塗ってあるところの向かって右手が上手ですが、それ以前はふたをしてありまして開渠になっておりませんので、開渠になっておるところ、そしてまた上之割地域の污水がかなり集中的に流れ込んでくる場所ではありますが、一番最初の説明、今の地図の下にある写真は、そのためにほとんど年中草も生えることもができないほど污水の影響を受けております。ただ、もともとこの作業、鰯浦の区長さんたちを中心に始められたのは、排水路の防臭対策ですね。夏場になると本当にトイレの中におるようなにおいがすると、何とかしてくれということで始めたものであります。

次の2枚目の写真を見ていただくと、今の地域の5カ所を撮った写真であります。2枚目のところに行きますと、やっと水草が生え始めたりして、水の色も随分変わり始めていておりますが、3枚目が、大体これが真ん中ぐらいのところの写真ですが、水草はもっと生えておるし、真ん中のほうに点々とあるのが、これはタツピノが泳いでいる状態で、上の写真に比べても水がきれいになっておりますね。

4枚目は専念寺さんのあたりですが、ちょっと茶色のところと白っぽいところがありますが、この白っぽいほうは、油が流れた後で、薄い膜が張っていて色が変わっております。

その次のところは、文字どおり、本当に谷川の水と言ってもいいぐらいの透明度も高いものになっておりますが、これは、いつもこういう状態になるんじゃないくて、大体秋口ですね。秋口になると、毎年こういう状態になっております。ここで下に見えている粒々の多くはタニシです。それから、左側にちょっと大きく3つほど見られるのは、ジャンボタニシのまだそんなに大きくなってないものですね。ちょっときらきら光っておるのも、水の関係で光っておるわけですが、これはタニシですね、みんな。だから、そういう状態になる。当初予想しておったよりも、ちょっとびっくりするぐらい大きな効果があるものであります。

私がこの質問をきょう取り上げたのは、これはもともと下之割の、市長と、ちょっと字は違いますが、同じお名前になります服部章文区長さんたちが、弥富市の職員にもぜひ見てほしいということで、桜小学校と市役所の間の排水路で最初に実験を始めた、あるいは弥富市の中に水槽を持ち込んで実験していただいたということが出発になって。私もびっくりしたんですが、以前の状態も見ておりましたからあれですが、周辺の浄化槽の不十分な状態で、いろんなものが流れ込んで、結構汚い水路になっていましたよね。田んぼに水を入れるときはいいんですが、そうでないときはやはり汚いなという感じだったんですが。この浄化剤を入れるようになって、ヘドロが底までなくなって、土や砂がもろに出てくるとか、水草が生えとかという状態、今見ていただいたような状態に近いようなものになっております。

だから、当初考えていたより、予想を超える効果があったり悪臭防止やヘドロの堆積防止。費用にいたしましても、当初、鰯浦区の皆さんがやっていたのは、大きい袋ですね、肥料が

入っているような袋で買って小分けしておったんですが、昔は農家の人たち、くみ取りでいろんなことをやっていましたので、少々のおいには気にされんですが、最近は農家の人でも、おいについては個人差がありますので、幾らか小分けするのに、おいがありますし、私も、家内が当時、自治会長をやっておったときもありまして、結局、私が全部小分けをして、うちの町内に配ったんですが。そういうことを通じまして、お勝手口やトイレから流して、途中の排水路も、そんなに悪臭がしないようになっていくとか。

私、あわせて、自分のうちは、生活排水は合併浄化槽ではありませんから、そのまま川へ流すことになりますので、少しでもごみを取りたいと思ひまして、これぐらいの結構深いますを2つつけて、そこに油だとか、それから固形物がたまるようにしてあるんですが、これを使い出す前は、大体3カ月に1回ぐらいは取らないと、油がゼリー状に固まりついたり、それから下にだんだん固形物がたまったりして水があふれ出すような状態で、ずっとそれを何年か繰り返してきていたんですが、これを使うようになってから、そういうゼリー状に固形することもなくなったし、悪臭もしなくなったというかな、そういう状態まで自分のところでも実際に変化を見ております。

そして、費用的にいいにしても、大体、肥料のような袋で買ったもので、鯛浦がやっている今の状態で、1戸当たり200円ぐらいの年間の費用ですね。今、小分けしたのも、分けるのが大変だということで、小分けしたものを買って大体300円ぐらいで。そういうことを続けてくれば、大体年に1回流すと、こういうふうになります。

このやり方としましては、今の5万円の補助事業制度を使ってやっているんですが、ずっと5人以上の団体をつくって届け出をし、事業効果を写真もつけて毎年報告するというものでありましたが、どこかで行き違いがあったのか、そういう報告が十分市にされてなかったり、あるいは特に熱心に服部区長の後を続けられた大河内さんが途中で亡くなられたこともあって、このときも報告が多分中断したんじゃないかと思うんですが、そういうこともあって、市の補助金が出たり出なかったりというようなことも続いているんですが。

やっぱり今、区長さんたちは大変忙しいもので、それとある程度こういうものをきちんと報告しようと思ひますと、微生物なんかのことにある程度理解がないと。年中いつもこんなきれいな状態じゃないんですね。秋口のちょうど、水をたくさん流しているときは流れていきますから気になりませんが、そうでないときに生活排水がどうなっているかということもはっきりさせることが大事なのと、もう一つは、今、写真で見たような状態にならないと効果がないということではもともとないわけね。悪臭がしないようにしていくと。

特に、大河内さんのお隣の中六の排水路だったりとところは、かなり住宅地の汚水がずっと集まってくるところですから、本当に大変なおいがしていたり。私自身がこの実験をするときに見せていただいたのは、下之割の東気開の桃太郎さんの北側にある道路沿いの

排水路、ここはもともとは農業用の排水路だったのが、全部家が建っちゃって汚水しか流れないところに。すさまじい悪臭がしていたんですが、やっぱりこれを使うようになって、少なくともそういう悪臭というのはなくなったりしておりますので、ぜひ、こういう事業であることを考えますと、これは弥富市がやっております蚊なんかの防虫、消毒だとか、それからいろんな公園なんかの除草剤だとか、散布ですか、そういうような形で、特に下水道がおくれた地域、今はかなり下水道も進んできましたんで、そしてそういう皆さんが悪臭に悩んでいる地域については、悪臭の防止ということであるとかかなり効果がありますので、ある程度きちんと調査をして一般事業として、そういう必要なものを区長や区長補助員から要請があれば出していただくような一般事業に、なるべく早い時期に移していただく必要があるんじゃないかと思います。

ノーベル賞をこの間受賞されることが決まりました80歳の北里大学の先生なんかは、微生物は無限の資源だといって講演をされておりますが、かつて弥富でも、人間の汚す割合と自然の割合がつり合っておったときは、鯛浦のあたりの川というのは、皆さん、年輩の人たち、私たちよりももうちょっと後の人もそうだと思うんですが、子供のころは川で泳いでおったわけですから、そこがだんだん高度成長で人口が増加して、結局、自然の浄化能力より汚す割合が大きくなった。このことの中で今のような状態になってきたわけですから。

要するに、かつて市町村がいろいろかかわってきた浄化剤の一つにEMという制度があって、これは、実際にはかなりの費用や手間をかけて培養したやつを流すということですから、費用も手間もかかって、とても費用対効果でできないということで、やめたところが多いわけですが、これは本当に散布する、今言ったようにお勝手やトイレから流してやるだけで、その途中の管路もそうですし、私のところの町内なんかの場合は、基本的に側溝を通じて生活排水は今の図面の一番左手の塗ってある、このところへ一番たくさん集まってくる仕組みになっておるんですが、そこでもこういうことができるということですので、一度きちんと評価をいただいて、そういう下水道整備のおくれたところへの悪臭対策ということで、要するにさっき言った防虫対策の消毒だとか、そういうような一般事業になるべく早い時期に移していただくことができないだろうかということをお尋ねいたしますが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） お答えさせていただきます。

議員が言われましたように、鯛浦区から出ております報告書を精査いたしますと、ある一定の効果があるといったことは推測されております。ヘドロの堆積量が減少したり、においがなくなったりといったようなことがあり、また水路の底が確認できたとの報告もございました。

ただし、観測した時期などによる変化、季節ですね、秋口であるとか夏であるとかといったことの変化も考えられるかと思っております。効果につきましては、水路等の散布というものよりも、各家庭で使用されることのほうがより効果的なものではないかと推測しておりますけれども、引き続きどの程度の効果があるのかといったことは検証していく必要があるのかなと思っております。

また、一般事業にということでございますけれども、現在、市といたしましては、各施設に対する改修とかヘドロのしゅんせつ等を行っております。まず、そういったことから始めさせていただきまして、この物の効果というものがはっきりした段階で、一般事業については考えていきたいなと思っておりますので、御理解願いたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） 皆さん、ここの市役所と桜小学校の間の水路というのは、職員の方、よく見られておると思うんですが、本当に使う前と後ははっきり変わっていますよね。しかも、そんなにしょっちゅうまくんじゃなくて、多分、翌年、まかんくても結構いいような状態が続いていたんですが、今度、下水道になって、多分そんな必要は僕はなくなると思うんですが。

下水道事業につきましても、今、区域に入ったところでも10年間だし、そうでないところもかなり出ますので、そうしますと、そういうところの対策としてもそうでありまして、弥富市としても、直接、最初に服部章文区長さんたちが持ち込まれたときにやった資料やそういうものも、弥富市が持っておるかどうかは知りませんが、章文さんたちは持っていますので、そういうものを見ていただいて、しっかり検証していただいて、要するに夏場になってトイレのようなにおいがしなくなったというのは、しかもそんなにお金をかけずにそういうことができているというのはすごいことですし、もう一つは、そういう微生物の力で、以前、こういうものを使う前は、どんどんヘドロが下へ堆積していく仕組みになっていて、かなりたまるのが当たり前というふうになっておって、今は、結局これを使っておところは、くつつくんじゃなくて、要するに微生物の働きで浮き上がってくる。そこはまた微生物のコロニーですね。それが下流にも流れていくということで。今、鯛浦川だと思うんですが、JRから近鉄のほうに向けて工事をやっていますよね。あそこを、今、さらえて埋めて、その水を東気開のほうの、さっき私が申し上げた桃太郎さんの裏側にある水路を通して流しておるんですが、そこを見ると小さい貝がいっぱいあって、そこから多分くみ上げてきた土砂の中に一緒に入ってきたと思うんですが、かなりいろんな意味で効果が出ておりますので、そういうことも含めて、広く一遍御検討いただいて進めていただきたいということをもう一度指摘しまして、次の質問に移らせていただきます。

次は、都市計画税についてでございますが、弥富市は昭和59年度に当時の町長が、都市整

備のために政治生命をかけて導入するということで、ただしこのときも、今の多分、津島市や名古屋市がやっている割合よりは、半分か、もうちょっと多いぐらいの割合で導入するということだったんですが。当時、そのときは、弥富の当時の町議会の中では、町長の言うことに反旗を翻すなんていう人は本当に限られた人たちで、大多数の人たちが、大体、町長の言うことについては賛成するという立場だったんですが。当時、バブルに向けた時期で、毎年、土地の税金が10%ずつ上がっていた時期でありますし、市街化区域の田んぼに対しても、いよいよ課税が始まった時期、宅地並み課税が始まった時期でもあったことと、もう一つ、皆さんが反対された大きい理由の一つは、結局国が、地方の税収が少ないと交付金をたくさん出さなきゃいけないということですから、どんどん土地の税金を実際の評価額の割合に高めていくということを一方でやって上げていくやり方ですね。だから、毎年弥富の場合だと1割ぐらい上がった。もう一方で、建物の税金というのが、また取得価格に対する割合がどんどん上がって、これは今も続いていますよね。

そういうこともあって、そんなことをされると、だんだん金魚も下火になり始めた時期でもあったこともあって、農業もうまくいかないということで、とてもやっていけないということで、農家の人たちを中心に物すごい拒否反応があって、私のところにも、共産党は何で反対するんですかといって新聞社の人が取材に来て、都市計画税なんてみんな取っているのに、まちづくりのために使えばいいんじゃないですかといって取材に来られた中日新聞の、当時、弥富に記者が常駐しておったときでしたので。皆さんの営業や暮らしそのものが、そういうことをすると成り立たなくなるということで反対しているということを説明したら、そんなことがあるんですかといって帰っていかれたんですが。結局、その当時の町議会では、数名の人が賛成しただけで、圧倒的多数が反対。できたら、当時の町議会としては採決せずに、町長さんも当時非常に権威のある人でしたから、衝突せずに終わらせたいということで、そういうふういきちんとやろうと思うと、当時は社会党の鈴木プロパンさんが総務委員長をやっておったんですが、みんなで話をして、総務委員長は三宮に交代せよといって私が総務委員長をやらせてもらって、そういう段取りをつけたんですが。どうしても採決してもらいたいということが最後までありまして、採決したら、4人ぐらいたしか賛成しただけで否決して。

結局、それがない町だということで、ずっと弥富は、その後の世もだんだんひどくなってくこともある、あるいは市街化農地の税金もどんどん高くなっていくということもありまして、結局、その対策として賃貸住宅だとか、それからそういうものを、農業の収入が減った分、それから税金対策として借金をして賃貸住宅を建てるというようなことがずっと広がってきたんですね。

そのことから、前にもお話ししたことがありますが、少し経過的に見ていただくと、例え

ば固定資産税に限っていいますと、尾張18市のうち都市計画税を取ってないのは、弥富と、あまと、愛西市だけです。ほかのところはみんな取っています。町時代から取っています。その固定資産税に比べて、この間、決算が全国的に発表されました。25年度の決算と比べると、弥富市は全体で17年度に比べて1人当たり8万2,000円が10万4,000円になっている。もう一つ、確かに西部臨海工業地帯の影響は大きいわけで、127%に割合でいうと伸びているんですが、それを除いた地域の税金、平成18年度に1人当たり6万6,000円だったのが7万3,000円で111%になったんですね。もちろん、背後地の運送屋さんとかいろいろありますが、同時に、私は平島を初めとする農地の高い税金、相続税をあわせた対策としてやられたことが非常に大きいと思います。

じゃあ、その時期に尾張18市の市町の固定資産税はどうなっておるかといいますと、幾らかでも17年に比べて1人当たりで伸びたのは、岩倉市の105%、春日井市の103%でありまして、ほかはみんな減っていますよね。弥富と同じぐらいの人口の高浜市でいいますと、平成17年は1人当たり11万4,000円だった固定資産税が、25年度は10万2,000円で89%に後退している。結局、土地の税金は基本的に上がらない仕組みになっていますから、新しい雑種地だとか工業用地ができるとかでなければふえない。それから、もう一つは建物がふえなければ、建物はどんどん時間がたつに従って税金が減っていきますから、減るのがこの尾張地方では当たり前という状態なんですね。

この中で、そういう工場地帯を除いて111%も平成17年に比べて伸びておるというのは、ないということを前提にして、しかも今生きていく道は、これだけの税金を払うのは、この道しかないということを選択された農家の皆さんと、それから平島の区画整理が終わって、一番土地の評価の高いときにやりましたから、処分についてはかなり心配もされたんですが、それが子どもの医療費が中学校まで無料という時期と重なったこともありまして、3年ぐらい子どもの医療費が無料という、不動産屋、物件を扱う人たちの広告が、海部だけでなく名古屋の西部や三重県の愛知県寄りのところにもずうっとチラシが入れられたことの影響ですね。ここで、ほかの津島市や愛西市に比べると、子供さんの減少の割合というのは、平成23年ごろまでは大幅に津島市も愛西市も落ち込んでおったんですが、弥富市は子供が減らずに済みましたからね、その時期は。今はちょっと減っていますよね、人口減少の時期になって。

それと、工場が出てくるといって、一つは開発した臨海工業地帯がメインになりますが、ここでも土地に対して名古屋や津島並みに取りますと43%、建物については22%の税金がないというのは、すごいメリットですよ。それからもう一つは、例の東洋経済新報が出している資料で見ますと、ずうっと弥富市は住宅地価が、あるときは瀬戸市がびり、弥富がどべ2と、平均地価ですね。今は、愛西市さんがどべで弥富がどべ2という状態で。土地の価

格が安い、税金の負担が少ない、弥富については、そこに便利で子育ての条件が整備されておるといことなにかが、津島市や愛西市に比べると人口の減少も少ない。ちょっと今、減り始めましたね。少ないというのと、子供の減少幅はかなり大幅に、平島の区画整理なんかの問題もありましてありますから。ここは今後の企業誘致にとってもそうですし、それから新住民ね。

今、東部丘陵地帯というんですか、長久手だとか、日進だとか、あっちのほうは相当の勢いで人口がふえていますよね。やっぱりそれは地震やなんかの心配もないということなんです。ただ、弥富はそれでも、この尾張地方でゼロメートル災害の心配という一番高いところにもかかわらず、なおかつ周辺の市町に比べて人口の減少が少ない。それから、子供の減少が少ない。大きい理由は、こういうまちだったら、私たちもここでうちを買って子供を育てることができるということで選択して来た人たちというのは結構大きいわけでありますので、こういう状態でずっと来た。しかも、今でも人口がふえるよりも賃貸住宅がふえる割合が多いわけですから、空き家がたかさんできておることも、すごいこうやって頑張ってきた人に対してはプレッシャーになっておりますので。さきに市長は、市長自身のお考えとしては、市長はどんどん整備をして、みんなに来てもらうまちにするという。私は、少子化やいろんな経済的な行き詰まりがある時期の中で、さらに先日の新聞でも、愛知県自身の人口統計でも絶対に減っていくと。ただ、全体は5%ですが、それは東部丘陵や、あっちのほうへ引っ張られていきますので、当然こっちはまだもっと少なくなっていくですね。この中で持ちこたえるということになりますと、今まで続けてきた道をしっかり見据えながら進めていくという方向を選択することが、弥富の将来にとっても、当面するいろんな問題にとっても、一番私は考えなきゃいかん選択肢の一つじゃないかと。

市長は前回も、今のような状態では無理だけれども、将来的には検討したいということで、9月のときにも中期計画の中で考えていきたいと言われましたが、ぎりぎりで行っておる人たちにしてみると、そういう心配をしながらしていくのか、今やれる方向で目いっぱい頑張っていくかというのはすごく大事な問題でございますので、一度その辺については、全体の周辺の市町と弥富の違いもよく御検討いただきながら、今後の課題としてお考えいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 三宮議員に、都市計画税についてのお尋ねでございますが、御答弁申し上げます。

まず、確認をさせていただきたいわけでございますが、御承知のように都市計画税というのは各種税の中で唯一、自治体の判断、提案をさせていただきまして、そして議会の議決をいただいて定めることができるという形になっております。そして、また税率の最大は、固

定資産税評価額の100分の0.3を上限とするということになります。仮に弥富市、こういった形の中で都市計画税を導入させていただいた場合においては、4億6,000万円ほどの都市計画税として歳入があるわけでございます。目的税という形でございますので、その使用につきましては、公共下水道事業であるとか、あるいは駅前整備事業であるとか、街路整備事業という形の中での都市基盤整備事業という形に充てていくことになります。また、お願いするところにつきましては、市街化地域の中の住民の皆様をお願いをしていくというものでございます。

三宮議員もお話ございましたように、昭和59年から60年のときに検討されて、当時の議事録を私も見させていただきましたけれども、議会の反対という形の中でかなうことができませんでした。その後、継続審議という言葉が出ておりますけれども、継続審議がされてないということもあるわけでございます。私も3年ほど前には、一度検討すべきであるという形で申し上げましたけれども、棚上げ状態であるという状況でございます。

現在の私も弥富市を考えていく場合においては、基盤整備事業としての先ほどの公共下水道事業、駅前整備、あるいは街路整備についてはまだまだおくらせておるところでございます。スピードを持ってやっていかなきゃならないと思うわけでございます。昭和59年、60年代と大いに違っているのは、少子・高齢化時代ということでございます。その当時は、例えば高齢化率も、2桁でいっては低いほうであろうと思っておりますが、今、私も弥富市は高齢化率が23%を超える、あと二、三年をすれば25%に近づくという中で、この義務的な経費、医療、介護、福祉、子育て支援という状況の中において、右肩上がりで義務的な経費が発生をしてくるという状況が、その当時と大いに変わってきていることであろうと思っております。そうした形の中で予算配分においては、いわゆる民生費というところに多く予算配分をせざるを得ないというような状況でございます。

しかしながら、先ほども言いましたように、都市基盤整備もスピードを持ってやっていかなきゃならないということがあるわけでございますが、困難なのは市街化の面積が全体の20%という形の中で、御負担をいただく上においてはまだまだ全体の面積が少ないということであろうと思っております。もう一つは、市街化区域の中で生活してみえる方々が高齢化社会になってきているということと同時に、いわゆる子育て支援という状況の中で、さまざまな形で御負担のところも大きいと思っております。そしてまた、日本の経済が上向きということになっておりますけれども、まだまだ地方にまでその影響というのは、末端まで行き届いていないというような状況があるわけでございます。

現在のところ私自身は、都市計画税を早急に、いつからお願いするということは基本的には考えておりません。こうした形の中において、一方では全体の税収という形に対して、市民税であるとか固定資産税と言われる基幹税がどのような方向で進んでいくかということに

ついて、しっかりと見定めていかなきゃならない。現在、平成27年度におきましては、市民の皆様の大変な御努力、あるいは固定資産税という形の中では西部臨海工業地帯からお願いをすることにおいて、前年比102、103%の推移という形の中で堅調な税収ということがございますので、こういったことについて、しっかりと考慮していかなきゃならないと思っております。

2つ目は、都市計画税を導入しないという形で断定をするものでもございません。先ほども言いましたように、さまざまな形で都市基盤整備をやっていかなきゃならない。あるいは、弥富市も合併をいたしまして特別交付税というのが、平成28年度、来年度からいよいよ減額になってくる。そして、向こう5年の間に、その減額が終わり、平成32年にはゼロになっていくというようなことについては、この特別交付税というのが6億からあるわけでございますけれども、この考え方もしていかなきゃいかん。これをどういう形で補填をしているんだということの中でやっていかなきゃならないわけでございます。

結論的に申し上げます。現在の都市計画税については、早急にお願いをするということは考えておりませんけれども、さまざまな状況、少子・高齢化社会という形の中で、常に検討を加えていかなきゃならないということを申し上げまして、私の意見とさせていただきます。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） 今、市長がおっしゃられたように、都市整備ということで、下水道だとか、先ほども平野議員がおっしゃられたように駅前整備だとか、いろいろあるわけですが、ところが結局、弥富の場合、下水道が終わったら、調整区域のほうが早く終わっちゃって、しかもこの調整区域でやった集落排水が、結局、計画段階では実際の使用水量、つまり料金は今の2倍ほどになるという想定でやったんですが、使用水量も少ない、実際にほとんど90何%接続しても半分ほどしか得られないと。結局、支払い利息も含めて、全部市が負担をする。それから将来の、いよいよ電気・機械設備がだめになった、こういうような状態が目前に来ておるわけですが、これはそのときは公共下水道につなぐということで、大体、県や市の間での話が一旦そういう方向で動きかけたんですが、結局、農水省のほうの意向もあって、補助金を出して市町村にまた持ってもらおうということですが、どういう方法にしたって、全額補助金があるわけじゃないし、負担が大変ですよ。

それと、中心市街地の整備、駅前なんかの再開発でビルがするとか、そういうことをすれば、場合によってはその人たちのためということもあるんですが、今のような整備だと、結局それは市全体の便利に、駅を利用する、道路整備にしてもそうですよね。そういうことから考えると、市街化区域の皆さんが負担をするという都市計画税という意味からいうと、実際にはメリットは全市民が負う、だけど負担は市街化区域の人たちが負担をするということになると、今、市長もおっしゃられたように、高齢化が進んでおるとか、子育て世帯が弥

富を選んで来てくれておるとかということで、本当にすごく負担感。

だから、以前の農家の人たちが、自分たちの土地の税金が高いからということで、昭和50年ぐらい末期から60年の3月ぐらいにかけては、ほとんど矢面に立ったのは農家の人たちなんです。だけど今は、私たちが尋ねてみますと、そういう団地に住んでいる市街化区域の皆さん、今の年金暮らしで、そんなに古いうちですから税金がふえるわけじゃないんですよ。だけど、それは本当に困るという声が多くて。それともう一つは、新たに分譲住宅を買ったりした人たちですね。税金の割合が取得額に比べてどんどん高くなっているんですね。

だから、子育て世代の人たちが、子ども手当をもらっておるからということで扶養控除が認められんとか、あるいはせっかく買ったそういう分譲住宅が、結構税金が高いとかということというのは、今、市長がおっしゃられたように、よく見てくださっておると思うんですが。都市計画税を導入していく上で、よそがやっておるからできそうな気もするんですが、母体の弥富の一番底で大きく弥富市に貢献してくれた賃貸なんかを持っている人たちなんですが、今は空き家問題なんかで本当に深刻な状態にあることと、それからそういう住民の人たちがそういう状況にあること。実際に下水道なんかの整備の費用からいったって、市街化区域の人よりも調整区域の人たちが使う、実際に早くから使っておるし、今後も使う費用が高いとか、そういうことを考えるとなかなか難しい問題だということもお考えいただきたいということが一つ。

もう一つは、何だかんだいっても、実際に今度、消費税の導入をして社会保障費用なんて言っていますけれども、事実上、消費税の導入した額とほぼ同じぐらい法人税が、とりわけ利益を上げ続けておる大法人が減税になって、今日の状態がつくられて、そして内部留保がびっくりするほどふえ続けておるというような状態。そこへ働く人たちが、きちんと正社員として社会保険料を払うことができないような状態が、一層しわ寄せが市町村に来ていますよね。ここを変えていくことをしっかり目指していただきたいということですね。だから、例えば仮にフランスなりヨーロッパの国に日本のトヨタなり大手の企業が行ったって、そこで負担するのは、当然定められた税金のほかに、例えば健康保険の掛金にしても、年金の掛金にしても、労働者の2倍企業が負担するわけね。フランスなんかは、景気が悪くて中小企業が大変なときには、そこは国が中小企業用に補填するとかというね。

やっぱり国の土台をつくるというところで、国がきちんとそういう役割を果たして、日本ではそこが欠けておりますので、ここは今後、本当に国民的な議論もしていく。さっき市長は、この戦争法の問題について、そういう立場をとられたんですが、税金の取り方、使い方についても、土台のところでもしっかり議論をしていただいて、知事会なんかは、だから国保に対して1兆円負担してくれとって要求していますよね。こういう知事会、市長会、市町村会、力を合わせて、必要な社会保障の財源を確保することとあわせて、一番の土台は働く

人たちが安心して結婚して子供を育てることができる、自分の老後にも備えることができるという状態をどうつくるかということを本当に正面に据えてお考えいただきたいということを要望して、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（佐藤高清君） 暫時休憩をします。再開は午後1時とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時56分 休憩

午後1時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に那須英二議員、お願いします。

○4番（那須英二君） 4番 那須英二。

通告に基づいて質問させていただきます。

今回は、私は教育施設にかかわる点で3件、総合社会教育センターの音響施設、学校のトイレ、十四山の図書コーナーに関して質問させていただきます。

まず1点目、社教センターの音響設備でございますけれども、最近行われた保存会の発表会にて、音響のトラブルによって一時中断してしまったことがあったということで伺いました。これについて、平成27年度中、じゃあどれぐらいの件数が、そういった音響トラブルがあったのかということで、まず伺いたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 安井生涯学習課長。

○生涯学習課長（安井文雄君） お答えします。

平成27年度におきましては、11月1日に行われました文化芸能大会におきまして、音響操作ミスにより中断したことが1回ありました。関係された皆様に御迷惑をおかけしたことを深くおわびします。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） そうしますと、27年度で1件ということでよかったですか。私のほうが聞いておる部分ではもう少しあったんですが、多分そういう、個人と言ったら変ですけども、市が関連してない行事に対しては1回ということでありました。

また、そういったトラブルがあることによってステージがとまってしまえば、せっかく盛り上がってきたものに対して水を差してしまうことにもなってきます。そうしたトラブルはできる限りなくしていかなきゃいけないということは、多分共通認識であろうかと思っております。

まず、このトラブルの原因は何であったのか、わかっている範囲でお答えください。

○議長（佐藤高清君） 安井生涯学習課長。

○生涯学習課長（安井文雄君） 原因は基本的な操作ミスによるものでありまして、例えばカセットのリバーシブルのプレーを逆回しにしてしまったとか、そういうことです。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 実は私も、この質問の調査に当たって、先日、音響のほうを見せていただきました。それで使い方も教えていただいたんですが、確かに見て、これはすごい難しいとか、難解というほどではありましたが、なれてなければ、そうしたカセットの逆回しであったり、そういう操作ミスも起こってしまうケースがあるということで、しかもミスをしてしまえばちょっと慌ててしまうので、すぐに再開できなくなってしまうということがあって、今回のようなケースがあり得るのかなあと感じました。

私がいろんな民主団体から聞く話によると、ほかの市町村でも、こうしたホールを借りるときに、専任の人がついてくれることもあるということで伺っております。以前にも私どもの三宮議員からも質問がこういうことであった際に、このようなことがないように対応していきますということで以前答弁されていたように、私、記憶しておりますけれども、これに対して今後トラブルがないように、今後どのように対応していくのか、またいつごろまでにそれを行うのか、具体的にお答えいただきたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 安井生涯学習課長。

○生涯学習課長（安井文雄君） 現在は専任の人材は確保しておりませんが、平成24年度に公民館ホールの音響設備を一新し、より使いやすいものとなっております。しかしながら、いまだに議員御指摘のとおり、操作ミスが発生していることを踏まえまして、通常の催し物に関しましては、職員の配置や、誰にでもわかりやすいマニュアル等を作成することで対応していきたいと考えております。

また、市の行事や大規模な催し物等で、音響や照明など複雑な操作が必要なときには、専門のオペレーターを委託する予算措置をしまして、行事が円滑に進行し、市民にとって快適に利用していただけるような公民館ホールとしてまいります。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 今、通常時は職員の配置やマニュアルをつくると、大がかりな行事になれば専門のオペレーターを置くということでいただきました。これは、来年度からすぐ予算措置という対応でよかったですか。

○議長（佐藤高清君） 安井生涯学習課長。

○生涯学習課長（安井文雄君） 今、予算編成の最中でして、生涯学習課として予算を計上させていただいて認めていただけるように努力しております。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） そういうことでございますので、ぜひ市長のほうも御理解いただいて、

承認して、私ども議会のほうでも、私としては一刻も早く、そういったトラブルがないように改善できればいいと思いますので、頑張ってくださいと思っています。

続きまして、学校のトイレの洋式化について質問させていただきます。

これにつきましては、過去たくさんの議員の方からも質問があつて、今では少しずつそれが進んできたのかなあと。そういうことで進めている方針もありまして、平成30年度までに、要するにここ3年間で、全小・中学校の学校のトイレに50%以上の洋式化をしていくという方針を伺っておるんですけれども、これは現在、国の補助制度などを利用して進めているのでしょうか、お答えください。

○議長（佐藤高清君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） トイレの洋式化については、おっしゃるように30年度までに50%以上の目標で改修していくという計画であります。これにつきまして国の補助金でございますが、学校施設環境改善交付金というもののメニューの一つとして、大規模改造で教育内容・方法の多様化等に適合させるための内部改造工事のうち、トイレ環境を改善するための工事が対象となっております。

トイレ改修につきましては、学校単位ごとに実工事費が400万円を上回っていれば補助対象となるわけであります。ただし、前年度に国の調査に対する学校施設整備計画に計上している事業に限られております。これについては採択が確約されるとは限りません。補助率については3分の1であります。

学校のトイレにつきましては、生活様式の変化に伴い、改修が必要であることは十分に認識しており、弥富市総合計画において平成30年度までに50%を目標に洋式化を進めているところであります。しかし、平成27年度改修工事費は1校当たり約280万円の予算であったため、補助対象外であり、補助金の交付は受けておりません。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 今、400万円以上のものになると国の補助が受けられるけれども、現行は280万円ほどだったので、この補助対象にはならなかったということで伺いました。

私もほかの自治体の私ども日本共産党の議員の人たちからも、そういう補助制度があるよということで伺って、調べると、先ほど言われたように、400万円以上にならないと、その補助対象にならないということでありますので、このペースでやっていると、その補助の対象にはならんのかなあと思いました。

また、現在通っている子供たちの保護者の方々から、なるべく早目に洋式トイレをふやしてほしいということで、たくさんの強い要望が私のほうに届きます。御存じとは思いますが、今の子供たちは、自分の家ではなかなか和式トイレというものはなくて、ほとんどが洋式のトイレになっておりまして、和式トイレの使い方がまだわからない人たちもいる

と思います。そういう中で、洋式トイレでしか用が足せないものですから、その洋式トイレがあいてないときは我慢しているということで伺っているんですね。我慢してしまえば、これが慢性化してしまえば便秘の原因になったりですとか、または胃腸のほうが悪くなったりして、そういった弊害も出てきますので、やはり早急に改善していく必要性があるんじゃないかなあと思っております。

先ほど申し上げたとおり、1件400万円以上になれば国の対象事業になることも考えれば、市にとっても負担軽減のメリットがあるんじゃないかなと思っております。よって、この際、30年度までに50%とかではなくて、一気にトイレの洋式化をペースアップしてできないかなと思うんですね。そうすることによって、子供たちや保護者の要望に応じて、市にとっても負担を軽減、抑えられるということになりますので、いっそそういった方向で考えてみてはいかがかと思いますが、どうでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） 補助対象として一気に行ってはどうかという御質問でございますが、これまで学校施設整備については、平成26年、27年度は屋内運動場の天井撤去を中心に取り組んでまいりました。平成28年度におきましては、弥富北中学校のランチルームの天井撤去、そして平成28年度以降、校舎の長寿命化対策工事としまして計画的に小・中学校の屋上防水改修工事、外壁塗装工事に取り組み改修していくとともに、防火シャッターの取りかえ工事や設備修繕等に取り組んでいきたいと考えております。

トイレ改修につきましては、各校平均して学校間で格差が生じないように改修していく方針としておりましたので、補助対象となる事業費、400万円以上でございますが、それに満たないため、前年度に国へ提出する学校施設環境改善交付金の対象事業として学校施設整備計画に計上しておらず、平成28年度は国の補助対象にはなりません。

また、平成27年度は、国の補助事業について、耐震化事業、防災機能強化事業が予算配分の優先順位となり、大規模改造事業等の教育環境の改善に係る事業は採択されない状況でありました。

このように、大規模改造事業等の教育環境の改善に係る事業、これはトイレ改修も含まれるわけですが、これが確実に採択されない状況でもありますので、トイレ洋式化については今後も計画どおり実施していき、継続して改修していきたいと考えております。したがって、トイレの洋式化のみ一気に行うということは考えておりませんので、御理解願います。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 26年度、27年度で天井撤去と耐震性ということで、安心・安全の部分、要するに生命とかそういった部分にかかわる点において優先順位が高いというのは私として

も理解するところでございますし、もちろんそれをないがしろにははいかんと思うんですけども、28年度以降は長寿命化ということもありまして、防火シャッターもやっていくということでありましたけれども、そういう優先順位のもとで、なかなかトイレの改修が補助対象にのるかどうかがわからないという中で、一気に進められんよというお話でございましたけれども。ただ、もちろんそういうことはやってもらえばいいんですけども、例えば400万円以上になる方向で考えていくと、じゃあ市の予算としてどれだけ必要になるかというふうに計算していけば、例えば日の出小や弥中などは基本的には洋式化となっているものですから、残ったところは何校あるのかと、それでいかほどの予算が必要になるのかということを考えていけば、そんなに多額なお金をかけなくてもいけるんじゃないかなと思っております。

そこで、さらになかなか採択されんじゃないかということでおっしゃってございましたけれども、逆に採択されれば3分の1の費用が浮くわけですから、それは市民にとっても、別の形で還元できるわけでありますので、ぜひそういうことを検討して進めていけんだろうかなと思うんですよね。

例えば、この400万円以上のベースにのせるということで、日の出、弥中などを除いて残ったのが9校としますよね。9校で400万円としても3,600万円ということですよ。きっちりに400万円にはならないと思うんですが、多く見積もっても5,000万以内の範囲でできるわけですので、しかもどの道やっていく事業でありますので、将来的にはかかる。ただ、もしかしたらそれで国の補助事業の対象になって軽減が受けられるということも考えて、さらには保護者の方々から早急にやってほしいという要望にも応えられることを考えれば、その予算というのは出てくるべきものだとは思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） どういった内容を優先するかという問題だとは思いますが、おっしゃる予算、400万円で残り9校で3,600万、かかっても5,000万だろうということであります。しかしながら、50%を達成したら、それで終わりということではありませんので、その後も継続してまいりますので、現在の優先順位において、こういう判断をしておるということをお理解願いたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） もちろん、優先順位は生命にかかわるものが最優先だと私も思いますし、それはそれでやっていただきたいんですが、そこにプラスして年間例えば5,000万円の費用で、そこに3分の1の補助がつけば、市にとっても通わせている保護者にとってもいいんじゃないかということなんですね。だから、その部分は市の努力によって頑張っていたきたいなと思っているんです。だから、ここで部長とやり合っておってもあれなものです

から、ここは市長にぜひ考え方をお聞きして、市長にぜひ予算をしてほしいなあと考えております。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 那須議員に御答弁申し上げます。

学校の環境整備というのは、那須議員御承知のように、耐震化の問題であるとか、天井落下云々というような問題であるとか、あるいは個々の小・中学校においては老朽化対策ということ、その都度対応していかなきゃならないということがございます。そうした形の中で、昨年、ことしというような状況の中では、天井落下ということに対して国のほうが強制的にやるんだという形の中で、こちらのほうに全力的に補助事業という形の中でやっているわけでございます。我々がそういった形の中で学校環境の整備をしようと思っても、なかなかその環境整備に対して補助金がおりてこないというのが現状でございます。そうした形の中で、その中で優先順位を決めてやっていかないとはいけません。

そうした形の中で、トイレの問題につきましては3年以内に50%という形に対して、子供たちの今の現在の生活環境という形の中でトイレのあり方があるわけでございますので、これはやっていきたいと思っております。これでやめるわけではございませんので、そういった形の中で、それぞれの環境整備がしっかりと優先順位を持ってやっていければ、またトイレのほうにもスピード感を持ってやっていけると思っておりますので、御理解をいただきながら御協力もいただきたいということでございます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 優先順位は私も理解しているし、それで予算もかかってくることだろうと思っているんです。ただ、じゃあ仮にこの400万円のベースにのせようと思っても、かかっても5,000万円の費用でできると。そこで3分の1の補助がついたら、これは市としても負担の軽減につながるものですからいいことだと私は思うんですが、その辺を踏まえた上で今後検討してほしいということなんです。

28年度にやっていくものとしては、長寿命化、防火シャッターと、あとランチルームの改修があるものですから、そこで必要になってくるだろうということではありますが、それ以降の計画というのはどうなっているんですか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） さまざまな学校との懇談会をさせていただいて、それぞれのPTAさん、そして学校長を踏まえて、また保護者も踏まえて、それぞれの学校の事情に応じて、私どもとしては来年度予算に対してそれぞれの学校の要望というのを聞かせていただいております。もちろん、そういった形の中でトイレの要望もあるわけでございますけれども、本当に事細かな学校の事業としての要望がございます。そうした形の中で私どもとしては予算化

をしていくと、トイレだけではとても5,000万もそちらのほうにつぎ込んでいくということについては、そちらのほうのPTAだとか、あるいは学校当局の要望に応えられないということになりますので、その辺のバランスはしっかりとっていかなきゃいけないと思っております。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） トイレだけで5,000万つぎ込むわけにはいかんということでありましたけれども、どの道今後やっていくものでありますので、そこからももしかしたら補助の対象にのってくるということを考えたら、これはまた市にとってもメリットがある話だということとで何度も言っているんですけれども、そういうことで検討していただいて、ぜひ国のほうにも出していただいて、その金額をね、対象になるのかどうか確認して、対象になれば実行に踏み込めるということでもいいんじゃないですか。それはどうですか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 何度も御説明させていただいておるつもりでございますけれども、学校環境の整備ということは、先ほども言いましたように、学校当局、あるいはPTAの要望、そして保護者の皆さんの要望、種々まちまちでございます。それが学校別にまた違うわけでございますね。そうした形の中で我々は一つ一つ精査をして、その要望に対して応えていくというのは、当初予算の中でやらざるを得ないと思っておりますので、そういったことも十分御理解をいただきながら、トイレの問題については忘れていたわけでも何でもございません。継続してやっていく。そして、そういった形の中で、それぞれの学校の要望がクリアできた暁には、スピード感を持ってトイレの改修にもいけるだろうと思っておりますので、そういう基本的な考え方のもとに御理解もいただきたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） さまざまな要望の中で、費用がかかるのは私もわかりますけど、もしかしたら補助の対象になるということを踏まえながらやってほしいということで、要望しておきます。

では、続きまして3点目、十四山支所の図書コーナーについて伺います。

まず簡単に、現在、この図書コーナーはどのような状態になっておりましてでしょうか、お答えください。

○議長（佐藤高清君） 山田図書館長。

○図書館長（山田 淳君） お答えいたします。

初めに、御承知のように新庁舎建設事業に伴う庁舎機能の移転計画により、本年度9月から十四山支所図書コーナーを閉館しております。平成21年4月に開設し、6年5カ月の間、図書館事業を行ってまいりました。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○４番（那須英二君） そうなんですよね。今、回答にあったとおり、実は十四山の図書コーナーは、今、閉館している状態になっております。新庁舎の仮移転のために使えなくなっているということでございますが、現在、その図書コーナーにあった図書はどのようなになっていますか。

○議長（佐藤高清君） 山田図書館長。

○図書館長（山田 淳君） お答えします。

もともと十四山図書コーナーには、平成26年度末においては全資料約１万4,700点の資料がございました。８月に閉館し、９月からは随時、十四山支所図書コーナーから本館へ一般書や児童書、よく読まれる本等を、本館の蔵書の充実を図るため、それらを中心に十四山の図書コーナーから本館へ所蔵がえということを行ってまいりました。その結果、本館に所蔵がえした点数としまして約3,700点余り、パーセントとしますと25%、４分の１でございますけれども、この部分を図書コーナーから本館へ所蔵がえをしております。残りの所蔵に関しては、随時、本館の体制が整い次第、所蔵がえをしてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○４番（那須英二君） 今、新庁舎の仮移転のために、スペースがないものですから、その図書を随時本館のほうに移して、3,700点ほど移したということで、残りの１万1,000ほどが、そのときの調査によると、１万1,000ですね、十四山東部小のほうに置かれているということで、要するに今の状態ですと、住民の方、市民の方が、その本は読めない状況になっています。

これはぜひとも、今、十四山の人たちからすると、今すぐにでも再開してほしいという声は上っております、この図書の再開のめどはいつごろになるか伺ってほしいということだったので、ぜひお答えいただきたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 山田図書館長。

○図書館長（山田 淳君） お答えします。

今回の再開という部分の予定でございますけれども、それらは未定でございます。ただ、新庁舎完成までの間に、その利用計画、スペースの利用計画等の検討がされていくのではないかと思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○４番（那須英二君） 現在未定ということで、要するに新庁舎が、今いつ建つかわからない状態の中で、再開がいつになるかわからないということでございます。

そうしますと、何年かわからないのをいつまでも待てないということで、市民の皆さんは

そういうふうに使われておるわけでございます。市長自身は施政方針の中で、人が輝き文化が薫るまちづくりをしていくと言っておりまして、図書コーナーを今のように使えなくなってしまうと、人は輝かず文化も薫らないというふうになっちゃいますので、一刻も早く再開すべきだと思うわけでございます。ぜひそういうことで、今の状況、新庁舎が建たない中で仮移転の状況で使えないということであれば、ほかのスペースを確保して、すぐにでも再開していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 十四山支所の図書コーナーが閉館をしているということで、市民の皆様には大変御迷惑をかけておるわけでございます。今、所管の課長が答弁したように、随時こちらのほうの図書コーナーに本を並べているというような状況でございますけれども、いま一つは十四山支所の中に、そういった図書の要望コーナーみたいなものをつくって御意見を伺ったらどうかなあと思っております。支所のカウンターの中で、十四山支所にあった図書に関して御要望ということについてカウンターを設置して御要望を承って、市民の皆様の要望に応えていければと思っておりますので、いましばらく検討させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 今、本館のほうに多少移動しているのと、今、市長が言われたように要望コーナーを置いて貸し借りできるような状況をつくりたいということでありましたが、まず本館のほうにいたしましては、十四山のほうから、この市役所に来るのも、車が使えればしゅっと来られるんですけども、なかなか車に乗れないお年寄りの方であったり、自転車に乗れないような方であると、市のバスで来ることになるんですけども、市のバスはいかんせん使い勝手が悪いものですから、なかなかこっちまで出てくるのが大変だということになるんですね。だから、そうすると図書館のほうにも足を運べなくなってしまうというのが今の現状なんです。

だから、要望といたしましては、一刻も早く再開してほしいと。今、要望コーナーを置いてカウンター設置で対応できないかということでありましたけれども、その場所で読みたいというのがもともと住民の希望でありますし、もともとそういった図書コーナーがあって、そこで読んでいた方々にとっては、十四山と、こっちの弥富町時代からなかなかうまくいってないところもあるんですが、要するに新庁舎に至っても、できれば彼らのほうですと、こっちよりも十四山のほうに近づけて持ってきてほしいという話もしていた中で、新庁舎の仮移転のために図書館コーナーがなくなったということを言われるわけでございますので、不満としてはかなりたまっているものになっておりますので、ぜひそういった彼らのニーズに応えるためにも、一刻も早く再開するということをお願いしたいと。

確認なんです、仮に新庁舎ができ上がって、今の仮移転の場所があいたとしたら、そこに復活されるということでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 基本的にはそのような考え方で継続をしていきたいと思っております。しかし、またそういった形の中で、今度の十四山支所の中におきましては改築工事等がございます。そうした形の中で、どのような方法をとれば一番最善であるかということについては、検討を加えていきたいと思っております。

先ほど、十四山支所の中においてカウンターで御要望をお聞きして、我々としてはその方の時間的な問題等も踏まえて考えていかなきゃならないわけでございますけれども、できればこちらのほうにある冊子についてはお願いをしていきたいと思っております。いずれにいたしましても、まずは要望コーナーを設置して、どのような動向になってくるかということを見きわめていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 市長は、できればこっちに移動したものについては、ここで読んでほしいということでございますけれども、かなり現在の市の交通網を見ましても、自分で自家用車がある人は来られますけど、バスはかなり使いにくいものであることを認識した上で考えていただきたいと思っているわけでございます。

そして、要望コーナーといたしましても、僕自身が実は1点、これは別件で、もちろん現在の場所に早急に図書コーナーを再開させるのが大前提であります、それとは別に、弥富市自体が南北に広くて、そういった市のコミュニティバスも使い勝手が余りよくないものですから、十四山に限らず、例えば栄南の方だったり、そういった方は、図書コーナーを使うのもなかなか難しい状況にあるんですね。だから、今、要望コーナーと言っておりましたけど、私としては公共施設等に図書の検索機を置いて、それによって貸し出しができるような状況をつくり出してはどうかと。要するに、ちょっと違いますけれども、ネットで借りてポストで返却というような、今、民間のところもありますけれども、それに近いような形で、公共の施設で、例えば福祉センターや栄南のコミュニティセンターみたいなところで、そういった検索機を置いて、そこで借りて返却ができるようなシステムをつくっていけば、遠方の方でも、バスに乗れない方でも、そこで図書が借りられて読めるんじゃないかと思っております。そして、気軽に本に接していただくことによって、人が輝く文化の薫り高いまちづくりを推進していただきたいと思っておりますけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 今、那須議員がおっしゃったことに対しても、私どもとしては考察を

していかなきゃならないとは思っております。それがどのような形で、他の自治体等において実際にやってみえるようなところがあれば参考にもしていきたいと思ひますし、しっかりと考察をしていきたいと思ひております。

○議長（佐藤高清水君） 那須議員。

○4番（那須英二君） しっかりと調査・検討していただいて、そういうシステムをつくれればいいかなと思ひますし、また、再三申し上げておりますように、一刻も早い十四山の図書コーナーに対しての再開をお願い申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（佐藤高清水君） 次に炭竈ふく代議員、お願いします。

○11番（炭竈ふく代君） 11番 炭竈ふく代でございます。

通告に従ひまして、1点目に認知症対策について質問をいたします。

昨今は、高齢者のみの世帯や高齢者単身世帯がふえ続けている中で、医療・介護の問題のみならず、認知症高齢者への対応の必要性が強く指摘をされています。認知症対策は、国も大きな課題と位置づけており、本年1月27日には認知症施策推進総合戦略、いわゆる新オレンジプランが策定、公表されたところです。そこでは、平成24年には462万人、つまり65歳以上の7人に1人が認知症であり、さらに団塊の世代が75歳を迎える平成37年度には700万人と、高齢者の5人に1人は認知症になるという推計がされています。

認知症の問題は、これまで何度か質問がなされております。昨年の9月議会では、認知症対策について同僚の堀岡議員の一般質問の中で、弥富市の認知症高齢者の実態について、要介護認定を受けてみえる方の1,604人を対象に訪問調査された集計では、自立の方515人を除き認知症であると思われる方は1,089人であることがわかりました。

そこでお伺いをいたします。前回の集計からおおよそ1年がたちましたが、現在の認知症高齢者の実態と今後の推移についてお聞かせいただけますでしょうか、お願いをいたします。

○議長（佐藤高清水君） 半田介護高齢課長。

○介護高齢課長（半田安利君） お答えさせていただきます。

弥富市における認知症高齢者の実態についてでございますが、先回同様、要介護認定を受けてみえる方1,658人の訪問調査票をもとに集計いたしました。

現状でございますが、自立の方が477人、ランク1の方が332人、ランク2Aの方が169人、ランク2Bの方が313人、ランク3のAの方が218人、ランク3Bの方が41人、ランク4の方が85人、ランクMの方が23人となっております。このうち、自立の方の477人を除いた1,181人が何らかの認知症と考えられ、昨年9月議会で報告させていただいた人数より92人増加しております。

次に、将来推計でございますけれども、第6期介護保険事業計画で見込まれております要介護認定者が15%ほどの伸び率となっておりますので、平成29年度の認知症高齢者の数は

1,358人と推計されます。以上です。

○議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

○11番（炭竈ふく代君） 新オレンジプランは、住みなれた地域のよい環境の中で自分らしく暮らし続けるために、必要としていることに的確に答えていくことを目指しております。認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進を初め7つの柱に沿って必要な施策を総合的に推進していくこととされており、「認知症高齢者等に優しい地域づくりに向けて」という副題がつけられております。

具体的な施策といたしまして、認知症サポーターの養成活動の支援や学校教育などで認知症理解に向けた取り組みなど良質な介護人材の確保、また行政や精神科医療機関との連携、家族への支援など、実に幅広いメニューが示されており、認知症高齢者を取り巻く課題解決に向けた国の強い意志が読み取れる内容となっています。

また、認知症高齢者への対応の必要性は、実は高齢介護だけではありません。新オレンジプランにおいても、認知症の疑いがある方の交通事故の問題、詐欺などの消費者被害の防止、相続のトラブル、さらにはコミュニティ形式など幅広い施策に関するものであり、その対応に向けては、行政はもちろんのこと、民間や地域住民など、さまざまな主体がそれぞれの役割を果たしていくことが求められているとされています。

先日も市民の方々と懇談する機会がございました。皆さん、近い将来、御自身や家族に介護が必要になったらと御心配をされていました。中には、認知症のお父さんを在宅介護している娘さんは、高齢の母親の体力も心配だと、わずかの対話でございましたが、認知症を抱えている御家族の大変な様子が伝わってまいりました。本市においても、認知症対策にしっかり取り組む必要があると考えます。

そこで、国の策定した新オレンジプランの内容を踏まえ、本市といたしまして認知症対策にどのように取り組んでいかれるのか、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 半田介護高齢課長。

○介護高齢課長（半田安利君） 認知症対策の取り組みについてでございますけれども、先ほど議員が言われましたように、認知症高齢者が2025年には65歳以上の高齢者の5人に1人に達することが見込まれております。今や認知症は誰もがかかわる可能性のある身近な病気であり、認知症施策は市としても重要な課題と認識しております。

認知症予防の取り組みとしては、地域包括支援センターを中心に認知症介護者家族交流会の開催、ささえあいセンターでの協力会員に対する講座などがあります。また、市では今年度から、認知症予防教室としてタブレットを使った脳トレ教室やふれあいサロン運営事業を開始しました。従来から行っております高齢者への配食サービス、緊急通報システムも支援の一環であると考えております。

他の取り組みといたしましては、地域や職域団体等を対象に、認知症の正しい知識や理解を身につけるための講座として認知症サポーター養成講座を開催しております。この養成講座を受講した人が認知症サポーターとなり、認知症の理解を深め、認知症の方も生活しやすい地域づくりを目指すものでございます。

また、弥富市では、ことしの2月に認知症ケアパスを作成しました。ホームページにアップさせていただいておりますが、これを今後さらに充実させていきたいと考えております。

○議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

○11番（炭竈ふく代君） この新オレンジプランには、平成30年までに全市町に認知症初期集中支援チームを設置し、活動を行うこととされております。

そこで、この認知症初期集中支援チームとはどういうもので、どういった支援を行うのか、お伺いをいたします。

○議長（佐藤高清君） 半田介護高齢課長。

○介護高齢課長（半田安利君） 認知症初期集中支援チームとは、またどのような支援を行うのかという御質問でございますけれども、医療・介護の専門職が家族の相談により、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問いたしまして、アセスメントや家族支援など初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行うチームのことでございます。

支援チームの役割といたしましては、認知症かどうかの評価、適切な医療機関の受診を促し継続的な医療支援につなげること、適切な介護サービスの案内、生活環境の改善やケアについてのアドバイス、また介護者の負担軽減や健康保持についてのサポートなどがございます。また、定期的に自宅を訪問して状態を見守りますので、誰も気づかないうちに認知症が進行してしまったというような状態を避けることができます。以上です。

○議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

○11番（炭竈ふく代君） それでは、我が市においては、この認知症初期集中支援チームをいつまでに設置されますか。また、市内にどれくらいのチームが必要とお考えなのか、お尋ねをいたします。

○議長（佐藤高清君） 半田介護高齢課長。

○介護高齢課長（半田安利君） 支援チームの設置時期でございますけれども、厚生労働省が作成しました新オレンジプランでは、平成30年度から全ての市町村で実施する目標を掲げております。

そこで、弥富市といたしましては、この支援チームを地域包括支援センターに委託したいと思っておりますが、医師や専門職の配置等の問題もありますので、今後、協議を重ね、できる限り早い時期に設置したいと考えております。

チーム数につきましては1チームと考えておりますが、その後の相談件数等の業務量によ

り対応したいと思っております。

○議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

○11番（炭竈ふく代君） 課長に御答弁いただきました。

これは、平成26年度において千種区の例でございますが、この支援チームのモデル事業を実施していますが、支援した17名の高齢者のうち65%に当たる11名の方は介護保険が未申請であったとのことです。介護保険制度の利用があれば、ケアマネジャーやヘルパーの方が一定の状況を把握できますが、そうでない高齢者、特に単身高齢者で認知症の方の把握・支援は、何度も訪問をし、信頼関係をつくることからの地道な活動が必要となります。高齢化の進展や、また認知症高齢者の著しい増加が予想される状況にあつては、認知症初期集中支援チームの取り組みを推進することは必然であり、早急な体制整備を強くお願いいたします。

また現在、国家レベルで認知症を治す薬や治療法の研究開発が行われておりますが、現実にはまだ時間がかかるようです。認知症の特効薬がない以上、私は認知症対策の中で今後特に力を注ぐべき取り組みとして2つあると思います。1つは、お元気なうちから認知症にならない予防をすること、そしてもう一つは、認知症を早期発見し、症状を安定させる治療やケアの早期対応を行うことだと思います。認知症予防は、市民の方々に関心を持っていただき、継続しやすく親しみやすいものであることが重要だと考えます。

先日、テレビで、認知症予防として「デュアルタスク」という運動について報道がなされていまして。例えば、早歩きをしながら100から7を引き続けるとか、足踏みをしながら1人じゃんけんをするというように、2つのことを同時に行うことで脳を活性化する予防法です。

また、大阪府にある独立行政法人国立長寿医療研究センターでは、「コグニサイズ」という認知症予防の脳活性化運動が実施をされているそうです。高齢者のためのエクササイズで、こちらも簡単な計算や、しりとりなどの課題を運動と一緒に行うことで、認知症の予防と健康促進を目指し、運動そのものが認知機能を向上させると言われています。

本市におきましても、脳トレや、ふれあいサロンといった予防対策を行っているということでございますが、誰にでも簡単に、すぐその場でできて、楽しんで認知症予防ができるコグニサイズといったようなプログラムを市民に向け展開していく必要があると考えますが、この点についてはいかがでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（佐藤高清君） 半田介護高齢課長。

○介護高齢課長（半田安利君） 認知症予防にはいろんな方法がありますし、いろんなものを取り入れていく必要があると思っておりますので、議員御提案のコグニサイズですとかデュアルタスクについても、どこかで取り入れることができないか検討させていただきます。

○議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

○11番（炭竈ふく代君） 今、課長が言われますように、いろいろな形、いろいろな方法があるかと思います。そして、今後もいろいろと工夫された認知予防に関するものが公表されるであろうと思います。どうか皆さんに楽しんでいただけるプログラムとして、どんどん導入をして実施していただくようお願いいたします。

次に、早期発見・早期対応についてのお尋ねをいたします。

認知症は、判断力の低下、記憶障がい、問題解決能力の障がいなど、脳の老化により発症すれば誰にでもあらわれる中核症状と、周囲とのかかわりの中で起こる幻覚、妄想、暴力、徘徊などの行動・心理症状があります。行動・心理症状は、環境や人間関係、その人の経験や性格により、あらわれ方は異なります。家族にとってつらく、大きな負担になるのは、この行動・心理症状であります。早い段階で中核症状の兆候に気づき、治療と周囲の理解ある対応により、行動・心理症状を減らすことができます。私は、早期発見がしやすくなるように、市で簡単に認知症のチェックができるサイトの作成や市民への啓発などを進めていただきたいと考えます。

市のホームページや携帯やスマホで気軽にできる認知症簡易チェックシステムですが、既に蒲郡市や海津市、日野市、近くは蟹江町でも行っています。このように、ホームページの中に、こうしたチェックシステムを導入する市町がふえてきています。市のホームページからサイトに入ると、「これって認知症？」という家族・介護者向けのものと、「私も認知症？」という本人向けのものがあり、チェックが終わりレベルが出た後に認知症予防の10カ条が画面に出たり、相談先の地域包括支援センターにリンクされたり、治療のできる医療機関一覧表が出てくる市もあります。簡単でちょっとやってみようという気になります。

この問題につきましても、さきの堀岡議員の質問に対し市側より、市のホームページのリニューアルにあわせてアップをしていきたいと前向きな御答弁をいただいております。その後の進捗状況といいますか、この認知症簡易チェックシステムはぜひとも導入すべきだと思いますがいかがでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（佐藤高清君） 半田介護高齢課長。

○介護高齢課長（半田安利君） お答えさせていただきます。

認知症簡易チェックシステムの導入につきましては、昨年9月議会で、市のホームページのリニューアルにあわせてアップすると答弁させていただきました。少しおくれましたが、何とか年明け早々にはアップさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

○11番（炭竈ふく代君） 本市もよくわかる認知症ケアパスを本年2月に作成されましたので、市民が活用できるよう、今、課長のほうより、明年早々にチェックシステムを市のホー

ムページに載せていただくという御答弁がございました。その際に、興味を持ってサイトに  
入っていきやすいように、工夫をお願いしておきます。

次に、計画期間におけるサービス内容の中にもございますが、ボランティア等による見守  
り体制としての見守りネットワークづくりについてお尋ねをいたします。

見守りには多くの目が必要で、見守りネットワークの協力者を広げる必要があると思いま  
す。多くの市では、認知症サポーターが地域の見守りネットワークの協力者になっていただ  
いています。我が市は、認知症サポーターは、養成講座を受けた後、特に協力を求めている  
ようですが、これは改善すべきではないでしょうか。

認知症サポーターは、認知症本人や家族を誰よりも応援するという位置づけでございます。  
受講後は、みんな見守りネットワークに登録をしていただき、徘徊で行方不明になった場合、  
家族が希望すれば認知症サポーターにも検索メール配信で呼びかけ、協力していただくよう  
力をかりるべきだと考えますが、この点につきまして市のお考えをお伺いいたします。

○議長（佐藤高清君） 半田介護高齢課長。

○介護高齢課長（半田安利君） 徘徊対策における見守りネットワークについてでございます  
が、まず徘徊の発生についての現状を申し上げますと、把握した事例につきましては、平成  
25年度が3件、26年度が5件、今年度は現在まで2件でございます。通報者につきましては、  
御家族やケアマネジャー、または介護サービス事業所でございますけれども、いずれも早い  
うちに発見され、大事には至っておりません。

市では、こういった事例が発生した場合、警察からの要請で、同報無線を利用した臨時放  
送や市の安全・防災メール、介護保険サービス事業所への一斉メールで対応させていただ  
いております。弥富市としては、まだ見守りネットワークとして確立されておきませんが、今  
後、一人でも多くの方に見守りの意識を高めていただけるよう、サポーター養成講座受講者  
には市の安全・防災メールの登録をお願いしていきたいと思っております。以上です。

○議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

○11番（炭竈ふく代君） よろしく願いをいたします。

また、徘徊高齢者家族の支援サービスとして、GPSの助成を行っている自治体もあるよ  
うでございます。我が市は安心安全カードの活用がされておりますが、さらに私はGPSつ  
き見守りキーホルダーがベルトやバックなどにつけることができ活用しやすいのではない  
かと思います。こうしたサービスも導入してはどうかと考えますけれども、この点について  
お聞かせください。

○議長（佐藤高清君） 半田介護高齢課長。

○介護高齢課長（半田安利君） 議員御提案のGPSつきキーホルダーにつきましては、利用  
されている市町村もございますし、メリットもあろうかと思いますが、そのキーホルダーを

外出時につけてもらえるのか、またGPSつきだとわかれば気分を害される方もお見えになり、課題も多いと聞いております。

弥富市としては、現状の方法をとりながら今後の課題とさせていただきたいと思いますので、御理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

○11番（炭竈ふく代君） 見守り体制の方法の一つとして、また研究をしていただき、御検討をいただきたいことをお願い申し上げます。

また、認知症への理解の促進という点で、認知症サポーター養成講座のやり方ですが、我が市はある程度の希望人数になれば随時養成講座を行うとしています。高齢化の進展に伴い、認知症の人が住みなれた地域で安心して暮らせる環境づくりが急がれている中、先日、新聞報道に、政府が国家戦略として取り組む中、認知症について正しく理解をし、認知症の人と家族を支援する認知症サポーターが事業開始10年で660万人を突破したとありました。認知症に関する正しい知識と理解を身につけるための養成講座には、本市もより多くの参加を呼びかける必要があるのではないのでしょうか。例えば高齢者が利用することの多い銀行、そして郵便局、またJA、スーパー、ドラッグストア、病院の窓口など、各事業所にも養成講座を受けていただくよう依頼するなど見守りにつなげようと思うと、必然的により多くのサポーターが必要となります。夜の講座も要請があれば行うべきですし、認知症サポーター養成講座のやり方も工夫と改善が必要かと思いますが、本市のお考えをお伺いいたします。

○議長（佐藤高清君） 半田介護高齢課長。

○介護高齢課長（半田安利君） お答えさせていただきます。

まず、近年のサポーター養成講座の開催実績でございますけれども、平成24年度が2回、25年度が1回、26年度が13回、27年度がこれまでに8回開催しており、弥富市内のサポーター数は1,899名となりました。

これまでの受講者としては、自治会、福寿会、女性の会、防災会等が主でございまして、銀行、郵便局、スーパーなどの各企業、事業所については、それぞれの御事情もあり、現状多くありません。

昨年、愛知県より、小中学生及び高校生を対象とした認知症サポーター養成講座の実施についての依頼がありましたので、これを踏まえ、今後、各事業所に対しても引き続き働きかけたいと思いますが、まずは市内中学生を対象に開催できないか、教育委員会と調整したいと考えております。以上です。

○議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

○11番（炭竈ふく代君） ただいま御答弁をいただきました。

小学校の高学年や中学生、そして高校生を対象とする養成講座は大変重要であると思いま

す。今、御答弁がございましたように、まず中学生を対象に開催をお考えであるということでございます。ぜひ実現をしていただきたいと思いますし、また先ほど来より申し上げた各事業所に対しての養成講座の依頼も強くお願いをいたします。

埼玉県熊谷市で行われたサポーター養成講座の資料の中に、認知症の人への接し方として、困った人ではなく困っている人として対応することが大切であるとありました。本市におかれましても、高齢者、そして支える家族の皆様が安心して暮らせるまちと言えるように、しっかり取り組んでいただきますことを要望いたしまして、次の質問に移ります。

2点目でございます。

2点目に、本市における子育て応援アプリの推進についてお伺いをいたします。

我が国では、急速な少子化の進行と子ども・子育て支援が質・量ともに不足している現状であり、子育て家庭における孤立感と負担感の増加とともに、都市部を中心とする保育等の待機児童などが深刻な問題となっています。そのような中、平成24年8月には子ども・子育て関連3法が成立をいたしました。そして、平成27年度から子ども・子育て支援新制度がスタートしたことに伴い、保育を初めとするさまざまな子育て支援に関する情報提供や相談、助言等を行う利用者支援事業の実施が自治体に求められたことがきっかけとなり、各自治体が独自の支援事業を検討、展開するようになりました。

昨今、子育て家庭の家族形態や、また就労形態が多様化する中で、保育だけではなく、さまざまな形の子育て支援が求められており、自治体における支援事業も利用者ニーズに幅広く対応する必要性が増してきています。

そのような中、東京都世田谷区では、子育て世代に広く普及しているスマートフォンを活用した支援事業を行っており、注目を集めています。多様化する子育て家庭のニーズに沿った情報を提供するためのツールの一つとして、区では平成26年10月から、せたがや子育て応援アプリを公開しています。核家族や、ひとり親世帯の増加や、地域のつながりの希薄化などにより保護者が孤立しがちであることから、出産や子育てに対する不安や負担は決して軽くはございません。そこで、子育て世代の多くが利用しているスマートフォンで、時間や場所にとらわれずに気軽に子育て支援にかかわる情報を取得できるようにすることで、子育て世代の不安感や負担の軽減などを図ることができます。こうしたアプリが有効であると考えられ、導入をされたと聞いております。

アプリを通じて提供されるサービスには、おむつがえ、授乳スペース、公園などの施設を検索できる施設マップや、子育て支援情報や申請・手続などの情報を閲覧できる子育て支援ナビや、また幼稚園・保育施設を条件に合わせて検索できる保育施設検索ナビ、また登録した子供の生年月日や住所などに合わせた健診や予防接種のお知らせを通知するお知らせ配信機能などがあり、妊娠期から小学校就学前の子育て家庭を対象に支援情報を提供しておりま

す。利用者からは好評を得ており、アプリの公開から約1年が経過した平成27年9月末時点でのダウンロード数は、およそ9,000件となっています。

また、京都府でも、きょうと子育て応援パスポートアプリ「まもっぷ」を公開しています。主な機能として、子育て家庭、妊産婦の方がさまざまな特典を受けられる子育て応援パスポートの協賛店舗や施設の紹介、また子育て家庭にお勧めの公園や広場、児童館などの案内、そして夜間であったり診療時間外の子供のいざというときに役立つ情報であったり、また各地域の救急医療機関情報などをお知らせしております。

このように、子育て家庭が外出先でも必要な情報や便利な情報が入手できますし、同様にアプリを開発する自治体がふえると、近隣の自治体と連携したサービスの提供を検討することも可能となり、より多くの子育て世帯のニーズにきめ細かく応えることも期待できるのではないのでしょうか。

そこで、2015年弥富市子ども・子育て支援事業計画の中にも、子ども・子育て支援新制度の3つの目標の一つに地域の子ども・子育て支援の充実とありますように、子育て世代のニーズに幅広く対応するため多くの人が利用するスマートフォンへ、地域の特徴に合わせて柔軟に情報提供ができるよう、弥富市独自のアプリを開発し、子育て支援事業に生かしていただきたいと思いますが、この点について市のお考えをお伺いいたします。

○議長（佐藤高清君） 村瀬児童課長。

○民生部次長兼児童課長（村瀬美樹君） 本市の子育てに関する情報発信につきましては、主にホームページ及び広報により住民の皆様に情報提供を行っておりますが、妊娠・出産・子育てに関する各種行政サービスに関する課は多岐にわたり、内容も複雑でございます。これらの内容をわかりやすく探しやすいウェブサイトを構築し、スマートフォンの普及率の高い子育て世代に向けたより利便性を高めた情報を幅広く提供することが課題となっております。

現在、各種子育てに必要な情報発信を行い、子育て支援策を利用していなかった方にも利用を促すことができるよう、弥富市子育てポータルサイトの構築に取り組んでおります。このポータルサイトは、スマートフォンでの閲覧時に自動的に画面構成が最適化される仕組みになっておりまして、本市の子育ての情報を取得できる身近な窓口として皆様に御利用いただけるものと考えております。

○議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

○11番（炭竈ふく代君） 御答弁いただきました。スマートフォンでの閲覧が可能なサイトを立ち上げていただけるということで、本当に多くの皆さんに喜んでいただけるものと思います。

ただいまは弥富市の子育てポータルサイトによる情報提供をされるということでございますけれども、これはいつからスタートされるのか、またその内容についてもお聞かせいただ

けますでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 村瀬児童課長。

○民生部次長兼児童課長（村瀬美樹君） 弥富市子育てポータルサイトの内容につきましては、妊娠期から就学前の子育て家庭を対象に、弥富市の子育て支援情報や、乳幼児の健康診断、予防接種のお知らせ等の提供や、平成27年4月から実施されました子ども・子育て支援新制度の取り組み事業について情報を一元化し、集約したちょっと便利なサイトでございます。

なお、弥富市子育てポータルサイトは、平成28年4月1日の公開に向けて現在取り組んでおります。

○議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

○11番（炭竈ふく代君） ありがとうございます。弥富市として、ちょっと便利なすばらしいサイトを構築していただけるということでございます。

広く皆さんに知っていただき、実活用していただくための今後周知についてはどのようにお考えになっていきますか、お聞かせください。

○議長（佐藤高清君） 村瀬児童課長。

○民生部次長兼児童課長（村瀬美樹君） 周知の方法につきましては、広報・ホームページで市民の皆様にお知らせをまいります。

○議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

○11番（炭竈ふく代君） 広報・ホームページでの周知ということでございます。それも方法の一つだとは思いますが、実際皆さんの目に届くのが心配でもございます。より多くの方に知っていただくために、私が考えるのは、例えば子育て世代の方々が集う子育て支援センターなどで、ホームページからの具体的なアクセスの仕方を実際にスマートフォンで実践するなど、子育て世代のネットワークを生かすことで、より広く弥富市の子育てポータルサイトを知っていただき利用していただけるものと考えますが、こうした考えについてはいかがでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（佐藤高清君） 村瀬児童課長。

○民生部次長兼児童課長（村瀬美樹君） 周知の方法につきまして御提案をいただきました。

現在、広報紙・ホームページによるお知らせには、スマートフォンのＩＣタグ・バーコードリーダーを使いまして読み取れるように準備を進めております。また、全ての子育て支援センターにおいて利用者向けのパソコンを設置しまして、ポータルサイトのＰＲと市の子育てサービスの情報提供を行ってまいります。

議員の御提案の件につきましては、子育て支援センターなどの集いのときに、アクセスの仕方や活用する方法の実践を行い、周知に努めてまいります。

○議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

○11番（炭竈ふく代君） よろしく願いをいたします。また、今後の活用に生かすために、アンケートなどをとっていかれるのも一つの方法だと思いますが、最後にこの点についてもお伺いをいたします。

○議長（佐藤高清君） 村瀬児童課長。

○民生部次長兼児童課長（村瀬美樹君） 議員御提案のアンケートにつきましては、ポータルサイトの情報内容改善の参考とするために御意見をいただけるよう、そのような機能をつけるよう取り組んでまいります。

○議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

○11番（炭竈ふく代君） よろしく願いいたします。

子育て世代の多くの方が日常的に利用しているスマートフォンで、好きなときに好きな場所で気軽にということで、子育て支援情報を取得できることで、不安感の軽減や、また孤立感の予防にもつながると思います。今後も見やすく、そして役立つ子育て支援の情報を御提供いただきますことをお願い申し上げて、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（佐藤高清君） 暫時休憩します。再開は2時25分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時14分 休憩

午後2時25分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に三浦義光議員、お願いします。

○8番（三浦義光君） 8番 三浦義光でございます。

通告に従いまして、今回、3項目の質問をいたします。

まずは、交通安全対策、高齢者の対応について質問をいたします。

愛知県では、本年7回目の交通死亡事故多発警報が11月17日から11月30日までの14日間発令をされておりました。県内では依然として交通死亡事故が多発しており、12月7日現在の交通死亡事故者数は197人、前年同時期比プラス18人で、全国ワースト1位と憂慮すべき事態となっております。年齢別死者数を見ても、65歳以上の高齢者の数が110人で半数以上を占めております。

折しも現在、12月1日から10日まで、年末の交通安全県民運動が実施されております。今回の運動目的は、飲酒運転の根絶、子供と高齢者を交通事故から守ろう、夕暮れ時と夜間の歩行中、自転車の乗用中の交通事故をなくそう、後部座席を含めた全ての座席でシートベルトとチャイルドシートを正しく着用しようということが打ち出されております。

ここで、運転免許保有者に占める高齢者の割合が高まっている観点から質問をさせていた

だきます。

中日新聞11月1日のサンデー版のドライバーの高齢化によりますと、運転免許保有者に占める高齢者の割合が高まっており、2014年データによりますと、全国平均では52.6%、県別で愛知県は13位で56.6%と、65歳以上の半数以上が免許を保有しているということでございます。その一方、高齢者の自動車運転による死亡事故の割合が年々ふえ、ほかの車や人を巻き込む事例も多発しています。高齢者の中には認知症や、その疑いがある人が含まれ、高速道路逆走などの重大な事故を引き起こしております。75歳以上の高齢者の免許更新では、認知機能、記憶力や判断力などの頭の動きの検査が加わり、今後はさらに厳しくなりそうです。それとともに、警察や都道府県では、高齢者に運転免許の自主返納を呼びかけております。

しかしながら、公共交通機関が限られている地域では、運転を継続せざるを得ない高齢者が多いという実情もあり、超高齢社会を迎えた日本では、高齢者の積極的な社会参加を支援することも不可欠でございます。元気な方には運転を続けていただきたいと思います。自動車メーカーでは、運転を支援する安全装置を備えて事故を未然に防ぐシステムを開発されております。また、運転しやすく事故を起こしづらい超小型車の開発も検討されております。

また、行政は、高齢者が安全・安心に運転を継続するため、道路の整備や構造を見直し、運転しやすい環境を整えることが急がれております。道路整備に関しての市の見解をお聞きいたします。

○議長（佐藤高清君） 竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） 高齢者が安全・安心に運転を継続するための道路整備に関しての市の見解はという御質問でございますけれども、今後、これまで以上に多くの高齢者の運転というのが多くなるんじゃないかと考えております。先ほど議員が言われましたように、愛知県警が発表しています交通事故日報（暫定数）の12月8日現在の愛知県の交通事故死者数は197名、7日と8日は同じ数字ということでございます。全国ワーストワン、これも変わりないということでございます。そのうち、110名の方が65歳以上ということでなっております。そのうち、高齢者が加害者、第1の当事者となって関係する死亡事故率は約35%となっておりまして、増加傾向で深刻な課題となっております。

高齢運転者の知識や技能を向上させるには一定の限度があり、それを取り巻く道路交通環境を、できる限り高齢者が安全に安心して運転できるものに改良していく必要があると考えます。そのため、特に交通の安全を確保する必要がある道路においては、地域の協力を得ながら、高齢者や障がい者等、いわゆる交通弱者の安全を確保するため、歩車道分離型の歩道整備を優先的に整備していきたいと考えています。

また、生活道路において、県公安委員会と連携しまして、歩道整備、車両速度の抑制、通

過交通の抑制、視認性の向上を図るため、道路標識や道路標示等、見やすくわかりやすい道路整備を、面的かつ総合的な交通事故対策について、地域の実情を踏まえて適切な安全確保を図りたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） 自動車は自動停止装置、将来的には自動運転装置など、ますます運転がしやすい状態にはなっていますが、道路がそれに追いついていかなくなってきていることが心配ではございます。高齢者の方々が運転しやすい環境整備を同時並行に行っていかななくてはならないと思っております。

運転免許証更新時に、70歳以上のドライバーは高齢者講習が義務づけられ、75歳以上は講習予備検査を受けなければなりません。この検査で認知症の疑いがあると判断されたドライバーは、直近の1年間に信号無視や一時停止など特定の交通違反がある場合、医師の診断が義務づけられ、認知症と診断が下されると免許が取り消されます。2015年6月の改正道交法では、検査がより強化されております。認知症と診断された高齢者に対して、警察との連携した動きはございますでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 橋村危機管理課長。

○総務部次長兼危機管理課長（橋村正則君） 御質問にお答えをさせていただきます。

高齢の運転者による交通事故が相次いでおり、10月31日には知立市で、76歳の男性が運転するワゴン車が和菓子店に突っ込み12人が重軽傷を負った事故や、九州においては、認知症の治療を受けていた73歳の男性が運転する軽乗用車が暴走し、7人が死傷する事故が発生しました。

認知症になると記憶力や判断力などの機能低下が著しくなり、高速道路の逆走や信号無視による事故が心配され、交通事故の被害者になるだけでなく人身事故の加害者になる可能性が高く、家族にとっても心配は尽きません。

改正道路法におきましては、70歳以上の人は運転免許更新の際に高齢者講習の受講が義務づけられており、75歳以上の運転者は認知機能検査が強化されておるのが現状でございます。

高齢者の交通安全対策につきましては、警察による交通安全講話や秋に行われます海部南部高齢者交通安全総決起大会などにより交通安全意識の高揚を図るとともに、認知症に対する運転免許の相談窓口が警察署にございますので、悲惨な交通事故をなくすためにも、警察と連携をとって対応してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） 認知症、または認知症と疑われる高齢者の自動車運転に関して、一番心配されている方は、その御家族の方々だと思います。市役所に御家族が相談に来られた場合、蟹江警察署にも運転免許の相談窓口があるということを伝えていただいているというこ

とでございますけれども、しかしながら警察署というのは敷居が高いといえますか行きづらい面もございますので、なお一層の連携をお願いいたします。

次の質問へ移ります。

自転車に関与する事故の場合に、自転車の責任として重過失致死傷罪が適用されることが多く、その法定刑は5年以下の懲役または禁錮か100万円以下の罰金であります。そのほかに、道路交通法や過失傷害罪が適用されることがあります。

事例としては、自転車で横断中の歩行者と衝突、歩行者の女性が死亡した事故では、重過失致死罪で書類送検、自転車と歩行者の衝突、その後逃走したひき逃げ事故では、重過失傷害罪、道路交通法違反、ひき逃げる疑いで書類送検、自転車が酒酔い運転で歩行者をはねて現行犯逮捕された事故では、重過失傷害と道交法違反、酒酔いの疑いで現行犯逮捕されて送検などなど、また民事上の責任として、加害者である運転者は自転車事故を起こすと、民法第709条の不法行為責任を負うことになります。ただし、加害者である運転者以外の者は、民法第715条の使用人責任または第714条の監督責任の適用がある場合を除き、たとえ加害自転車の保有者であっても責任を負うことはないということでございます。

近年、収入のない中・高生が加害者になることが多いですが、損害賠償金の支払いが大きな問題になっております。中・高生が自転車事故の加害者になった場合、損害賠償責任について判例で中学生にも責任能力を認めていることから、当然、高校生にも責任能力はあるとされております。したがって、損害賠償金は就職して給料がもらえるようになってから支払うことになります。

また、民法第714条では、責任弁識能力のない者の責任は、監督義務者がその責任を負うとしているので、被害者は加害者の親などに対して損害賠償請求をすることができます。親が子供に対して、交通事故防止、自転車の安全利用について必要な監督指導を行っていないと認められる場合には、親に賠償責任が発生することになります。

交通事故といえば自動車事故ばかりイメージしておりますが、自転車も軽車両に該当し、自動車との事故は車両相互の事故として、また歩行者としての事故は人対車両事故として扱われ、自転車事故の当事者になったときは警察への届け出をきちんとしなければなりません。

そんな折、11月2日の日本経済新聞に、自転車保険の加入を義務づける条例を検討している自治体が広がっているとの記事がございました。2014年に起きた自転車事故は全国で約10万9,000件。減少傾向でございますが、交通事故の約2割を占めております。6月には、危険な違反を繰り返す人に講習を義務づける改正道路交通法が施行されております。そして、2015年度の主要4社の自転車保険の新規契約は、前年度の約2.4倍の47万件程度ふえる見通しでございます。

そんな背景のもと、兵庫県がことし10月に全国で初めて自転車保険の加入を義務づける条

例を施行いたしました。また、保険加入を努力義務としているのが、東京都、埼玉県、京都府、愛媛県、そして条例を準備中なのが、滋賀県、大阪市、名古屋市、横浜市、千葉市となっております。まだまだ都道府県であったり大都市ではありますが、弥富市といたしましても、ぜひとも条例化について検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 橋村危機管理課長。

○総務部次長兼危機管理課長（橋村正則君） お答えをさせていただきます。

自転車は、生活の移動手段として通勤・通学、または買い物などで手軽に幅広く御利用されております。一方で、自転車に関与する交通事故の増加や自転車利用者の運転マナーの悪さが指摘されるなど、自転車の安全な利用対策が喫緊の課題ともなっております。

議員御指摘のように、自転車の安全な利用に関する意識を向上させ、自転車を安全かつ快適に利用でき、自転車に関与する事故を防止し、また自転車の安全な利用を促進するために、自転車の安全な利用に関する条例を制定している自治体がございます。

当市におきましては、交通安全教室や防災の出前講座の際に、事故防止に関する注意喚起やヘルメットの着用の推進、自転車保険への加入の推進を行っております。また、中学校においては、入学時に自転車保険の案内をさせていただき、自転車保険の加入を推進させていただいておるところでございます。

まずは事故防止に関する注意喚起、ヘルメット着用の推進、自転車保険の加入の推進を継続して行い、自転車の安全な利用に関する条例につきましては、引き続き調査・研究をしてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） 義務とは、人がそれぞれの立場に応じて当然しなくてはならない務めと、言葉を検索すれば、このような説明をしてくれますが、既に、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律第12条に基づき、利用者に対して行うことが義務づけられている制度、防犯登録が、1994年以前は任意であったものでございますが、これが義務化をされております。将来的には自転車利用者が加害者となり得る事故の発生状況を見ながら、保険の義務化を検討していただきたいと思っております。

現在、自転車販売店では、公益財団法人日本交通管理技術協会の推奨のTSマーク附帯保険の加入を進めておるところでございますが、掛金に関しては販売店によって異なるということでございます。私がお聞きをいたしましたお店では、新車購入時に防犯登録とあわせて1,000円で加入でき、これは1年契約ですので、その後は点検とあわせて1,500円で更新できるということでした。この金額で賠償責任補償が限度額5,000万までついているのは、決して高い保険ではないと思います。しかしながら、加入者は購入時には1割にも満たないということで、1年後の更新に訪れる方は皆無ということでございます。前回の9月議

会においての堀岡議員の質問に通じる話になってはしまいましたが、自転車利用者にも保険の重要性を認識していただくことを周知させていってもらいたいと思っております。

それでは、次の質問項目、市役所窓口サービスについてに移ります。

近年、日本の少子・高齢化などを背景に、新たな産業創出と生産労働人口を補うために、日本政府は、平成26年1月に安倍首相を議長にした産業競争力会議において、新たな成長戦略の基本方針となる成長戦略進化のための今後の検討方針について、外国人受け入れ環境の整備・技能実習制度の見直しなどを発表いたしました。また、政府は、東京オリンピック・パラリンピックの開催を好機として、2020年に向けて訪日外国人旅行者数2,000万人を目標に観光政策を強化することとしております。さらに、2012年7月に外国人登録法が廃止され、これに伴い住民基本台帳の適用による基礎的行政サービスが外国人住民に対して提供されることとなりました。このような背景から、地方自治体の外国人住民向け窓口業務の負荷が高まっております。

京都市は、外国籍市民行政サービス利用等通訳・相談事業を実施しております。この事業は、日本語による意思疎通を図ることが困難な外国籍市民などが、市役所、区役所及び区役所支所並びに本市事業所などの行政窓口を利用する場合や行政手続などに関する情報を必要とする場合に、本市の行政に関する知識を有する者が電話を通じて通訳等の対応を行うことなどにより、行政窓口での的確な意思疎通や正確な行政情報の提供を図り、外国籍市民などがより安心・安全に生活できるようにすることを目的としております。

また、神奈川県綾瀬市では、ポルトガル語、ベトナム語、スペイン語の行政通訳員を配置して、窓口での手続や相談などに対応しております。

そしてもう一事例、東京都渋谷区では通訳ボランティア登録制度を活用し、行政サービスの充実を図っております。

平成26年度主要施策成果報告書の外国人国籍別登録人員状況によりますと、1,239名が年度末現在で弥富市内において生活をされております。一番多く暮らされている国籍の方はブラジル、2番目には中国、3番目はフィリピンと続いておりますが、この外国籍の方々への市役所窓口行政サービス、特に1階の市民課を含めた民生部門について、通訳はどのように対応されておりますか。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） まず、現況について御説明させていただきたいと思います。

先ほど申し上げられたように、人口、それから外国人の数につきましては、議員御指摘のとおりでございます。

市民課の窓口を例といたしますと、転入・転出、婚姻届等の届け出のとき、ほとんどの方

が会社に勤めていらっしゃる方が多いので、その会社の担当者、または通訳の友人等とともに来庁する方が多くございます。単独で来庁された方も、片言の英語で処理できている状況でございます。

また、英語圏の方につきましては、市民課の職員で対応し切れない場合もございます。そういった場合は、英語ができる職員に協力を依頼して対応しております。

また、このような措置につきましては、民生部の窓口共通のものでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） ポルトガル語、中国語などに対応できなくても、英語を介せば、窓口業務、時間がかかるかとは思いますが、対応は可能なかなあというような感じで思っております。

次に、また現在、地方自治体、医療機関、交通機関、大規模小売店などにおいて、テレビ会議サービスを基盤に通訳クラウドサービスがございます。このサービスは、テレビ電話による多言語の通訳サービスを提供するもので、例えば市内在住外国人が地方自治体の担当窓口にて各種手続を行うときなどに、 아이폰、iPadやアンドロイドといった携帯端末内のテレビ電話の専用アプリを介して、中国語、英語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語の日本語通訳を24時間365日リアルタイムに利用できるそうです。

通訳クラウドサービスと通訳者を利用する場合と比較をいたしますと、窓口業務に通訳者を雇用することが困難な背景の一つには、通訳業務を年間を通して必要としないため、費用対効果や窓口に来る外国人の数の予想を立てにくいなどを理由に、専任の通訳者を長期雇用する体制がとれないことにもあります。一方、通訳クラウドサービスは、24時間365日稼働しているコールセンター内の多言語通訳オペレーターをほかの利用者と共有できます。そのため、必要なときに利用者のタブレット端末のテレビ電話サービスを使って通訳者と介せるため、通訳者、通訳者手配コストの削減や外国人対応に必要な通訳者の体制変更について柔軟に対応ができます。

弥富市といたしまして、この市内在住外国人、または訪日外国人旅行者の方々に、このようなサービス導入検討はされておるのでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 議員の提案でございますけど、非常に便利なシステムかとは思っております。しかし、先ほど申し上げましたように、現在の窓口対応は、十分とは言えないかもわかりませんが、対応をしている状況でございます。クラウド化につきましては、今後、議員も言われましたように、旅行者など短期的に滞在する外国の方がふえた場合には必要なものになるとは考えておりますが、当分は現在の対応でまいりたい

と思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） 弥富市は観光都市というわけではございませんし、現状の外国籍の住民の方々の数であれば、クラウドサービスを即導入ということは、まだまだ私も必要ではないのかなというような感じではおりますけれども、先ほど部長が申されたとおり、将来的には、このようなサービスがあるということは把握して、随時調査をしていていただきたいと思いますと思っております。

次に、視覚障がい並びに聴覚障がい者の方々へのサービスについてでございます。

目の不自由な方の歩行のサポートをする盲導犬、身体の不自由な方の生活のサポートをする介助犬、耳の不自由な方に音を知らせる聴導犬、この3種類の犬たちを補助犬といいます。平成14年から身体障害者補助犬法が施行されているのは御存じだと思いますが、この法律の3つの柱のうちの一つに、公共施設、交通機関、スーパー、飲食店、ホテル、病院や職場などで補助犬同伴の受け入れを義務づけるとなっております。弥富市では、このような補助犬の受け入れ状況はどのようになっていますでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 宇佐美福祉課長。

○福祉課長（宇佐美 悟君） 良質な身体障がい者補助犬の育成及びこれを使用する身体障がい者の施設等の利用の円滑化を図り、身体障がい者の自立及び社会参加の促進を目的として、平成14年5月に身体障害者補助犬法が成立いたしました。この法律の第7条で、国、地方公共団体、また不特定多数の者が利用する施設の管理者は、その管理をする施設を身体障がい者が利用する場合において、身体障がい者補助犬の同伴を拒んではならないとなっております。当市が管理する施設におきましては、補助犬を同伴される方が見えましたら適切に対応させていただきます。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） なかなか実際に市役所で補助犬に遭遇するということはございませんが、ほかに市役所に訪れる健常者の方々への十分な理解ということで、市もその辺の周知をしていていただきたいと思いますと思っております。

次に、お店や病院、行政機関の窓口などでやりとりを手話でやりたい場合、手話通訳者を同行するのが一般的でしたが、全国的な手話講座の開催などもあって、最近では手話ができる店員、職員を雇用、あるいは養成して手話対応ができるところもふえてきてございます。ユニバーサルデザインの大切さが理解され、いろいろな人がいつでもどこでも普通に生活できる社会につながりつつあることはうれしい限りでございます。

神奈川県寒川町の事例といたしまして、平成20年4月から、コミュニケーション支援事業の実施に関し、必要な事項を定め、手話通訳者の設置、手話通訳を行う者または要約筆記を

行う者の派遣、その他聴覚障がい者などが意思疎通を図るために必要な支援を行うことにより、聴覚障がい者などの社会参加を促進することを目的として、寒川町コミュニケーション支援事業実施要綱が定められております。

弥富市では、毎週水曜日午前9時から12時まで市役所に手話通訳者の方を設置されているということが広報などに記されておりますが、実施要綱の概略などを教えていただけませんか。

○議長（佐藤高清君） 宇佐美福祉課長。

○福祉課長（宇佐美 悟君） お答えいたします。

弥富市手話通訳者設置事業実施要綱についてでございますが、この事業は平成26年度からスタートしました事業でございます。手話通訳をコミュニケーションの手段とする聴覚障がい者または音声言語機能障がい者が手話通訳を通じて意思疎通を円滑に行えることを目的としております。現在、聴覚障がい者の方の窓口での手続や各種の相談支援といたしまして、毎週水曜日の午前9時から午後0時までの3時間ですが、福祉課内に県認定の手話通訳者1名を配置しております。毎月、「広報やとみ」の最終ページのカレンダーのところに、この設置について掲載してありますが、事業を始めて2年目でございますが、まだ御利用のほうは余り多くございませんで、平成26年度は延べ22件の御利用がございました。

それと、同じこちらの意思疎通支援事業としまして、あと2つほど弥富市が行っている事業がございます。1つ目は、手話通訳者派遣事業。こちらは、手話通訳をコミュニケーションの手段とする聴覚障がい者または音声言語機能障がい者のために、手話通訳者を公共機関や病院へ派遣する事業でございます。もう一つは、要約筆記者派遣事業でございます。こちらは、要約筆記をコミュニケーションの手段とする聴覚障がい者または音声言語機能障がい者のために、要約筆記者を公共機関や病院へ派遣する事業でございます。

御利用につきましては、利用日の7日前までに申請をしていただき、派遣時間は1回につき最高8時間以内となっております。また、利用料につきましては無料でございます。どちらも利用の窓口は福祉課でございます。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） 私も、これは後づけというか、この質問を準備させていただいておる段階で広報のほうを読ませていただいて、毎週水曜日にあるということで、そういったことを考えますと、まだまだ周知はされてないのかなあということで、個別通知をしていただいたほうがいいのかというような感じではございます。

そして、先ほどの外国語通訳同様に、テレビ電話において必要なときに手話通訳を呼び出して対応する遠隔手話通訳サービスも導入されているところがございます。しかしながら、コミュニケーションのサポートだけでは翻訳技術の提供以外の支援が欠落し、行政サービス

を受けるに当たっての自己選択と決定のために必要な情報保障を受けることができず、その方の利益を侵害する可能性もございます。聴覚障がい福祉の専門職員を設置せずに先行して遠隔手話通訳サービスを導入しても言語権の保障にはつながらず、行政による手話通訳派遣制度、設置通訳制度の肩がわりになるものではございません。駅や民間のお店の受付などでの遠隔手話通訳については、利便性の向上、豊かな生活につながるかとは思いますが、より広く普及していただきたいのですが、医者との会話や銀行の融資などの契約行為など、重要な内容、人権にかかわる内容については、遠隔手話通訳サービスは手話通訳制度にかわる仕組みにはなり得ず、行政の場合においても同様な気がいたします。

これを踏まえて、費用対効果、リアルタイムでの手話通訳サービスの提供などの利点がありますが、広く理解していただき、アクセシビリティ・フォーラムなどの機会を通して、よりよいICT活用のあり方を周知すれば、遠隔手話通訳サービスの導入の検討に値するものだと思います。弥富市としては、このサービスについてどう考えておられますか。

○議長（佐藤高清君） 宇佐美福祉課長。

○福祉課長（宇佐美 悟君） 遠隔手話通訳サービスについてお答えいたします。

遠隔手話通訳サービスは、聴覚障がい者、いわゆる聾者と聞こえる人との間で手話によるコミュニケーションを行うときに、タブレット型端末のテレビ電話機能を使って手話通訳者と画面越しに手話通訳を行うものでございます。現在、先進地としましては、鳥取県が県主体で平成25年12月から事業を行ってみえますが、愛知県ではまだ実施しておりません。短時間の用事や急に手話通訳が必要になったときなど、手話通訳者の派遣を頼みにくいときなどには大変便利であると思いますが、議員おっしゃるとおり、今の利用状況からしますと、費用対効果の面から考えますと、市単独で実施することは現時点では考えてございません。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） 遠隔手話通訳サービス、取り扱いさえ気をつければよいサービスだとは思いますが、導入しなければならない時期が将来来るかもしれません。こちら、通訳クラウドサービス同様、定期的に調査・検討をしておいていただきたいと思います。

そして、視覚障がいの方々へのサービスがどうも後回しになってしまいましたが、弥富市ホームページの中で障がいのある方と接するときということで掲載されておりますが、声をかけるとき、席を離れるとき、別れるとき、道順などを尋ねられたときなどなど、それぞれ職員の対応なんですけど、こちらに関しては全部署の職員に対してのものなんでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 宇佐美福祉課長。

○福祉課長（宇佐美 悟君） 「障がいのある方と接するとき」というマニュアルを作成しました。こちらは平成26年4月に、内閣府障害者施策推進本部作成の「公共サービス窓口における配慮マニュアル」に基づいて、対応の基本や障がいの種類別の特性及び対応などを場面

ごとに定めたものでございます。市役所全職員の指針となっております。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） 人に優しいまちづくり、そして人に優しい行政窓口の対応を引き続きお願いいたしまして、この項目の質問を終わらせていただきます。

それでは最後の質問、少子化対策に婚活を推奨していくという項目に移ります。

安倍首相が10月の第3次改造内閣発足時に打ち出した最重要施策、一億総活躍社会の実現に向け、有識者らが具体策を話し合う国民会議が動き出しました。少子化や高齢者、介護、雇用対策など、幅広い課題について意見や提案が出ていますが、実現には少子・高齢化が急速に進む地方への対応こそ緊急の課題だとされております。

政府によりますと、目標とするのは、少子・高齢化に歯どめをかけ、50年後も人口1億人を維持し、一人一人の日本人誰もが、家庭で、職場で、地域で、生きがいを持って充実した生活を送ることができる社会だと言っております。

これとあわせ、安倍政権は新3本の矢を掲げていて、その中の第2の矢として、夢を紡ぐ子育て支援で、結婚や出産などの希望が満たされ、希望出生率1.8がかなう社会を実現するとなっております。国民会議は、今月末に第一弾の対策をまとめ、希望出生率1.8などの達成に向けた「ニッポン一億活躍プラン」は、来年春ごろに策定される方針を確認しております。

一方、予算の無駄をチェックする秋の行政事業レビュー2日目に少子化対策が取り上げられておりました。国が支援している自治体による少子化対策の中での婚活パーティーや独身の男女を引き合わせる世話役の婚活サポーターがあり、支援のあり方が議論になっておりました。この議論では、税金が使われている結婚支援の取り組みが具体的にどこまで効果を上げているのかを厳しく追及する声がありました。内閣府担当者は、地域の実情に照らし、検証の結果から見つかった課題に対して効果があると考えられる事業について申請してくださいということにしておりますと説明しております。育児支援に取り組む参考人は、街コンをやろうということでイベントをどんどんやるが、果たして本当にそれが効果が出ているのか。市役所が街コンとか婚活をやる必要があるのですかという質問がなされておりました。議論の結果、少子化対策事業については本当に効果があったのか検証が求められるとして、現在のあり方の見直しを求める評価が取りまとめられたということでございます。

この取り組みは、廃止・存続の判定までやった事業とは異なり、単に無駄をチェックするというもの、しかも結果に強制力はありません。なので、言いつ放しで、予算削減にはそれほどつながらない可能性はあります。昨年の6月議会でも平野議員から同様な質問がなされておりましたが、ここに来て政府の見解。次の質問にもつながりますが、弥富市社会福祉協議会が初めての婚活パーティーを開催されたわけでございます。改めて市長に、少子化に対

する支援、婚活並びに結婚相談事業についてお尋ねをいたします。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 三浦議員にお答え申し上げます。

政府の行政事業レビューという形に対して、本当に効果があったかどうかということに対しては、しっかりと検証していかなきゃならないということはごもっともでございます、この点に対して、現在の婚活サポートというような状況におきましては、私どもとしては社会福祉協議会のほうにお願いをしていっておるわけでございますが、男女の引き合わせをするというような状況までやっております、いわゆる成婚までお世話をするものではないというわけでございます。そういった形の中では、今の婚活サポートと以前の結婚のお世話をされる方ということについては相当な違いがあるという形でございます。以前、私たちが知っている結婚をお世話される方は、本人はもちろんのこと、そして御家族のこともしっかりとお調べになり、そしてお世話をする以上は結婚までを責任を持って結ばれるというような形であったわけでございますけれども、そんなような形が比較すると違うということでございます。

こういった形の中において、これからは、つい先月の11月22日ですけれども、行政といたしまして初めての婚活パーティーをさせていただきました。男女が20名ずつ、弥富市のところで一堂に会しまして、そこを貸し切りまして、いろいろとパーティーを組んだわけでございますけれども、おかげさまで大変人気がよくて、男女20名とも御参加いただけたというような状況でございます。そして、5組の方がおつき合いを始められたということを知っております。これが成婚、結婚に至るまで我々としては見定めていかなきゃならないだろうとは思っておりますけれども、初めての企画といたしましては比較的うまくいったと。社会福祉協議会に対して改めてお礼を言うわけでございます。

また、JAさんがこの12月12日、今週でございますけれども、JAさん独自で今までもやっていたいておりますけれども、婚活パーティーを開催すると。JAさんにつきましては、今までも実績があるということでございます。そして、先回の婚活パーティーでは、見事ゴールインされたという1組がお見えになるというふうにも聞いております。そして、JAさんの季刊誌であるところに掲載してありましたけれども、非常に大型のテレビジョンをプレゼントされたというようなことまで書いてありましたけれども、そういうような形の中で、我々行政とか、あるいは公の機関の婚活パーティーというのが盛んでございます。そういった形の中で、レビューまではなかなか検証できないわけでございますけれども、我々としては、この1回目の婚活パーティーを、いろいろと反省点もございますので、しっかりと精査をしながら、来年度以降についても継続することが望ましいだろうと思っておりますので、今後も議会議員の皆様方の御協力もお願いをしていきたいと思っております。以上でござい

ます。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） 2問目、3問目に質問させていただくことまで、市長全てお答えになっちゃったもんですから、なかなかこの後どうやっていこうかなと思いつつながら。

行政事業レビューにおいて婚活サポーターについては、その後もこれに関する書き込みというのはかなり厳しいものがあつたということでございますが、予算計上にする問題は別といたしまして、行政が少子化・晩婚化対策に乗り出すことは重要なことであると思います。晩婚化の背景には、若者の低所得事情、趣味の多様性、独身でも無理なく生活できてしまう社会性など、行政が考えていただかなくてはならない事柄が数多くあるように思われます。

これは次の質問でもございますが、先ほど市長が言っておられた11月22日に初めて社会福祉協議会主催で婚活パーティーが行われたわけでございますけれども、もちろんアンケート等々、参加者にとっていただいたんだと思いますけれども、もちろん1回で終わるわけではなくて、2回目、3回目も予定しておると思いますけれども、これ自体につながる改善点等ございましたらお教えてください。

○議長（佐藤高清君） 山口秘書企画課長。

○総務部次長兼秘書企画課長（山口精宏君） 社会福祉協議会が開催いたしました婚活パーティーについてお答え申し上げます。

先ほど市長のほうで答弁した人数でございますけれども、当日、よく言うドタキャンというのがございまして、実質は男性19名、女性17名でございました。年齢層につきましては、男の方が、20代の方が1名、30代の方が15名、40代が3名、女性は、20代が9名、30代が8名でございました。パーティー後のカップル成立数は、市長おっしゃったとおり5組と伺っております。

あと、議員おっしゃったように、終了後にアンケートをいただいております統計を見させていただきましたところを見ますと、おおむねよいという結果をいただいております。参考といたしますか反省になる意見として、それぞれお話ししていただく時間配分を多くとってほしいという意見が男性・女性とも多くございましたので、そのあたり、次回開催するに向けては、そういうあたりを考慮しながらやっていきたいということを社会福祉協議会担当者は申し上げておりました。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） 別に水を差すつもりはございませんけれども、実際に参加された方の感想をお聞きしたわけでございますが、お1人の方、主観的な感想ではございますので、お隣にいた同性の方も同様な意見を言っていたというようなことでございましたので、ここで紹介をいたしますと、まず会場が広過ぎて担当者の説明がよく聞き取りづらかったというよ

うなことでございました。また、一回も話をしていない人が多数いたというようなこともございました。もっといろんな方と話がしたかった、自由に相手を選んで話ができる時間が欲しかったなどなど、改善点が多くあると思われましたが、その方に、もし2回目の婚活パーティーが開催された場合どうしますというような最後に質問をしたんですけれども、またぜひ参加したいというようなことでございましたので、安堵はしておるところではございます。まだまだ第1回の開催でございます。さらに参加者に満足していただく企画を考えていってもらいたいと思います。

それでは、弥富市ホームページ上で、結婚相談の案内として社会福祉協議会と共同事業にて、結婚を考えている満20歳以上の独身男女を対象に相談を行っている」と記されております。具体的な相談方法、ここまでの相談件数などをお聞かせください。

○議長（佐藤高清君） 山口秘書企画課長。

○総務部次長兼秘書企画課長（山口精宏君） 結婚相談についてでございますが、毎月第2水曜午後1時から午後4時まで、相談員により弥富市総合福祉センターで行っております。相談は無料でございますけれども、事前予約が必要となっております。

相談対象者は、先ほどおっしゃったように、満20歳以上の独身者の方でございます。その中でも、弥富市内に住所を有する方、弥富市内の事業所などに勤務する方、あと結婚後弥富市内に定住する意思のある方としております。相談日ではない日とか時間帯でも、問い合わせにつきましては社会福祉協議会職員が対応できるようにしております。

あと、相談件数につきましてでございますけれども、11月27日現在でございますが、まず登録者数が男性6名で女性2名ですけれども、この間打ち合わせしたときに、今回、先ほどの5組のカップルとなったうちの女性が1人ここに見えたそうございまして、実質1名といたしますか、まだわからんですけれども。

相談件数につきましては、4月から始めたわけなんでございますけれども、4月が5件、5月が3件、6月が3件、8月が1件、9月が4件、10月が2件、11月がございませんが、合計として18件でございます。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） この相談数というのは、弥富市にこのような箇所があるということを知らない方が多いのではないのでしょうか。もっともっとPRしていく必要があると思います。また、知っていても行きづらい要素が含まれるかもしれません。来ていただきやすいような環境づくりという面でも考えていかななくてはならないのかなとは思っております。

次のこの項目最後の質問でございます。こちら先ほど市長のほうから少しお話もあったところでございますけれども、その前に、四、五年前でございましょうか、介護職関係者を中心に婚活パーティーが2回ほど開催されておったということを記憶しております。参加メ

ンバーは、介護職員、市職員、学校の先生などで、その折、弥富市からもお手伝いをしていたと当時の主催者側の知人から聞いております。私自身も記憶が曖昧で、余り記憶がないのですが、市側で当時の婚活パーティーの詳細がわかる方がお見えになりますか。

○議長（佐藤高清君） 山口秘書企画課長。

○総務部次長兼秘書企画課長（山口精宏君） 今、議員のおっしゃった件でございますけれども、ちょっと調査させていただきましたけれども、海部南部広域事務組合におきまして、これは蟹江町、飛島村、弥富市が一部事務組合として介護の認定をしているところでございますけれども、その中の職員さんに立ち上がっていただきまして、各市町村の、そこにお勤めの職員も含めまして、職員の出会いの場をつくっていただき、いわゆる婚活ということを過去3回ほど行われたと聞いております。現在は、その活動の中心となっておられました方が職を少し離れられ、その後は開催されていませんということでございます。あと、またこの出会いの場からカップル、結婚に至った方がおられるかということも不明でございます。

以上が私どもの情報でございます。よろしくお願いします。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） そのとき、私の近所がパーティー会場ということで、参加者の駐車場の確保などをお手伝いさせていただいたという記憶があったものですからお聞きしたわけでございますけれども、たしか物すごい盛況なものであったような気がいたします。現在、開催されていないというのは非常に残念でございますが、また何かの機会がありましたら、そういったものを催していただきたいとは思っております。

また、先ほど市長のお話ですけれども、JAあいち海部主催で3年目、初めの年は2回行われたため4回目となる農婚が12月に開催をされます。もちろん、農業に関する婚活ですので、優良農家へパーティー前に参加者で見学をしに行ったり、会食の食材に関しても地元産を用いたりしておるということで、ここに共催として、弥富市、愛西市も名を連ねているということでございます。具体的な支援がどのようなものであるかということと、また回数的に先行的にやられておるわけでございます。社会福祉協議会主催の婚活、学ぶべきものがあるのではないのでしょうか。

また、これは農協にちょっとお聞きしたんですけれども、この農婚、愛西市長は出席とのこと、服部市長はどのようになされますか、その辺もお聞きしたいと思います。

また、他に民間が主催している婚活事業への支援はこれからも行っていけるのでしょうか、お聞きをいたします。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 今週の土曜日に開催されますJAさんの主催の婚活パーティーには、私も出席をさせていただきます。そして、愛西市さんともども応援させていただくことがあ

れば、積極的に応援をさせていただきたいと思っております。

○議長（佐藤高清君） 山口秘書企画課長。

○総務部次長兼秘書企画課長（山口精宏君） 民間他団体、社会福祉協議会もそうなんですけれども、JAもそうなのでございますけれども、支援につきましては、今後も、営利目的などではなく、若い人の出会いの場としての婚活事業に対しましては、積極的に協力していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） 市長のお考えもお聞きできましたし、今後も、後方支援というような形になってしまうかもしれませんが、協力をお願いいたしまして、今回の全ての私の質問を終わらせていただきます。

○議長（佐藤高清君） 会議を続けます。

次に横井昌明議員、お願いします。

○9番（横井昌明君） 私は、通告に従って一般質問を行います。

今年度、2015年も東洋経済者から全国の住みやすさランキングが発表されました。住みやすさランキングとは、公的資料をもとに、それぞれの市が持つ都市力、安心度、利便性、快適度、富裕度、住居水準充実度の5つの観点に分類し、総合評価としてランキングしたものです。それは全国の都市791——これは東京都の区部も含みます——を評価したもので、弥富市は全国で35位でありました。全国での都市評価としては非常に高い評価であります。

さて、私は住みやすさランキングとは別に、今まで行ってきましたまちづくりの4年間の総括質問を行いたいと思います。質問・要望を聞いてからどのように対処されたのか、またいつ実施予定なのか、その内容が行政上難しかったのか、お尋ねしたいと思います。

まず、1番目として、まちづくり対策であります。

まちの発展は道路の充実にあります。最初に道路整備についてお尋ねしたいと思います。

道路は、快適な日常生活や活力ある産業活動を支える重要な基盤であります。弥富市の道路網は、2本の高速道路、3本の国道、18本の県道、1,880本の市道があります。弥富市は全国的に見ても大変利便性がある地域であります。私は過去に弥富市都市計画に示されております都市計画街路について質問をいたしました。質問から数年たちましたが、どのように今まで進捗されたのか、お尋ねしたいと思います。

この都市計画図では、いろいろな都市計画街路が表示されております。その中の県道弥富名古屋線、日光大橋西線、街路弥生通線、街路向陽通線、街路穂波通線は、現在どこまで施行されたのでしょうか。また、いつ完了予定なのでしょう、お尋ねしたいと思います。

そのほかに全然着手されてない街路、中央通線、白鳥線、錦通線等は今後どうなされるの

か。また、着手する予定がないのであれば、弥富市都市計画図から街路を抹消すべきであると思いますがどうでしょうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） それでは、お答えします。

都市計画道路の進捗状況についてでございますけれども、まず弥富名古屋線につきましては、計画延長3,180メートルのうち、東気開、鎌倉地内の約1,250メートルが改良・概成済みで、現在、愛知県により又八工区約500メートルに着手いただいております。これまでに市江川橋梁下部工が完了しておりまして、今年度は上部工の製作中で、又八工区の完了目標は平成33年春ごろと聞いております。残る近鉄弥富駅から東気開間及び楽平工区は、それ以降の着手となるという見込みでございます。

続きまして、日光大橋西線は計画延長1,600メートルのうち、これまでに愛知県及び平島中土地地区画整理事業により、名古屋第3環状線交差点から穂波通線までの1,130メートルが完了しております。現在は、平和通線市役所前から名古屋第3環状線交差点までの間の着手に向け、愛知県とともに地元調整中でございます。

続きまして、弥生通線は計画延長2,840メートルですが、街路事業としては着手しておりません。しかし、国道155号線西中地交差点から北へ370メートル区間を交通安全事業としまして片側歩道設置計画で本年度より測量設計に着手し、平成31年度末を完了目標としております。

続きまして、向陽通線は計画延長1,010メートルで、これまでに市及び平島中土地地区画整理事業により760メートルが完了しております。しかし、国道1号取り付け部及び県道新政成弥富線交差点付近の整備ができておりません。今後は、本路線東側を南北に走る穂波通線を集中的に整備する方針としております。

続きまして、穂波通線は計画延長1,320メートルで、これまでに市及び平島中土地地区画整理事業により740メートルが完了しております。本年度から28年度にかけ、平島五反割地内で新たに360メートルが完了見込みとなっております。引き続き国道1号取り付け部の整備に着手してまいります。

続きまして、着手予定がない路線、先ほど議員が言われました中央通線、白鳥線、錦通線等でございますけれども、抹消すべきとの御意見ですけれども、都市計画道路につきましては、計画区域となった土地には建築制限がかかっているということから、見直しにおいては、土地所有者を初め地域住民に及ぼす影響は大きいものとなっております。したがって、都市計画道路の廃止を含む見直しは、愛知県の都市計画道路見直し指針を参考としまして、事業の実施見込みや周辺道路の整備状況、さらには将来交通量の解析や都市計画マスタープランとの整合を図りつつ路線の検証をする必要がありますので、早急な対応ができないとい

うことを御理解願いたいと思います。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 今、開発部長からお話ございましたけれども、都市計画道路については弥富市の道路行政の根幹でありますので、道路整備は弥富市の発展に欠かせないものと思います。今後も計画的に進めていただきたいと要望いたします。

続きまして、まちづくり対策の2. 土地利用についてお尋ねします。

弥富市の土地区分は、市街化区域と市街化調整区域に分類されます。平成21年3月に策定されました、きょう平野議員からも出ました都市計画マスタープランですね。この都市計画マスタープランとは、弥富市における都市計画に関する基本的な指針で、平成21年から10カ年計画であります。これでは、秩序ある土地利用を行うために、新たな人口が市街化区域に集約するように規制や誘導を行い、無秩序な市街地の拡大を抑制する必要がありますと、このように表記されております。

このように都市計画マスタープランでは、市街化区域抑制が掲げられていますが、今後、弥富市では市街化区域の拡大を考えているのかお尋ねします。また、拡大を考えているのであれば、どのような理由で、どのような地域を考えているか、お尋ねしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） 弥富市都市計画マスタープランでは、都市規模に見合った現在の市街地の形成を基本としておりますが、人口減少・少子高齢化の進行を初めとします社会・経済情勢の変化に伴いまして、駅、役所、幹線道路等の既存ストックが活用でき、また病院、福祉、商業施設も利用できる歩いて暮らせるコンパクトなまちづくりが求められていますので、通常では市街化区域の拡大は難しいと考えております。

しかし、市といたしましては、弥富駅から近く、国道1号より南の現在の市街化区域に隣接します車新田地区は、これら既存ストックが最大限利用できる地区であるため、まちづくり検討地区といたしております。昨年11月には地域の皆様に土地利用転換に関する意向調査を実施させていただき、本年7月には意向調査報告会、11月には関係者の皆様とともに第1回まちづくり勉強会を開催しております。次回、来年2月には第2回勉強会を予定しており、地域の皆様方とともにまちづくりの方向性を見出していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 次に移ります。

まちづくり対策の3. 弥富市の土地利用の市街化区域についてお尋ねします。

私は過去に、弥富市都市計画総括図で示されている市街化区域内の用途区分 —— 用途区分というのは、商業区域とか、住居区域とか、工業区域という用途区分でございます ——

を現状に合わせた区域で変更すべきであると提案しました。弥富市都市計画マスタープランでは、土地・建物の利用指標に、ゆとりと特徴ある住環境の形成を図るとあります。また、良好な住環境を保全し、商業の活性化を図ることから、現状の土地利用を踏まえ、適切な土地利用の規制や誘導を図る必要があるとあります。私は、弥富市都市計画図の土地の用途区分と都市計画マスタープランの土地利用計画図とは相当に乖離されていると思います。ですから、都市計画マスタープランでは、平成21年から31年までの計画でありますので、多少の差があっても仕方がないと思いますが、弥富市都市計画総括図の用途区分の変更は都市計画マスタープランに合わせるべきであると思いますがどうでしょうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） 現在の都市計画総括図は、区域区分や用途地域を初めとする都市計画上の制限や都市計画街路を初めとする都市施設の位置を示したものでございます。

一方、弥富市都市計画マスタープランは、おおむね20年後の都市の姿を展望した上で基本的な方向を定めており、市街化の規模や都市施設の整備目標はおおむね10年後を目標として、平成21年3月に策定しております。その中で、土地利用計画図は、都市全体の将来のまちの姿を見据えた土地利用方針を計画図にしたものであります。

したがって、土地利用計画図に沿ったまちづくりを進めていく上で、現行の区域区分や用途地域がふさわしくない場合は用途地域等を見直し、都市計画総括図の修正を行ってきたいと考えております。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 私は、例えばここですと都市計画図ですね、これは市街化の住居区域やいろいろ書いてございますけれども、日本毛織、これ工業区域になっておるんですね、まだ。今、イオンタウンが建っておるところですので、当然現状に合わせて変えるべきだと私は思うんですけれども、一応そういう変えるべきであると要望させていただきます。

次に、まちづくり対策の4番について質問します。

弥富市都市計画総括図には、弥富駅北口駅前広場が掲げてあります。JAの海部農協と交渉し、弥富駅北口広場を考えるべきであると思います。また、JR関西線と名鉄の上を橋上市道にすれば大変便利であり、これにつきましては弥富市北部地域と弥富市の中地域が一体になりますと提案させていただきました。その後、この計画を実施するとの回答でありましたが、いつどのように具体的な計画をされるのか示してほしいと思います。

ただ、きょう平野議員から質問で、橋上市道につきましては平成32年の完成という回答でありましたが、駅前広場についてはどうなっているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） JR・名鉄弥富駅自由通路整備につきましては、弥富市総合計画及び弥富市都市計画マスタープランで整備目標を掲げております。本年9月議会においては、JR・名鉄弥富駅整備計画につきまして、鉄道で分断されました南北の地区について、北側の暫定広場と駅南側の広場を自由通路で結び、連絡を確保し、駅舎につきましては近鉄弥富駅のように橋上化し、バリアフリー化する整備方針をお示させていただいたところでございます。その内容につきましては、概略設計及び調査費の補正予算と債務負担行為を、この9月議会でお認めいただいたところでございます。

現在、鉄道事業者と協議を進めておりまして、ほどなくJR東海と業務委託契約を締結しまして、平成28年度末までの期間で自由通路等の概略設計を作成していきたいと考えております。そういったことによりまして、本事業の計画内容及び工事着手につきましては、概略設計が上がってきたところであるかなと思っておりまして、そのときには皆様にまた改めて説明のほうをさせていただきたいと思ひまして、駅前広場につきましては、先ほども申し上げましたように、暫定広場という形で進めさせていただきたいという考えを持っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 今、開発部長が言われましたが、暫定広場というのがちょっとよくわからないんですけれども、広場ということですね。ちょっとお答え願いたい。

○議長（佐藤高清君） 開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） 都市計画決定上は弥富駅の北側、JRの北側に広場ということで都市計画決定されておりますけれども、広場につきまして利用するということが一番よろしいんですけれども、まだそれまでに至らないというところで、それにかわる広場ということで、名鉄の用地、土地を購入し、その駅前広場ということで、狭い面積ですけれども対応していきたいと考えております。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 今、開発部長のお答えで、名鉄駅の用地ですね、あのほかにJA海部農協の用地も一緒に入れていただくようにという要望をさせていただきたいと思ひます。ぜひともよろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、2番の排水対策についてお伺ひします。

河川管理については、河川法で一級河川・二級河川は国・県の管理であります。それ以外の河川、準用河川、その他の河川は弥富市の管理であります。これらの河川は排水対策の重要なかなめであります。市が河川管理している準用河川の鯛浦川改修は、どのような計画で、いつまでに実施されるのか。それにあわせて近鉄弥富駅の北側の区画整理も行うべきであると思ひますがどうでしょうか、お尋ねしたいと思ひます。

○議長（佐藤高清君） 山田土木課長。

○土木課長（山田宏淑君） 準用河川の鯛浦川の改修計画はどのようにという御質問でございますが、市が管理する準用河川は、地域市民の生活河川としまして、治水対策、都市環境及び生活環境の保全上重要な役割を果たし、その地域的な性格から市町村長が指定し、管理しているものであります。

現在、二級河川日光川水系鯛浦川1号、延長1.2キロメートル、鯛浦川2号、延長0.7キロメートル、鯛浦川3号、延長0.5キロメートルの3河川、総延長2.4キロメートルとなっております。このうち鯛浦川1号の0.27キロメートル、270メートルでございますが、鯛浦川3号で0.11キロメートル、110メートルでございます。合わせて約0.38キロメートル、380メートルが未整備となっております。この未整備区間につきまして、今年度より県費補助事業の採択を受け、矢板護岸により河川改修を行っております。事業計画としましては、平成29年度を事業完了予定としております。

次に、河川整備とあわせて区画整理も行うべきであると思うがどうかとの御質問でございますが、良好な市街地の形成を図るため、既成市街地において低未利用地の有効活用として、弥富駅周辺の立地ポテンシャルを生かした活力あるまちづくりを、民間事業者を活用した取り組みにより進めていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） ぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、排水対策の2番、市街化区域の排水路は弥富市の管理であります。弥富地域の市街化区域の排水路に、市から占有を受け設置された弥富土地改良区の15の樋門があります。最近各地で頻繁に発生しているゲリラ豪雨が発生した場合、排水路の樋門が開いていないと大変なことになります。過去にも地域の道路が冠水した事例もあります。しかしながら、農家側にも田んぼや畑に過去から取水していた水利権があります。事前の台風や集中豪雨のような天気予報でわかるような範囲であれば、開門の予防措置がとれるのであります。最近各地で頻繁に発生しているゲリラ豪雨は、天気予報でも事前にはわかりません。昼夜関係なく発生するゲリラ豪雨の場合でも地域の担当者が樋門の開閉を行っております。余りにも激しい豪雨の場合、樋門に近づくことさえも危険を伴います。天気予報でも、河川・水路に近づかないようにと注意がなされております。樋門の自動化という計画がありますが、それにしても河川に近づくことは難しく、樋門の絶対数を減らしたほうが洪水防止になると思います。市街化区域の田畑も減ってきておりますので、水路管理者の市と土地改良区で、一基でも減らせるように水門の見直し協議を行ったらどうでしょうか、質問させていただきます。

○議長（佐藤高清君） 安井農政課長。

○農政課長（安井耕史君） お答えさせていただきます。

樋門につきましては、議員のおっしゃられるとおり、減らすか常時開放の状態にしておけば洪水防止になります。この樋門につきましては、パイプラインの整備がされておりません市街化区域内の農地に、耕作で水が必要な時期に水を引き込むために使用されているものがございます。それぞれの樋門には弥富土地改良区の役員の方々が樋門管理者として割り当てられており、責任を持って開閉操作をされてみえますが、緊急時における対応につきましては市と土地改良区で協議を行いまして、管理や操作方法等の情報の共有化を図っております。緊急時におきましては、役員の方や土地改良区職員もしくは市の職員が駆けつけて開門操作をすることとなっております。

また、主要幹線水路に設置してあります大型樋門につきましては、早急な操作及び操作時の負担軽減を目的に、弥富土地改良区におきまして順次電動化を予定しております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9 番（横井昌明君） ゲリラ豪雨が発生して、これは予期せんことですね。はっきり言っておられないですね、いつ出るか。そのときに果たして間に合うのか。どうしても閉めておれば、あけてもらわないかんわね。当然そうですけれども、その辺の協議はしっかりされておるんでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 安井農政課長。

○農政課長（安井耕史君） その点につきまして、ことしの夏もゲリラ豪雨によりまして一部冠水という被害につきましては、その辺につきまして弥富土地改良区と市のほうで対応について、先ほどお答えさせていただきましたとおり協議をさせていただきました。その中で、いち早く駆けつけた土地改良区の役員、職員、また市の職員のほうが開門の操作をするというようなことで協議のほうを進めさせていただいております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9 番（横井昌明君） それだけしっかりやっただけということなら安心しておりますけれども、実際は僕は難しいと思うんですね。

次に移ります。

排水対策の3番目、弥富市北部地域の土地改良経費は、海部土地改良区、また弥富土地改良区、孫宝土地改良区の3つがあります。海部土地改良区、弥富土地改良区は、水をいただく用水経費でございます。孫宝土地改良区は、水を出す排水経費でございます。排水経費は、市の一部の負担金補助もあります。しかしながら、孫宝排水経費は、農家の田んぼと畑の面積で排水維持経費の負担費用が賦課されております。現在、稲作農家は経営的にも大変苦しい現状であります。排水経費の負担基礎となる孫宝地区の田んぼ・畑と農地以外、農地以外というのは道路とか、住宅地とか、それから学校等、これらの比率は4対6の比率であります。

す。また、田んぼ・畑の排水が必要な期間は4月から10月の期間であります。この地域の防災の基本は、いかに水害を防ぐかの排水対策であると言っても過言ではありません。弥富市全体の排水でありますので、前回質問以降、負担金が上乗せされましたが、最低でも面積比率の6割以上の排水維持費を市が負担すべきであると思いますがどうでしょうか、再度お尋ねします。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 土地改良における経常賦課金の問題は、横井議員が御指摘のとおり、用水であるとか、排水であるとか、あるいはさまざまな排水機の調整機能というようなこともあるわけでございますけれども、農家の負担金は非常に大きいだろうと思っております。

私はもっと根本的なところの問題について、土地改良区と県、あるいは国と協議をしていかなきゃならないだろうと思っております。例えば今回、平成28年度の土地改良の国の予算が3,500億から1,000億上積みをするという形で、全土連の会長は豪語をさせていただいております。大変結構なことだろうと思っております。しかしながら、土地改良区の事業費がふえるということは、県の単県事業等においても、それぞれの事業が数多く実施されるというようなことになってくるわけでございますけれども、例えば県の単県事業という形の中では市町村負担が40%あるんです。これは、事業費はふえたら、全ての事業に対してそれぞれの市町村は手を挙げることができない。

こういうような状況の中において、例えば増額になる国の予算、あるいは県も来年度は平成27年と比して増額をしていきたいということを言っていたいておるわけでございますけれども、こういった形の経常賦課金ということに対して、その予算を利用していくとか、あるいは例えば単県事業等における市町村負担の軽減を図っていただくとか、そういう根本的な話をさせていただきたいというふうに、私は先日、海部土地改良区の臨時総代会の席で御発言をさせていただきました。県の単県事業に対する市町村負担が大きいわけでございますので、その上に排水に対する経常賦課金を市が補助金として持っていくということになりますと、これは事業もやらなきゃいかん、あるいは排水に対する賦課金も負担をしていかなきゃならんということとはとてもできない。だから、根本的に経常賦課金の負担の大きい農家に対して、この増額された予算をどう配分していくか、あるいは単県の事業に対する市町村負担をどう軽減していくかということに対して、根本的な協議をしていただきたいと思います。

我々としても、今まで排水賦課金については努力をしてまいりましたけれども、さまざまな事業という形の中で、社会保障・税一体改革ということも含めて、社会保障に対する扶助費が増額になっておるわけでございますので、ぜひそういった形の中での土地改良全体の予算配分を検討していきたいと思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 市長が言われることもよくわかりまけれども、我々農家側としても、ぜひとも排水ということでございます。これは田んぼだけの排水じゃございません。市全域の排水です。そのうちの4割が農地で6割が農地以外ということでございますので、最低でも6割以上持っていただきたいと願っております。

以上のことは、弥富市のまちづくりの基本であると思います。弥富市の将来に向けて、まちづくりのために、計画的に行政を進めていただきたいと思います。

では、次に行きます。

3番の行政対策についてでございます。

私は平成24年の一般質問で、国土地理院から出ている市町村別の面積で、弥富市は境界未定で参考値としまして48.92平方キロとなっております。国土地理院の注意書きで、弥富市と木曽岬町は境界の一部が面積未定のため、面積を示したとあります。境界が画定していないのは、弥富市の境港から北に向かって樋門にかけての数百メートルでございます。問題の地域は旧鍋田川の河川の中でございます。また、このことは、市町村境界と県境が絡んでまいります。あの質問から3年経過しているが、弥富市と木曽岬町の話し合いがどうなされたのか、今後どのような計画で推進されるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君） 境界問題について、木曽岬町との話し合いはされたのか、また今後どのように計画推進される予定なのかという御質問でございますが、現在、木曽岬町との話し合いは行われてはおりません。平成25年11月12日と12月2日に市長が木曽岬町長とお会いをいたしまして、改めて境界の考え方をお尋ねしましたが、中水門以北、上流部の境界ポイントは、両県・両市町が納得をして決めておりますが、木曽岬干拓の境界ポイントは、決定の時期が中水門とは異なることや経過がよくわからないため、県に尋ねられるとのことでございました。それから、次回の協議の場を木曽岬町で設定しますとのお話でございましたので、現在、木曽岬町さんからの御連絡を待っているところでございますが、時間もかなり経過しておりますので、一度こちらからお尋ねをさせていただきたいと考えております。

県境問題は、両県・両市町の懸案事項でありますので、県を交えて解決に向けて協議をしてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 境界問題は、もちろん県も絡んできますけれども、市町村の境界が県境となるということでございますので、その辺を認識して取りかかっていたいただきたいと思います。

では、次に移ります。

次に、財政対策についてでございます。

市の財産は、行政財産と普通財産があります。平成26年度決算を見ると、行政財産が88万3,775平米、普通財産が6万1,874平米であります。行政財産は市民のために使われておりますが、普通財産は代替地等の財産であります。また、まだ普通財産が26年度決算書で約6.1ヘクタール残っております。私が質問した二、三年前から比べますと、3ヘクタールぐらい減少しております。多分、売却されたのであると思います。普通財産は代替地等であるので、行政財産に移行するか売却すべきであると思います。何も使用しなく、維持管理費です、これは草が生えますので除草等を行うだけの予算執行をしている普通財産は、限りなく減らすべきであると思いますがどうでしょうか。普通財産で保持しているものについては、用途を明確にすべきと思いますがどうでしょうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君） 維持管理だけ行っている普通財産は限りなく減らすべきではないか、また普通財産で保持しているものについては用途を明確にすべきではないかとの御質問でございますが、議員御指摘のとおり、維持管理だけ行っている普通財産は限りなく減らすべきと考えております。平成26年度は1,429.49平米を売却いたしまして、5,472平米を貸し付けいたしたところでございます。また、平成27年度は、鯛浦町下六85番6の土地231.15平米でございますが、これを12月15日に一般競争入札で売却する予定でございます。普通財産6万1,874平米のうち約5万3,000平米につきましては、公民館、グラウンド、水産試験場、太陽光発電事業貸付事業等で貸し付けを行っております。残りの土地につきましては、可能なものから売却や貸し付けを行うよう努めてまいりますが、中には寄附を受けた土地、不整形で使いにくい土地、地中埋設物等の障がい物が不明な土地等がありますので、実際に活用できる土地から順次行ってまいります。また、用途が決まったものにつきましては行政財産に変更してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 続きまして、財政対策の2. 弥富市の借入金、これを市債といいます。その総額は175億1,532万円です。これは26年度決算であります。その内訳が、普通債は公共施設や学校等で約48億円、公共下水道等の特別会計債が約62億円、その他の臨時財政対策債が約64億円ございます。また、今後、弥富市の庁舎建設に合併推進債の借入れが予定されております。その起債額も現在から推定しますと約40億前後であると思います。また、先ほども話がありましたJRの弥富駅・名鉄の橋上市道の計画につきましても、たくさんの借入れがなされます。合計しますと、起債額は優に200億を超えます。この中の借入金で地方交付税の対象となるのは、臨時財政対策債、下水道事業債、また新庁舎の合併推進債等の起債であります。地方交付税の算定方法は、基準財政需要額から基準財政収入額、その差であ

ります。弥富市が対象となる借入金は、毎年の償還金が基準財政需要額の1項目に入れられ、地方交付税が計算されますが、現状では地方交付税の交付はほとんど見込めません。今後、毎年公債費がふえていく中で、中期財政計画に上げてあるような行政改革、中期財政計画に掲げてある施策で歳入施策と歳出施策をもっとすぐにでも実施すべきであると思うが、どうでしょうか。前回で、口座の振り替え、コンビニ納付、LED導入、またバナー広告等を今までに行っているという回答がありましたが、もっと根本的に中期財政計画に上がっているような基本的な改革をするべきであると思いますがどうでしょうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 渡辺財政課長。

○総務部次長兼財政課長（渡辺秀樹君） お答えいたします。

本市におきましては、今後、議員御指摘の新庁舎建設などによる投資的経費の増加、また合併算定がえの特例期間の終了といったさまざまな要因を踏まえながら、計画的かつ健全な財政運営を維持していかなければならないところでございます。

現在、歳入に関しましては、施設の使用料の適正化ということで、施設利用のコストを調査し、その結果に基づき、今後、使用料の見直しを図っていく計画でございます。

また、歳出に関しましては、現在策定中の公共施設等総合管理計画をもとに中・長期的な視点に立って、施設の効率的な維持管理、更新と投資の適正化・平準化を図るアセットマネジメントの導入を計画しております。

いずれにしても、今後はさらにスピード感を持って行財政改革に取り組んでいかなければならないと考えております。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 施設等の運営につきましても、これはちょっと予定から外れるんですけど、合併当時から余り見直しがされていないような気がするんですね。例えば、この小さなまちに、お風呂は3つあるんですね。1、2、3と。また、福祉協議会ですか、あれが2つあるとか、いろいろあるもので、その辺を再度考えるべきだと私は思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 渡辺財政課長。

○総務部次長兼財政課長（渡辺秀樹君） ただいま施設の利用に関するコスト計算ということでお話しさせていただきましたので、施設の運営にはいろんな光熱費等もかかるわけでございますし、フロアの面積等もいろいろございます。そういったことを踏まえて計画を持って、今、進めておるところでございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） この案件については待ったなしで訪れます。しっかりやっていただくようお願いしたいと思います。

では、5番目の防災についてでございます。

1番、災害が発生した場合、行政が行動できる範囲は限られております。弥富市の各地域で活躍を期待されているのが自主防災組織と消防団であります。消防団につきましては、団員確保が非常に難しい現状であると思いますが、再度、地域編成とか、女性団員確保とか、消防団員の確保が必要であると思いますがどうでしょうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君） 消防組織についての御質問でございますが、消防団は地域の実情に精通した地域住民で構成されております。地域密着性、要員動員力や即時対応力などすぐれておりまして、地域の安心・安全を確保するために欠かせない組織でございます。このように、消防団に対しての地域住民の期待が高まる状況にあるにもかかわらず、少子・高齢化社会の到来や産業・就業構造の変化等に伴い、弥富市においても消防団員の確保は大変難しいところでございます。その対策といたしまして、消防団員が地域のために活動している、役に立っているという充実感が消防団の魅力だと思えるように、消防団のPRを積極的に行っていかなければならないと考えております。

現在の市の取り組みの一つといたしまして、訓練等の活動写真をホームページや広報紙に掲載し、消防団の活躍を積極的に報告していくことや、各地域での防災訓練に参加して訓練指導などを通してPRしていくことを行っております。

女性消防団員は、他の市町村を見ますと、警防活動や予防活動に携わっていただいております。時代に即した新しい消防団として女性の能力を発揮していただくことが大変重要になってきております。

今後も、消防団員の確保や女性消防団員の消防団活動への参加を推進するために、各種行事や駅前での団員募集活動の実施、消防団の活動内容を理解していただくための課題を整理いたしまして、地域防災体制を充実されるよう努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 総務部長が今、言われましたけれども、言葉でなく、本当にそのように確保をお願いしたいと思っております。

では、次に移ります。

防災対策の2番、仮に災害発生した場合、高齢者、障がい者、乳児その他特に配慮を要する者（避難行動要支援者）の方々は、自主避難することは大変難しいと思われれます。ここでは、災害が発生した場合、地域の自主防災組織の方々に避難誘導をお願いするしかないと思われれます。そのためにも、どこに避難行動要支援者がお見えになるのかわかるようにする必要があります。災害が発生した場合、この名簿を地域の自主防災組織の方々が持って活動す

る必要があります。いつ発生するかわからない災害でありますので、現在はその名簿について、自主防災組織、民生委員さん等が活用できる体制になっているのか、またどのようなになっているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君） 避難行動要支援者名簿についての御質問でございますが、避難行動要支援者名簿の作成、活用につきましては、高齢者、障がい者や乳児など、配慮を要する災害時要援護者の方を災害から保護するために、地域の支援者との間で情報を共有して素早い支援ができるようにするものでございます。名簿の整備につきましては、今年度、障害者手帳をお持ちの方全てに災害時要援護者登録制度の御案内をさせていただき、多くの方の申請をいただいております。

このように、現在作成しております要支援者名簿を、区長、自主防災会、民生委員などの御協力を得て、さらなる名簿の整備を実施してまいりたいと考えております。

また、名簿の活用につきましては、個人情報保護に十分配慮して、地域の自主防災会の皆様方と連携を取りながら、避難行動要支援者対策を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 今、総務部長が回答されましたことについては、前回も同じようなことだったです。はっきり言って。ですので、名簿が使える状態に早くするべきだと僕は思うんです。これは、いつ災害が発生するかわかりませんので、その辺はしっかりやっていただきたいと思います。再度、総務部長に。

○議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君） 名簿のほうでございますが、現在、登録をさせていただいていてみえる方は、ひとり老人でございますが163名ございます。また、ひとり暮らし世帯につきましては1,458世帯ということで、議員がおっしゃられるように早急なことでございますので、大至急名簿のほうの整備を行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） ぜひとも早急に実施をお願いしたいと思います。

この12月議会で、一つの区切りが終わろうとしています。総括をして、各分野に今まで行ってきた質問の一部を紹介させていただきました。また、今までの質問の進捗状況はどのようなになっているかを確認させていただきました。今後もぜひとも行政に対し、しっかり推進していただきたいと思います。これで私の質問を終わります。

○議長（佐藤高清君） 暫時休憩とします。再開は4時25分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 4 時16分 休憩

午後 4 時25分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、本日の会議時間は、一般質問を続けるため時間を延長します。

次に伊藤正信議員、お願いします。

○17番（伊藤正信君） 17番 伊藤でございます。

通告を3点ほどさせていただいております。通告に従いまして質問を申し上げたいと思います。

大変時間も迫ってきていますが、議長さんの先ほどの通告もありましたように。しかし、私も簡潔に質問をいたしますので、市側も簡潔に御答弁をいただいて、私の質問に対してお答えをいただきたいと思います。ことをまず冒頭、お願いを申し上げておきたいと思います。

今、弥富市は、それぞれいろんな施策の実行もあって、一つは交通渋滞ということについて、喜ばしいこともあるとは思っています。しかしながら、その反面、交通渋滞が市民の生活環境を脅かしていることがあるのではないかと。その視点に立って、私の質問は、まず第1点目には市内の交通対策はどのようになっているのか。

また、JRと名鉄線の踏切の拡大も、これは長年の懸案事項でございました。住宅が移動していただいた。その後の推移が一つはお伺いしたい。

3点目には、あの名鉄線の銀座通から日本毛織までの間の安全対策と同時に、道路整備についてどのように調査していただいているのか。

また、今、弥富市においては、下水道が完備されつつあります。そうしますと、過去から水路利用だとか、そのような状況の中で、まちの中の避難通路などを含みながら、その対策と同時に方向性を示し、設備を行っていくことが望ましいのではないかとという質問を前にもしたことがございますが、今日的な市側の考え方。

最後ですが、まず155号線が非常に交通渋滞になっています。それで、その状況の中で、この155号線に対する位置づけ。特に旧155号の尾張大橋のたもとでは、左右の信号機の前に右左折の時間差の通行の解除だとかいうことがされています。しかし、あの路肩においては、まだまだもう少し延長することによって、路肩の整備をすることによって、私は交通渋滞が解消できるのではないかと。

それから、大きな課題として、弥富市内の通行規制、通学などを含んで、標識の中に朝の7時から9時まで規制がされている。そういう形の中で、今、特に北部方面からの通行実態が悪い。このことのお答えをいただいた後に、改めてもう少し質問をさせていただきますの

で、この点について、一括で結構ですからお答えください。

○議長（佐藤高清君） 橋村危機管理課長。

○総務部次長兼危機管理課長（橋村正則君） 伊藤議員にお答えをさせていただきます。

午前7時から午前9時までの通行規制の関係でございますが、まず通学路における歩行者の安全確保や住宅街の狭い道路の通り抜けに利用しないなどの危険を防止するために、時間規制車両通行禁止の通行規制がなされている道路がございます。議員おっしゃられますように、その反面、朝の通勤時間帯などでは通行車両が集中して渋滞が起こっている箇所もございます。

この7時から9時までの規制につきましては、通学時間帯以外の時間も規制しているというようなこともございますので、公安委員会のほうへ確認をさせていただきました。そうしたところ、地域の同意や理由を示せば、その時間の変更または時間規制の取り消しなどは可能だというような回答をいただいております。このようなことから、規制の変更が必要な箇所等につきましては、関係区長さんと御相談をさせていただき、対応のほうを考えていきたいと考えております。以上でございます。

J R、名鉄線の踏切の関係で御質問いただいております。こちらのほう、お答えをさせていただきます。

このJ R、名鉄線の踏切につきましては、朝の時間帯は特に交通量が多く、両側から踏切に侵入すると、踏切内でのすれ違いが困難なため、大変危険な状況になってございます。通行の安全対策といたしまして、J R踏切と名鉄線踏切の間の民有地の買収と家屋の取り壊しを行いまして、歩行者の安全確保を行ってまいりました。

また、踏切の拡幅につきましては、J R、名鉄それぞれ協議を行っておりますが、なかなか進展が図られない状況でございます。

このため、まずは踏切内での安全対策といたしまして、朝・夕の時間帯において交通整理員の配置を来年度できるように検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 山田土木課長。

○土木課長（山田宏淑君） 名鉄尾西線、弥富1号踏切でございますが、それから日毛踏切間の線路側の道路整備についての御質問でございます。

この道路につきましては、地元自治会からの要望もありまして、ことしの7月に名鉄西部土木管理区で事前打ち合わせを行い、市の整備計画について説明し、内諾を得ております。

整備計画の内容につきましては、名鉄沿線沿い路肩部の舗装端から名鉄敷地内の側溝までの間について張りコンクリートで処理し、名鉄との用地界に防護柵を設置するもので、現道幅員より少しでも広く使用できるようにと考えております。

工事延長は約340メートルと距離が長いので、事業期間を2年から3年とし、来年度から

工事に着手したいと考えております。以上でございます。

次に、旧155号線の道路2車線拡幅についての御質問でございます。

海部建設事務所に確認しましたところ、旧155である一般県道一宮弥富線につきましては、国道1号と交差する尾張大橋東交差点付近で渋滞が発生しております。国道1号の渋滞や西行きの交差点間隔が短いことにより、県道からの右折車両が滞留するためであります。しかしながら、県道交差点部に右折帯が十分でないことも一因であるため、現在、交通量調査を行いながら対策の検討を行っているとのことでございました。

今後、当路線の渋滞対策につきましては、関係機関とも調整しながら、国道1号の拡幅の早期着手についてもあわせて要望していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 次に竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） 続きまして、排水路の道路の交通規制の緩和に対して御質問いただいておりますので、その答弁をさせていただきます。

弥富市の公共下水道整備につきましては、汚水と雨水を別々に流す分流方式で計画し、現在は汚水管渠を道路内等に埋設整備しております。一方、雨水排水計画は現状の開水路（オープン水路）を基本としております。したがって、下水道整備により開水路が不要となる路線は極めて限定されることと考えられています。しかし、公共下水道の整備が進めば、排水路に家庭雑排水等の流入がなくなり、排水路しゅんせつの頻度が低下することが予想されるなど、維持管理面でも有利になることから、歩行者通行量が多い路線などでは、開水路にふたをして歩道に利用したり、交通対策上、真意に必要な場合は函渠化し、道路拡幅等の整備もしやすくなると考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○17番（伊藤正信君） 私の質問に対して御答弁をいただきました。

住宅内とか標識の規制の問題ですね。公安委員会から、地元と相談をしてと。この問題は私は3年も前から言っているんです、中身は。率直な話が。先ほどの横井さんじゃないけれども。やはり、市民の安心・安全で交流ができる形をどうしていくかということ。御存じのように、今の中六、銀座、海南病院へ行く筋は、みんな捕まるんですよ、朝。捕まるという言葉がいけません。だけど、私、お巡りさんと話したことがある。蟹江警察で。生活実態に合う交通の状況の中で、あの銀座の人たちも、規制をやめてくれという話があったんですよ、前に。規制をやめてくれという話じゃなくて、緩和してくれと。だから、必要な時間帯は見直していくべきだと率直な話があったんです。だから、お巡りさんにちょっと聞くと、なぜあなた方は、このことを私どもがお話しさせてもらったときに蟹江警察はやらないんですかと。蟹江警察で取り締まり警察官が言った言葉。はっきり言われたんで言います。私たちもノルマがあるので、気の毒ですがいただきますという話なんですよ。子供さんが通行しな

いんだもん。通学しないんだもん。だけど、確かに公安委員会の指定はそのとおりなんですね。だから、その規制に従うべき法治国家の人間だということも私は忘れておりません。一番肝心なことは、捕まるのも悪いが、現実に対応を見直してくだらない関係する行政とは言わんが、いろんな形で道路行政に対して対応をしていただくことが、今、最大に求められているんじゃないですか。

きょうは横井さんもおっしゃらなかったけれども、弥富北中の西側ね。あそこも学校は8時までなんですよね。8時半まで規制になっているんですよ。市長さんはバイパスを通ってみえるでわからんかもしれんが。そうすることによって、あの関西線の上をオーバブリッジをつけた。その規制に対して車の流れが、8時であつたら、海南病院だとか駅利用も違ってくるんです。

もう一つ、私はここで提案をしておきたいということは、地域活性化バスも時間制限の除外のバス通行という許可を与えながら北回りのバスが運行されれば、通学・通勤、病院通いの利用者はふえるんですよ。現実には。車が渋滞をしているなら、その方法論も一件あるんじゃないかということを私は思っています。ですから、地域活性化バスに対しては、規制の中でも、その規制が緩和される中で通行のできるバス。それはなぜかといいますと、保育園のバスは走って歩いておるんですわ、西弥生でも。あのバスをお巡りさん、捕まえたらどうだと言ったら、あれは許可を持っていますと。それは、保育園か幼稚園の私学のバスの。だとするなら、弥富市民の北の人口の中で、通行許可という可をどれだけの形で、それを与えていくことも一つでしょう。しかし、規制を実態に合って見直しいただくこと。南のほうに行きますと、中学校は8時ごろで終わっておるんじゃないかな。だから、武田さんなんかは田んぼの中を走ってもいかんと思うんだわ、8時まで。これは規制があるもん。こういうことが、生活と法を守る市民としてのモラル、こういうところはきちっと調査をされて、子供さんの安全・安心に通えるものを早急に御検討願いたいというふうに、私は質問したからって、すぐ物事ができるとは思っていないんですが、早期にそのことをやっていただきたい。そのことがあります。

それから、新しい155号のところね。あそこをおりていったときに、左右に割かし渋滞が。だから、逆にもう一つあることは、先ほど言いました北中学校の横から車新田のほうへ抜けるような、要するに浜乙女のほうへ抜けるような、あれをきちっと整備してあげれば、乗用車はそこを、裏道かもしれませんが通って、名古屋とか南の通勤者は行くわけなんですわ。そのことに対して、道路側面の側溝の整備、路肩の整備、こういうところも総合的に、お忙しいですが、竹川部長、調査を命じて、それぞれの状況の中で早期に道路拡幅とか整備をしていただくことが、今、当面の課題としては私は強く申し上げておきたい。

特に北の皆さん方が交通渋滞の中で、お巡りさんと裏返し行動になっています。名鉄は

もう二、三年かかると山田さんがおっしゃいました。あのところを自転車と歩行者が現実には歩いたら、山田さんどうなるか、一遍歩いてみてください。でこぼこのところと直していただいているところがあるんですよ。だけど、車は道路幅が狭いから、車が寄れば足は捻挫しますよ。車もひっくり返りますよ。だとするなら、基本的な整備は整備として、当面の対策は対策としてやっていただく。自転車だとか歩行者が歩く程度の簡易な舗装なら、そんなに予算はかからないと私は思います。そういうことを現実合った、現実の方向で工事予定などをしていただくことをまず1点目のことについては要望し、市長さん何か御回答いただけますか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 先ほども通行規制と市民生活といった関係の御意見をいただいております。大変貴重な御意見だなあと感じております。3年前にもお話をいただいたということでございますけれども、つい先日、伊藤議員から全員協議会で、この辺のところについてお話を少し承ったものですから、私、危機管理課に指示をいたしまして、現在、通行区分という形の中で時間規制をしているところは市内に何カ所あるんだという形の中で調べたところ、8カ所から10カ所ぐらいあるんですね。その辺のところが、7時から9時だとか8時半だとかというような状況があるわけでございますので、当初はその必要性に応じてあったというふうには判断するわけでございますけれども、今の交通体系であるとか、さまざまな状況も変化してきておりますので、一応、区長さんであるとか学校当局等ともよく協議をしながら、ぜひ改善をしていきたいと思っております。

また、大型車両の通行禁止ということについても、これはさらにもお願いをしていくというようなことも、蟹江警察のほうを含めて、今、平島区内でトレーラー等の車両が通行しているわけでございますけれども、こういったことに対しても、より一層の規制を逆にしていくということも重要ではないかなと思っております。

いずれにいたしましても、早急に時間規制の問題につきましては対処していきたいということを答弁させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○17番（伊藤正信君） 大変いいお話をいただきました。蟹江警察公安委員会も、2月ごろから一時標識が折れたままで、市役所が3回も4回も言っていただいたけど設置がされていない。それから、横断歩道についても、地元から話があってもやってない。公安委員会というのは何のためにあるか。警察より国民を守るために公安委員会で、警察は監督・指示をするだけのところ。だけど、一番肝心なことは、公安委員会の人たちが真剣に受けとめておるかどうか。愛知がいわゆる全国で一番の有名な県だそうです。そうです、現実。だけど、そのことをどう解決していくか。我々、市民も国民も一緒になって、そういうものの整備と一緒に

に守っていく。その精神を、今、私の後ろのほうから、そういうところがあるなあと。こんな話ではだめなんですね。稲元でも過去、四、五年前に人が亡くなっていますね。標識が不十分のところ。現実にあるんですから、市長、時としてそういう対策のときに強くお願いをするということで、この項を私は終わっていきますが。

次に、駅前整備のまちづくりについてですが、何も私は書くことはなかったんですが、駅前というのは顔ですね。そのまちの顔。弥富市としても、いろいろ財政の変化、中央からの防災だとか、学校へ対策だということの中で、非常に難しい財政運用があると思います。しかし、まちづくりには市長、思い切った、100億でも200億でも金をかけて、極端な言い方ですが、昔は市のまちづくりに50億、60億の補助金があったんです、国から。まちづくりをするときに。だから、そのために、まちづくりをすることによって、まちは生きるわけですよ。それで私は何でそんなことを申し上げるかということ、市街化区域、23年になりました、弥富市ね。27年から市街化の中での税が、農地はもう市街化区域並みですね。ここ1週間ぐらい前に、もう伊藤さん、どうでもいいですわと。何でですかと言ったら、弥富のまちは1反売れば1億円あったんですよ。そのときその方は、相続税を相続すると1億何千万払ってみえる。それが今、田んぼの買い手がないと言う。市街化区域の中で。それで税金だけ納めろと言うんだ。こんなことで私は、もう将来希望がないで、ちょっとはかなんてできましょうかと言われてみえた。しかし、こんないい寝殿づくりのいい家をお建てになって、そういうときもあったと。

しかし、今、私たちの生活環境というのは、行政というのは、市民の生活のレベルの維持管理も一つの行政の議論の中じゃないんですか。だとするなら、そういうために、私は先ほど自分のお金じゃないで、100億、200億と申し上げましたけれども、思い切って市長、そのことの中で市民の負託に応えていける、その地域が財政面として維持管理ができていく、そういうようなまちづくり。そのことには、先ほど横井さんがおっしゃって見えましたが、弥富市が住みよいまちで35番目。だけれども、人口の増加率は7番目ですよ、愛知県で。弥富は。私、分析を、地方創生の推進の資料の中に載っていますよ。だから、一面そういう意味で若い人たちが弥富の地に住んでくれて、また人口増加も7番目だと。これは、私は市民として誇りがあると思います。しかし、そういう形の中で、ただ若いときは弥富におって、あとはぼいと逃げていくというのは困るんで、魅力のあるまちづくりと同時に、今ある現存する皆さん方が安心をして生活できていくというようなためには、多くは申し上げませんが、弥富の駅付近の整備を20億と同時に、さらに一層深めていただきたいと思います、このことについてどのような考え方かお答えを願いたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） J R・名鉄弥富駅周辺の基盤整備事業につきましては、伊藤議員も過

去のいきさつにつきましては御承知のとおりだと思っております。私も平成23年度から24年度に対して、この計画を皆様方に御提案申し上げ、基本構想をしたわけでございますが、そのときには庁舎の建設を含めて、いろいろと大型プロジェクト事業があったというようなことの中で、一旦は凍結をさせていただき、そしてまた今回におきましては、この9月議会に、将来人口、あるいは財政等を十分考えながら、JR・名鉄弥富駅の橋上駅舎化と自由通路について整備をしていこうということで、概略設計及び調査費を議会のほうで認めていただいたところでございます。これは今までも御質問の方もございましたので、平成32年を目途としてしっかりとやっていきたいと思っております。北口、あるいは南口の駅広というような状況の中においては、まずは自由通路、橋上駅舎化を完成させて、それから第2段階の整備についてやっていきたいと思っております。

いずれにいたしましても、非常に大きな事業費でございます。これは、ほとんどの事業費が我々は起債という形の中で、私たち弥富市が財政負担をしていかなきゃならないということに、この事業の難しさがあるわけでございます。それが例えばJRさん、あるいは名鉄さんの鉄道業者が幾らかでも御負担をいただければ、これはまた考え方は別であろうと思いますが、ほとんど100%近くが市の財政の中でやっていかなきゃならないということに対して、御協力をしていただくということについては大変感謝をするわけでございますけれども、そんなことであるわけでございます。

いずれにいたしましても、まずは、先ほどから言っておりますように、南北の自由通路と橋上駅舎化を完成させて、それから駅広というような形の中で、第2段階の整備計画を考えていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○17番（伊藤正信君） 市長、趣旨はわかります。そして、その方向性もわかります。できることなら、弥富市の顔づくりの都市計画をマスタープランと一緒に同時並行として審議を開始していただくなれば、市民の皆さん方もそれぞれの希望や夢が持てるんじゃないかと思います。そういう意味での決意をひとつよろしく願いしておきたいと思います。

3点目になりますが、今後の農業の方向を明確にされたいということで、弥富市の農業がいかにあるべきかということですが、けさほどから市長のほうからも法人企業としての二、三の企業が生まれたり、今後も法人化だというお話を聞いています。そのような状況の中で、市としてはその方向だけなのかどうか、この見解というか考え方、御説明があったらしていただきたい。

○議長（佐藤高清君） 安井農政課長。

○農政課長（安井耕史君） 議員の質問にお答えさせていただきます。

農業経営でございますが、今現在でございますと、米価が安くなった半面、また資材等が

高くなっているなど、経営面では大変厳しい状況となっております。また、昨今ですとＴＰＰのほうが締結されまして、またこれが合意されますと、農業にとってさらに厳しい状況になると考えております。

また、国が先月25日に決定をいたしました、総合的なＴＰＰ関連政策大綱というものを決定されましたが、その中には本市のほうで主要につくっております農産物でございます米や麦につきましては、重要５品目という捉え方で対策のほうで明記してございます。米につきましては、毎年の政府備蓄米の運営を見直し、原則５年の保管期間を３年程度に短縮し、国別枠の輸入量に相当する国産米を政府が備蓄米として買い入れるというようなことがうたってございます。麦につきましては、国産麦の安定供給を図るということで、経営所得安定対策を確実に実施するということが明記してございます。

市のほうの対策でございますが、こういったところ辺を注視しまして、現在でございますが、米に対する直接的な支援というのはございませんけれども、今後、生産調整推進対策事業に関連します補助金のほうを引き続き来年度も継続してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○１７番（伊藤正信君） 今の施策は、そういう状況ですね。市がその判断でとまっているなら、とまっているんだと思います。

今、農業委員会が変わってくるわけですね、一つは。制度が。市長の任命行為になる。そうすると、農業委員の選考の問題などにおいても、どういう人を選考していくのかと。これは議会の議決権も要ります。しかし、もう一つは、農業の法人化の中に、中間管理機構はどんな位置づけで、今、全国にありますか。お答えできますか。中間管理機構はどんな位置づけか。例えば法人化なのか法人化でないのか、例えば株式会社に移りつつあるのかないのか、その辺を聞かせてください。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 農地の集約化ということに対して、中間管理機構がそれぞれの事業を展開していくということでございますけれども、昨年度は極めて集約化のスピードが遅かったというような状況で集約化がされておられません。しかしながら、ことしに入りまして、それぞれの農家、あるいはそれぞれの地域において、ＪＡであるとか、あるいは農政局という形の中での説明会が催されて、そういった形の中で地域全体として、その中間管理機構に乗っかっていこうとか、あるいは個人の農業者が、そういった形の中で乗っかっていこうという形の中で、相当集約化が進んできているという状況でございます。

今、弥富市も１,６００ヘクタールの農地があるわけでございますが、ことし、平成２７年度におきましては２２０ヘクタールの中間管理機構への移行がございました。そして、今までの利

用権設定というような状況におきましては600ヘクタールございますので、約800ヘクタール以上のところが集約化されたということで、全面積の50%を超えるような状況になってまいりました。

私は、この移行というのは、あと5年間で80%まで、農地の中間管理機構を利用したりして利用権設定という形で担い手農業が担当していただけるというような方向に行くだろうと思っております。急速なスピードでもって、今、集約化がされているということを御理解もいただきたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○17番（伊藤正信君） 私は、中間管理機構がいかんとは言っていないですよ。中間管理機構は、今、外資系の資本が入って、九州では中間管理機構を通した農業が生まれているんですよ。そうすると、弥富市の農家は、そういう部分の中に何が外資系が入ってきたり、いわゆる株式会社になっていくのか。これは農協の全中もそうですけれども、そういう問題が、今、4年の間に、閣議決定で5月にその方向性を示しているんです。示している、閣議決定で。だとするならば、弥富市のオペレーターさんたちが、弥富の農家と農業のあり方を、また農業委員の選出のあり方と、農業委員会の位置づけと、そういう部分がどういう役割を果たしていただけるのか。果たしていくのかと。こういうところをしっかりと見ていかないと私はいけないんじゃないかと。そのことを言っておる、竹中平蔵さんじゃないけれども、経済、元の、そう言っておるんですね。これは閣議決定ですよ。

だから、私はそのことをどうこうじゃないですよ。私たち農業の弥富市が、先ほど平野君からも南部は42%だとか、いろんなことを言って、70%の農業を持った弥富が、まずみずからのオペレーターと同時に弥富市の中で農家と意思の疎通のできる委託をできていって、そしてその農家がどう生きていけるかということを組み立てた議論をしていかないと私はいけないんじゃないかなあと思っています。そういうことを一度、私はこの農業問題について考えていただきたかったので申し上げます。

もう一つだけ、簡単に。

前からずっと農業をオペレーターの方が、抛出も出してないけれども、オペレーターにそのことを付託するって、いいですか、農政課。そのオペレーターがあるの。農協を通して。これはまた開発部長にちょっと申し上げておきましたが。

○議長（佐藤高清君） 竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） 今の米の流通の関係で、オペレーターの方が農協を通さずにお米を販売とかされておるという状況ですね。

それにつきましては、米の流通制度につきましては、平成16年4月に主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律、食糧法が改正されまして、これにおきましては、米の流通が原則

自由化され、多様なルートを通じて農家やＪＡがどこでも自由に米が売れるようになったということがございます。ですので、米の生産者がＪＡを通さずに販売先を見つけて米を販売することは可能になったということで、米のブランド化及び、そういった生産されたものを自由に販売されるということは違法ではない、そのままされておるのは違法じゃないと考えておりますので、その方に農家が委託されるということは、特に問題はないと考えております。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○１７番（伊藤正信君） 自主流通米の扱いは、法律的に認められることは知っていますよ。ただ、減反は、その人たちが受けた田んぼが減反がどれだけあるのか。私どもですと、例えば40%減反をやらなかったら奨励金をもらえんじゃないですか。奨励金が。もらえんという言い方はないが、補償はない。だから、１万7,500円ほど出てるものが、どうなってるのかと。私は余りその中身を言うと、自分の立場、今、監査ですから。本当にそのことを通して、農協を通して受けている企業なの。会社なの。法人ではあるけれども、いわゆる株式会社でない。そのことがわかった。こんなことが今の農業のあり方の中でいいですかと。そういう弥富市も補助金を出しておるわけですね。ここは後でお答えいただければいいが、開発部長にはそのことを申し上げておきました。より一層その点について具体的に調べていただいて、後で結構ですからお答えいただければありがたいと。

それと同時に、これは地方創生特区の関係で、弥富市も23年にも特別区になっていますね。あわせて、過日の地方創生の関係で国際的にもものづくりにもなっているんですよ。ですから、そういう弥富市として、今、農業とまちとのバランスのある方向性を早く示していただいて、農家、そして弥富市民が安心して、その方向性に向けるということをお願い申し上げておきたい。市長とちょっときょうも、その部分で言ったら、来年の２月には出すように努力をしておるんですという話でしたけど、必ずやそのことは、私も前回にも申し上げました。総務省の指示の関係において、農業委員会もどんな議論をしておるのか。そして、議長は農業委員だね。そんなことも申し上げて、私たちは弥富市民として、その方向性が具体的に、安心して住めるまちづくりを御指導していただくことをお願いしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） ＴＰＰの大筋合意という形の中で、これから具体的にいろんな種目について契約がされてくるわけでございます。まさに日本の農業の真価が問われるというふうに思うわけでございます。そういう形の中で非常に過渡的な時期になってくるわけでございますけれども、国もこの12月の補正予算という形の中で約３兆3,000億円、そのうちの3,000億は農業行政に対して使っていくという形でございます。また、来年度の当初予算の中にも、このＴＰＰに対する国の役割という形の中で、さまざまな政策大綱が生まれておるわけでご

ございますけれども、その一つ一つに私は国の予算がついてくると思っております。

先ほど農政課長が答弁いたしましたけれども、我々も生産調整に関する、今までの市の単独の補助事業につきまして、例えば減反であるとか、減反したところに対する転作の奨励金という形のものについては、来年度は過渡的な状況の中で、これを維持していこうと思っております。そうした形の中で、強い農業をぜひ実現していただきたいと思っております。強い農業をきちっと日本の中で示すためには、自給率を上げていかないとだめだと思っております。日本の農産物のよさというものを、もっと日本の国民の方が利用していただいて自給率を高めることが、農業そのものを私は強くしていくことだろうと思っております。ヨーロッパの農業行政もそうです。フランスにおいて、オーストリアにおいて、自給率が100%を超えるような状況の強さがある。それがフランスの農業行政を支えていると。40%そこそこの自給率で、本当に強い農業と私は言えないと思っておるところでございます。それともう一つは、先ほども言いましたように過渡的な状況ですので、いま一度、政府の国家としての農業行政をどう確立しくんだという形に対する補助事業は必要だろうと思っているところでございます。

市としても、農業振興地域でございます。もう一度、しっかりと農業を支えながら、そういった形の中で全体のコストを削減していく中間管理機構に期待していきたいと思っております。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○17番（伊藤正信君） 市長に御答弁いただくと、全く、本当にそのとおりだと思っておりますけれども、今、農家との対話の中でいきますと、最後になりますが、私に寄せられた意見は、伊藤さん、2町ぐらいあるけれども、安心して相続できないと。重荷になっておると。こう言われる北の地区もあります。現実なんです。ですから、そういうことを含みながら、農業制度が変わっていく。弥富市としても農家がそれぞれ制度はあれども、農業の弥富として生きていける、弥富として誇れるまちづくりの御検討をお願いすることを最後に申し上げて、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（佐藤高清君） 会議を続けます。

次に武田正樹議員、お願いします。

○16番（武田正樹君） 16番 武田正樹です。

通告に従いまして、大きく2点について質問したいと思います。

時間も5時過ぎていますので、なるべく簡潔に質問したいと思っております。答弁のほうも、先ほどと同じく簡潔によりしくお願いしたいと思います。

まず最初に、私、インフルエンザについての全体の予防接種について、現状と課題について質問したいと思います。

まず最初に、ことし、インフルエンザの季節がもう既にやってまいりました。既にインフルエンザの予防接種を受けた方もあるだろうと思いますし、ない方もあると思います。インフルエンザを含めた予防接種について細かく質問したいと思っております。

まず最初に、予防接種というものは、病気に対する免疫をつけるために、抗原物質（ワクチン）を投与することとあります。予防接種法によると、疾病に対して免疫の効果を得させるために、疾病の予防に有効であることが確認されているワクチンを人体に注射し、または接種することと定義されています。ワクチンによって病原体の感染の影響を防いだり和らげたりすることができて、予防接種は伝染病の抑止に最も効果的で、コストパフォーマンスの高い方法だと考えられています。

このように、病気に対して有効な手段である予防接種について伺いたいと思います。

現在、市が推進してみえる定期・任意予防接種スケジュールとはどのようなものになっているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 花井健康推進課長。

○健康推進課長（花井明弘君） それでは、お答えさせていただきます。

市が推進してみえる定期・任意予防接種のスケジュールはという御質問でございますが、予防接種法は、伝染のおそれがある疾病の発生及び蔓延を予防するために、公衆衛生の見地から予防接種の実施その他必要な措置を講ずることを目的としております。第2条で、A類疾病としてジフテリア、百日せき、日本脳炎など12の疾病、B類疾病として高齢者のインフルエンザ、肺炎球菌の2つの疾病を定めております。A類疾病の予防接種対象者は、接種を受ける努力義務がありますが、B類疾病はそれがありません。

子供の予防接種は、毎年度初めに「弥富市母子保健事業・予防接種事業のご案内」、こういったリーフレットでございますが、こういったリーフレットを全戸配布いたしまして周知しております。個別については、こんにちは赤ちゃん訪問連絡票の提出時に、予診票つきの予防接種の手引き、こういったものでございますが、こういったものをお渡ししております。

また、高齢者の肺炎球菌予防接種は、該当者に直接案内を送ります。こういったリーフレット、これを直接個人の対象者の方に送らせていただいております。また、高齢者のインフルエンザの予防接種についても、こういったようなリーフレットを9月終わってから10月初めに全戸配布して接種を呼びかけております。以上です。

○議長（佐藤高清君） 武田議員。

○16番（武田正樹君） 予防接種スケジュールということで、ざっと説明していただいたと思っていますけれども、そのスケジュールの中で予防接種、多分、それぞれ小さなお子さんから赤ちゃんのときから打たれるものもありますし、そしてある程度高齢者、先ほどの話ですと65歳以上の方のインフルエンザについてもあると思ったと思いますが、その辺の

公費助成についてはどうなっているかについて、弥富市としてどうなっているのかお聞かせください。中に市町によっては公費助成がされていない市町があると伺ったこともあります。どうかその辺について、弥富市の場合はどうなっているのかをお聞かせください。

○議長（佐藤高清君） 花井健康推進課長。

○健康推進課長（花井明弘君） 定期接種、臨時接種、任意接種、こういったものの公費助成についての御質問かと思いますが、子供の定期の予防接種、先ほど申しましたA類の予防接種になるかと思いますが、この子供の予防接種については全額公費負担でございます。それから、B類の高齢者のインフルエンザは自己負担が1,000円、高齢者肺炎球菌については自己負担が2,000円となり、残りを公費負担しております。臨時接種は、原則、定期接種と同様の扱いとなりまして、任意接種は一部の妊娠予定者の風疹の予防接種以外のものについては、全額自己負担となっております。以上です。

○議長（佐藤高清君） 武田議員。

○16番（武田正樹君） 全体的に弥富市の場合も、他の市町と同じく、ほとんどが公費助成によってやっていただけていると思っています。

細かいことで申しわけありませんけれども、先ほど定期接種のほかに臨時接種というのがあると伺ったんですけれども、この臨時接種の中に、いろんなタイプの病気があるんですけれども、例えば新型インフルエンザ、最近ちょっと話題になってきたと思っていますけれども、こういうものについての接種についてはどのような回答をお持ちなのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 花井健康推進課長。

○健康推進課長（花井明弘君） 新型インフルエンザにつきましては、新型インフルエンザ等の法律がございます。新型インフルエンザについては、過去、人間が免疫を持ってない、抗体を持ってない、こういったものが流行といいますか蔓延した場合に対応するというような形の法律になっております。通常のインフルエンザとか予防接種とは、また対応が異なってくるものと考えております。

○議長（佐藤高清君） 武田議員。

○16番（武田正樹君） これから新しく出てきた場合について、その都度対処されると思っていますけれども、例えばこれから先も新型インフルエンザ、いろんな形で中国や東南アジアのほうから出てきています。そういうときに対処されたときに、くれぐれも注意して公費助成ができる形というのをお願いしたいなあとと思っています。

このインフルエンザの予防接種以外に、例えば予防接種全体で、私も今回、初めてこういう形の予防接種について調べさせてもらった中で、昔から予防接種というのは、ある程度国々によって強制的にされている地域が多いと伺っています。例えばイングランドのウェー

ルズ地方では、1853年には法律で、全国で天然痘の予防接種を義務化して、もしそれに従わなかった場合には罰金を取るというような地域も出ているぐらいです。そしてアメリカでも、州の共通の予防接種法では就学前に公的予防接種を義務づけています。ほかにも、ほとんどの国で同様の強制的な予防接種が行われてきました。

ただ、この予防接種は、日本でも予防接種法が決められてから、強制的というわけではないと思いますけれども、その予防接種化というだけ、それによってアレルギー体質の人や、いろんな体質の人が出てきたために、予防接種についてちょっと危険性が伴っているのではないかという話を伺いました。こういうことについて、この予防接種をもし受けた後に、健康被害が出た場合、こういうときに救済制度があると伺っておるんですけれども、この救済制度について少し御説明願いたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 花井健康推進課長。

○健康推進課長（花井明弘君） 予防接種による健康被害が発生した場合の救済制度ということの質問かと思いますが、予防接種法に基づく予防接種を受けた方に健康被害が生じた場合は、定期接種、臨時接種の場合でございますが、この健康被害が接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときは、自己負担分の医療費が支給される制度になっております。任意接種については、予防接種法による救済措置がありません。ただ、他の救済措置を受ければ救済を受ける制度もありますので、そういうことでよろしくお願いします。

○議長（佐藤高清君） 武田議員。

○16番（武田正樹君） この救済制度というのは、予防接種を安心して受けるための制度だと思います。この予防接種でひょっとしたらアレルギーが出たり、いろんな形で副作用が出る方が中には見えるかもしれません。特に最初の予防接種法ができた当時には、私もこれは事実かはっきりしたことはわかりませんけれども、予防接種の注射針をかえずに、次から次へと接種して、それでA型肝炎、B型肝炎になった患者の方が見えるという話も伺ったことがあります。どうかくれぐれもこういう救済制度があるということを、これからも予防接種を勧められるときに、ある程度こういうことは皆さんに知っていただくことが重要ではないかなあと考えていますので、そういうことを皆さんに周知されることもよろしくお願いします。

次に、インフルエンザについてお伺いしたいと思います。

厚生労働省から毎週金曜日にインフルエンザ情報が発表されていると伺いました。それによりますと、いろんな定点報告情報とか、学校休校情報、それから入院患者情報が発表されているみたいですが、例えば弥富市の場合、今回、この秋から冬にかけてどのような状態にインフルエンザの情報になっているのか、もし把握してみえれば、それをお聞かせ願いたいと思います。

そしてもう1点、インフルエンザの先ほどの予防接種についてですが、もし市がインフルエンザの予防接種をどの程度市民の方が受けてみえるかということ把握してみえれば、それもお答え願えないでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（佐藤高清君） 花井健康推進課長。

○健康推進課長（花井明弘君） お答えさせていただきますが、この冬にかけて、市内のインフルエンザの流行状況ということで回答させていただきますが、弥生小学校でインフルエンザの発熱による欠席の児童が複数確認されたため、11月6日から9日の期間、学級閉鎖がございました。その後、一部の保育所で欠席児童がありましたが、蔓延化、流行には至っておりません。

それから、市内のインフルエンザの予防接種の接種状況ということで回答させていただきますが、任意の予防接種は把握できません。しかし、平成26年度、昨年度の接種状況ですが、高齢者インフルエンザの対象者は1万400人で、接種者は5,162人でした。接種率は約49.6%になりました。ワクチンについては、10月末に一部不足状態がありましたが、解消され、接種できる状態となっております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 武田議員。

○16番（武田正樹君） 先ほど伺って、例えば公費である程度使って接種されている方49.6%、かなりな方が健康に十分注意されているなあと伺ったんですけれども、インフルエンザの公費の助成のない方たち、例えば子供さんも多分そうだと思いますし、65歳未満の方というのは自費で全て接種されていると思いますが、このインフルエンザの予防接種の値段についてですけれども、よく伺うのは、病院によって値段が違うということを伺います。病院によって値段が違う。もし市が大体どの程度、この値段の幅で把握してみえるのか。できたら安いほうがありがたいなあと。私もインフルエンザの予防接種について、ある親の方から聞かされたんですけれども、うちは夫婦2人、そして子供が3人います。この5人分の予防接種費用は結構な金額になると言われたんです。そして、子供たちが2回接種する必要があるということで、結局、8人分の接種費用がかかるということで、こういうことについて少し公費助成はないものなのでしょうかという話を伺ったんですけれども、この点について値段と同時に伺いたいなあとと思います。

○議長（佐藤高清君） 花井健康推進課長。

○健康推進課長（花井明弘君） 市内の医療機関に、全てではありませんがお聞きしたところ、3,000円から4,000円の範囲内で接種できるということでお聞きしております。原則自己負担ということで任意接種になっておりますので、今のところは、その制度でやっていくのかなと思っておりますが、一部、あま市では、そういった助成制度をやられておられる市町村もございます。以上です。

○議長（佐藤高清君） 武田議員。

○16番（武田正樹君） 3,000円から4,000円、1,000円の幅があるということです。できたら3,000円でそろえていただけると、受ける方も受けやすいんじゃないかなあとと思いますし、今、公費助成があま市ではあるという話を伺いました。こういうことについても、例えば医療費の抑制効果。確かに弥富市の場合、子供たちが中学校を卒業するまでは医療費は無料になっています。これは非常にありがたいことだと思っています。それを考えても、こういう形で自己負担が家計を圧迫しているという話も伺っています。どうかその辺で、これから先、もし検討される機会がありましたら、公費助成についても、これから検討していただきたいなあと考えております。

それでは、次にインフルエンザのワクチンの予防接種、そしてこういう形の接種が、いろんな重症化を予防する効果があって、特に高齢者や基礎疾患のある方などに関すると、特にインフルエンザというのは重症化する可能性が高いと言われています。予防接種を受けるということは、ある程度重症化するのを防ぐ効果が高いと思われております。そして、このインフルエンザというのは、特に最近、かかってみえる方、今年度については少ないですけども、昨年度でも結構かかってみえる方が多くて、その中でインフルエンザの発症例というだけ、こういう形の症状になっているという形のことが結構あると思ったんですけども、特に高齢者の方で風邪にかかりやすい人とか、それから子供たち、そういう人というのは、多分、2回接種するのを医者さんも勧めてみえるみたいなんですけれども、こういう形の例えば2回接種することを勧めたり、それからいろんな形でインフルエンザの予防接種を勧めるという形、これは一種の病気の予防につながると思いますし、先ほど質問した予防接種全体についてもそうです。これから医療費がますます膨らんでいく中で、ある程度こういうのも抑制する効果、そして皆さんが健康で元気であるということの中として、これからこういう形の啓発活動というのは大変重要なことになってくると思いますけれども、こういう啓発活動について市としては予防接種を含めて、そしてインフルエンザのことも含めてどういうふうに進めてみえるのか、お考えをお聞かせください。

○議長（佐藤高清君） 花井健康推進課長。

○健康推進課長（花井明弘君） インフルエンザを含めた予防接種の啓発について、市は今後どのように取り組むのかということの御質問かと思います。

接種の対象者、またはその保護者に対して、あらかじめ予防接種の種類、受ける期日、または機関及び場所、注意事項、受けることが適当でない者、接種に協力する医師、その他必要な事項を今後も引き続き十分周知していくとともに、予防接種の有効性、安全性及び副反応、その他接種に関する注意事項等についても十分説明をしていかなければならないと考えております。

○議長（佐藤高清君） 武田議員。

○16番（武田正樹君） ある程度病気を予防するということは、医療費の抑制につながりまして、先ほどあった確かに自己負担というのは出てくるとは思いますけれども、こういう啓発活動というのは非常に大事だと思います。特に病院に行ったりしたりするときに、よくインフルエンザのパンフレットみたいなものが壁に張ってあったりするんですけども、こういうときに、なるべくそういう形のものを早目に受けてくださいというような啓発活動は、市としても進んでやっていただきたいなと思います。くれぐれもそういうことについて要望しておきます。

次に、1点だけちょっと別のことで、先日、新聞紙上から見たんですけども、新型インフルエンザについてなんですけれども、11月下旬に新型インフルエンザの発生に備えた訓練が全国的に行われたという記事が載っていたんですが、例えば弥富市もその訓練に参加したのか、また訓練がどのような内容だったのか、お聞かせください。

○議長（佐藤高清君） 花井健康推進課長。

○健康推進課長（花井明弘君） お答えさせていただきます。

11月27日に情報伝達訓練という形で実施されました。これは、新型インフルエンザA（H7N9型）が国内で発生し、政府の緊急事態宣言を受けて、内閣官房新型インフルエンザ等対策室から都道府県、都道府県から市町村に必要な情報を送付し連絡体制の確認を行うとともに、関係機関の役割についての認識を深めることを目的に実施されました。

当市においても愛知県の健康対策課から電子メールで情報を受け、市役所内の各部局、学校、保育所、医療機関等へ情報を送る連絡手段の確認、それから県対策本部の決定事項をもとに、初動対応など具体的な行動を想定、確認しようとする訓練でございました。以上です。

○議長（佐藤高清君） 武田議員。

○16番（武田正樹君） 多分、発生したことの、先ほどの説明ですと、情報連絡の訓練だという話ですけども、例えばこれ、職員の方全員にある程度通知はされるわけですか。その辺、そういうことでよろしいですか。

○議長（佐藤高清君） 花井健康推進課長。

○健康推進課長（花井明弘君） 今回の訓練は、机上訓練というような形で実施しておりますので、市役所内の職員に周知徹底はされておられません。

○議長（佐藤高清君） 武田議員。

○16番（武田正樹君） この新型インフルエンザの発生に備えた訓練というのは、もし起きた場合ですよね、発生した場合に、どのような形で連絡が来るのか、私ら一般市民としてはまず心配になるところなんですけれども、市民に対する連絡についての情報のやり方というのは決まっているんでしょうか、市としては。

○議長（佐藤高清君） 花井健康推進課長。

○健康推進課長（花井明弘君） 市の行動については、インフルエンザ等対策の行動計画、こういったものが作成してございますので、この行動計画に基づきまして対応するという形になると思います。

○議長（佐藤高清君） 武田議員。

○16番（武田正樹君） わかりました。今後とも、もし発生した場合について、速やかに市民の方に連絡できるような体制を整えていただきたいと思います。できるだけ新型インフルエンザの発生がないことを祈っておりますし、ましてインフルエンザを含んだ予防接種というのは伝染病の予防に対して最も効果的で、先ほど話をしたようにコストパフォーマンスの高い方法だと考えられております。病気の予防にも効果的であるということを考えれば、これからも啓発活動に進んで取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、これについては終わりました、次の質問に移りたいと思います。

次に、農業の活性化に向けた課題と取り組みについて質問したいと思います。

最近、T P P（環太平洋パートナーシップ協定）の大筋合意を受けまして、農林水産省は米や果物など農産物への影響をまとめています。多くの品目で影響は限定的だとしながらも、一部は長期的には価格が下落する可能性もあるとしています。弥富市に関連するものとして、米については高い関税や国が義務的に輸入するミニマム・アクセスという制度など、輸入の枠組みはこれまでと変わらず、ただT P Pによってアメリカやオーストラリアから合わせて年間7万8,400トンの輸入枠が新たに設けられます。輸入がふえると、その分、国産の米の価格が下落する可能性があるため、国は備蓄用として毎年買い入れている米の量をふやすことで影響は抑えられると検討しているみたいです。小麦と大麦については、国が一元的に輸入する制度を維持するものの、事実上の関税であるマークアップを9年目までに45%削減するため、輸入品の価格下落が国産の販売価格に影響を及ぼす可能性を指摘しています。

例えば、弥富にそのほかで野菜とか果物として栽培されているイチゴについてですが、現在6%の関税を協定の発効後すぐに撤廃するため、長期的には国内生産の価格が下落する可能性もあるとしています。弥富でも栽培されているいろんな野菜、レタス、カリフラワー、いろいろとあると思いますが、野菜についても3%の関税が協定発効後すぐに撤廃されると言われています。影響はいずれも限定的だと見込まれていると思いますが、ただ関税が撤廃されることで、長期的には国産の価格下落の可能性があるとは指摘されています。特に弥富の特産品であるトマト、そしてレタス、ブロッコリー、カリフラワー、こういう形の関税の撤廃は協定発効後すぐに行われるみたいです。すぐに価格の下落につながるとは思いませんが、今後とも長期的には価格の下落の可能性があるということです。

このため農林水産省では、品種改良や農業施設の整備など安定供給のための対策のほか、輸入品に対する競争力の強化などが必要としています。そこで市としての考えを、このＴＰＰを含めた対策を今後とも考えてみえるのかどうか、それについて考えをお聞かせください。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） きょうは各議員の御質問の中に、ＴＰＰ問題の大筋合意ということがいろんな分野で出てくるわけでございますけれども、ＴＰＰの合意によって、今、70万トンのＷＴＯという形の中の輸入枠があるわけでございますけれども、さらに7万トンアメリカから、そして1万トンオーストラリアから持ってくるというような形に対して78万トン。日本に米が余っているのに78万トンの米を持ってきたらどうなるかということは必然的です。これをしっかりと御協議いただきたいというのがまず第1じゃないでしょうか。要するに、そういった米余りの日本に対して、さらにアメリカから7万トン、オーストラリアから1万トンなんていうのは、やはり誰も理解できないと思うわけでございます。しかし、いろんなつき合いの中でやむを得ずというようなところがあるんでしょうけれども。そういったことに対して大変厳しくなるということは想像しているものですから、この12月の補正予算で3,000億の農業政策に対して予算を組む、あるいは平成28年度に対して、当初予算に対して、農業施策に対して対策を打っていくという形のものがあると思います。

いずれにいたしましても、その辺のところをしっかりと注視していかなきゃならないとは思っておりますけれども、現状としては、先ほども話をしていますように、我々としては弥富市の単独の補助金を含めて現行を維持していきたいと思っております。

○議長（佐藤高清君） 武田議員。

○16番（武田正樹君） 市長の答弁にありましたように、3,000億円の予算をこれから組んでいただく。これが末端まで話が伝わるまでに時間が少々かかり過ぎている。先行しているのは、ＴＰＰでこれだけの大量の米を輸入したり、それから関税が撤廃されるという話ばかりが先に進んでいますので、くれぐれもこういう形の話が、例えば3,000億円の話とか、そういう形で助成金がある程度出てくるという話をもっと進めていただきたいなと思います。私も農業をやっていますし、特に野菜、そして米以外で、先ほど話が上がりましたオペレーターの方もそうです。小麦についてもそうですし、小麦、大麦についてもそうです。価格下落は目に見えています。それをこれから先も維持してもらうためにも、ある程度国が助成金制度をしっかりとした形で早目に表明していただきたいなあと思っています。そして、それに沿って市としても早目にそういう対策を打っていただきたいなあとしますので、それはくれぐれもよろしくお願いしたいと思います。

次に、先ほども話が上がりました農地中間管理機構について、少しお話を伺いたいと思います。

今、農地中間管理機構によって担い手への農地の集積が進められています。実際、農業についてはT P P大筋合意の影響を考えれば、これから先、担い手の農業の競争力の必要になってくると思います。意欲ある生産者が安定した再生産に取り組める、若い担い手が夢を持てるものにしていく必要があると思います。

それで、今後、農地の受け手である担い手に対するこれから市の方針、どういう形に担い手に対して市は指導をしていかれるのか、そういうところを御説明願いたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 先ほどから、この農業問題に対して、農地中間管理事業という形の中で農地の集約化がされておるわけでございます。弥富市もいろんなところで、東海農政局を含めて説明をいただきまして、今、ことしの27年としては220ヘクタール、新たに農地の集約化ができ、担い手のほうへという形でございます。今までは600ヘクタールぐらいありますから、そういった数字を加算していただくということだと思います。

また、J Aのほうで委託をされているのが300ヘクタールぐらいありますので、そういうことの合算をしていきますと、本当に1,600ヘクタールの半分以上が移行しているというような状況です。そして、この農地については、あと5年ぐらいでは、実質的には7年、8年ということを行っていますけど、私はスピードが加速してくるだろうと思っております。そういう状況の中で、80%ぐらいが農地の集約がされて、担い手のほうへお願いをせざるを得ないという形でございます。

そうした形の中において、今、自民党の農政部長を担当されました小泉さんが、この辺のところに対して、こういう管理機構が集約した担い手が経営の安定だとか、あるいは日本の農業をしっかりと守ってくれるんだということに対する施策を平成28年度の予算で必ず打たれると思います。必ず打たれる。そういう状況の中において我々は注視していかなきゃならないわけでございますけれども、そうした場合、国の補助金の層と、市町村の私たちの層という形で、2階建て、3階建てになったら、それはどうなるんだと。これはしっかりと考えなきゃいけないときも出てくると思います。

農業ばかりに税を使うということが、ある意味ではそういう批判も出てくるということも考えていかなきゃならない。これだけ社会保障どうのこうのという形の中での話が、この高齢化社会の中であるわけでございますので、その辺のところをしっかりと見きわめながら、市としての単独補助事業については考えていきたい。現状としては、先ほどもお話をさせていただきましたように、国の施策が出てないもんですから、継続をしていくということを申し上げておるところです。

○議長（佐藤高清君） 武田議員。

○16番（武田正樹君） 市長のおっしゃることはわかるところなんですけど、実際、担い手が、

先ほど市長から話があったように、ある程度農地が集積されて受け手となっています。そして、この担い手が全てこれから先、農業のある程度の形を多分進めていくことになると思いますが、この担い手を指導する立場にあるのも市だと思うんです。その辺で、ある程度市としても担い手に対してこれから先、J Aを含めてですが、こういう形で担い手に対して農地をどう維持していくのか、そしてどういう形で農業を進めていくかという方針も、これから示していただきたいなと思います。どうかその辺で、これから先、全ての担い手の方、それぞれこれから法人化を組まれるということは、あるかないかはちょっとその辺が微妙ですが、ある程度は法人化は組まれて大規模化されると思います。その中で、この法人化されて大規模化された農家の方が、これから先も農業を維持していける。先ほど市長からお話がありましたように、とにかくこの日本で自給率を上げるということ、これは農業の一番肝心なことだと私も思っています。どうかこれから先も、この担い手がある程度やっていける、100%とは言いませんが、やっていただかなくてはならないと思っていますので、今後ともこの担い手に対する指導について、J Aと一緒に指導方針をある程度市も示していただきたいなと思います。これは要望です。

そして次に、もう一つ農業を取り巻く環境の中で、弥富市の場合は、全体がほとんどが海拔がマイナスの地域です。そして、農地も全てマイナスの地域になっているんです。そして、例えば今、先ほど話がありましたように、集中豪雨、ゲリラ豪雨と言われるものが、結構最近、この地域でも発生しています。そういうことを考えると、例えばこういう自然災害に対する備えというのは、この地域では必要不可欠なものになっています。そのためにも、この自然災害に対する備えとして、例えば農地、それから農業用水、排水路、排水機場、地域のどちらかという地域資産になっていると思います。この地域資産の維持管理がこれからも大事だと思います。特に先ほどの担い手がこれから安心して農業を続けていただけるためにも、どうかこの地域資産の維持について、市としてどういう方針でこれからも取り組まれるかについてお聞かせください。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） いろいろと課題が出てくると思います。担い手が全体の面積の構成比の80%近くを、約30名ぐらいの担い手が弥富市に見えるわけですが、そういう方たちが担っていくと。一つの大きな問題は、経常賦課金と言われる金額がございますよね、土地改良事業費と言われるところ。これをどっちが負担していくんだということが一つの議論になってくるだろうと思っています。これはしっかりと協議をしていただいて、大変厳しい農家でございますので、そういったことに対してどこが負担をするかということを明確にしていかなきゃいけないと思います。

もう一つは、それぞれの鍋田地区、十四山地区、弥富地区という形の中で、反当たりに対

する戻し金がそれぞれ違うんですね。鍋田のほうは非常に効率的に農作業ができるものから、反当たり1万円を超えるような形で地主にお返しになる。しかし、十四山、あるいは弥富という形については、相当の低い金額でしかない。この辺をどう弥富市として一本化していくかということも課題だと思います。これは担い手がそれぞれのウエートを高くすればするほど、これはそれぞれの平等化、公正化ということも必要だろうと思っております。

そういったことをしっかりと、課題として上がってきたことを一つ一つ整理していかなきゃならない時代が来るだろうと思っています。そして、そうしたことにおいて、担い手を中心とした農地の保全ということに対して、市としてもしっかり考え、担い手に対してどう補助を出していくかということが大きな課題だろうと思っております。

○議長（佐藤高清君） 武田議員。

○16番（武田正樹君） 先ほど市長からの答弁もありますように、担い手に対するある程度これからの助成金というのは大変重要なものになってくると思いますし、担い手が安心して農業を営める形、農地の維持とか、それからいろんな面で、地域資産と言われている農業排水路とか、そういうものについて、これから先も市として十分に維持していただける形もお願いしたいなあと思います。

それでは次に、また質問に移りたいと思います。

弥富市における農業に従事する農業従事者のうち、最近、私も話を伺ったんですけれども、女性の占める割合というのは農業従事者の間でどの程度見えるのか、お聞かせください。

○議長（佐藤高清君） 安井農政課長。

○農政課長（安井耕史君） お答えさせていただきます。

2010年、ちょっと古いんですが、5年前の農林業センサスという調査が行われております。本市での農業に従事されてみえます方は2,680人、そのうち女性につきましては875人という統計の結果が出ております。割合につきましては、約32%という数値となっております。

ことし、2015年に5年ごとの世界農林業センサスというものが行われておりまして、まだ細かい数字については出ておりませんが、先月27日に概数値のほうが発表されました。これはまだ全国的な数値でございますが、農業従事者が前回調査、5年前に行われました調査に比べますと約14%全国的に減少したという結果が出ております。そのため、本市の農業従事者の数も、そのような形で減少しているものと思われまます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 武田議員。

○16番（武田正樹君） 2010年ですので5年前、それから確かに全国的には14%の農業従事者が減っているということ。確かに先ほどから話が上がった担い手への農地集約が始まっているということも考えれば、減っていくというのは当然かもしれません。ただ、例えば弥富でもそうなんですけれども、2,680人のうちの875の方が女性が占めているということ。あ

る程度農業従事者の中に女性の占める割合、立場上の割合というだけ、それぞれ各家についてそれぞれ立場が違ふと思いますけれども、占める割合は32%もあるということです。この女性の占める割合は、例えば、最近農家のうちを通ったりすると、ほとんどの方がそうなんですけれども、畑をやってみえるのは女性の方が多いいですよ。それで女性の方が野菜をつくったり畑を守りして花をつくったりいろいろしてみえるんですね。農地の維持に本当に協力してもらっていると私は思っているんです。こういう形で農地の維持に協力したり、多分、隣同士でいろんな野菜をつくったりして分けたり、そしていろんなつながりというだけ、そういう形のことに地域として役立ってみえていいると思うんです。

こういう形で、例えば女性農業者、これから先も大変重要な立場にあるのではないかなと思っているんですけれども、以前にも少し、ある議員の方が話をされた中に、農業女子プロジェクトというのを国も進めているという話を伺ったんですけれども、この中で農業女子プロジェクトというものについて少しお話を伺いたいなと思うんですが。

例えばこれ、私も少し調べさせていただいて、農業女子プロジェクトは、全体として若い女性が多いということ、そしてまだ比較的新しいプロジェクトのために、この地域でも余りまだ参加してみえる方が少ないという話を伺っています。この農業女子プロジェクトについて、前回でどなたか、たしか三浦議員だったと思うんですけれども、質問されたときにも、市としてこれから先どう取り組んでいかれるのかという話を聞かれたと思うんですよ。私もこれから先、例えば30何%の女性の方がいる程度農業従事者として携わってみえるということを考えれば、このプロジェクトは一つの形なんですけど、この一つの形として、新しくさらにいろいろ農業女子プロジェクトとよく似た形のものを、これから先、市としても取り組んでもらえることはできないかなと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 安井農政課長。

○農政課長（安井耕史君） まず、農業女子プロジェクトというものについて御説明をさせていただきます。

農業女子プロジェクトでございますが、これは国のほうが進めておりますプロジェクトでございます。女性農業者の方が日々の生活や仕事、自然とのかかわりの中で培った知恵をさまざまな企業の技術、ノウハウ、アイデアなどと結びつけ、新たな商品やサービス、情報を創造し、社会に広く発信していくためのプロジェクトでございます。

そして、このプロジェクトを通して、農業内外の多様な企業・団体と連携し、農業で活躍する女性の姿をさまざまな切り口から情報発信することにより、社会全体での女性農業者の存在感を高め、あわせて職業としての農業を選択する若手女性の増加を図っておるものでございます。窓口のほうは、国の農林水産省の経営局就農・女性課が事務局となっております。

このプロジェクトとは違いますが、本市のほうでは現在、女性農業者の方、12名でございますけれども、農業経営や地域の担い手としての重要な役割を果たしていただく農村生活アドバイザーという称号を受けていただきまして、日々活躍をしていただいております。このアドバイザーの方々の活動は、自分たちの持っている能力や役割を発揮して農業経営や農村生活の向上を図っていただき、地域農業の発展と活性化に寄与していただくことを目的としまして活動のほうをしていただいております。

先ほどの議員のお話にありましたが、農業女子プロジェクトにかかわられたというお話は、私どもも今まで聞いたことがございません。仮に農業で活躍される若手女性農業者の方が、このプロジェクトにかかわられまして本市の農業を含めた情報を発信していただければ、本市の農業の活性化にとってとてもよい影響を及ぼしていただけるものと考えております。ぜひ、弥富市におきましても、多くの若手女性の方に農業に取り組んでいただければと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） この農業女子プロジェクトということは、ただ単に農業に携わる女性が、その中で改善をしていくわけではなくて、例えば農業には今機械化という形の中で、草刈り機、耕運機、さまざまな機械があるわけでございますけれども、それは全て今までのメーカーは男性仕様なんです。それを女性仕様に変えることによって、いわゆる軽減化する、軽減化というか軽重化というか、軽くしたり、あるいは扱いやすいように小さくしたりして、農業が女性としてやりやすいようなところをメーカーと、それぞれのJAさんとか実際に農業をする女性が、いろんな改善案を出して一つのプロジェクトの中で効率的なものをつくり出していく。だから、そういうことをすれば、もっと農業に女性が従事できる仕組みをつくっていかうというようなことだと思っております。わかりやすく、いろいろと今、農政課長が説明しましたけれども、そういった形の中で、農業に若い人たちが従事していただければ、また農業も変わってくるということだと思います。

○議長（佐藤高清君） 武田議員。

○16番（武田正樹君） 先ほど課長と、それから市長のほうからも説明いただきました。例えば若手の女性が、その地域にそういう形のもので活躍するということは、その地域全体が活性化してくる一つのものだと思っております。弥富市でも南部地域、そして東部地域も多分そうだと思うんですけれども、高齢者がふえ、そして若い人が減ってきている現状があります。そういう中で、地域の魅力というものがあつてこれから重要になってくると思われます。若い女性がそういう形で農業に携わって、その地域を盛り上げていただくことは、これから先、その地域が活性化する重要な役目を果たしてくれるものだと思っておりますし、農業にとってもこれから魅力ある産業、特に先ほど市長からもお話がありました強い農業者を育

てる、強い農業にすることから見ても、ある程度女性の力も大変重要になってくると  
思います。これからも先も、どうかこういう形のプロジェクト、そして参加する方があれば、  
市として窓口としてやっていただけることをお願いしたいと思います。

最後にもう1点なんですけれども、これからお伺いしたいのは、T P Pの大筋合意を受け  
て農業を取り巻く環境というのは本当に厳しくなってきます。これから先、中間管理機構に  
よって農地は集積され、農家の数も多分、農業就業人口も減ってくると思います。その中で、  
農業をこれから維持していくためにも、これから市の方針として、先ほどからたびたび話を  
伺っています。これから先も農業を維持していくため、特に弥富市の場合は南部地域、東部  
地域については農業は重要な産業になっています。どうかこれから先も農業を重要な産業に  
維持できるように、これから市としても取り組んでいただきたいことをお願いしまして、私  
の質問を終わります。

○議長（佐藤高清君） 本日はこの程度にとどめ、明日に継続議会を開き、本日に引き続き一  
般質問を行いたいと思いますので、本日の会議はこれにて散会といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後5時58分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 佐 藤 高 清

同 議員 小坂井 実

同 議員 佐 藤 博